

【iv 家庭福祉課・母子家庭等自立支援室関係】

1. 社会的養護の充実について

社会的養護の充実については、平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」に沿って、里親委託・里親支援や、施設の小規模化、施設機能の地域分散化などを進めている。また、先の臨時国会で成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）においても、少子化対策として「必要な措置を着実に講ずる」措置の一つとして、「社会的養護の充実に当たって必要となる（児童養護施設等に入所等をする）子どもの養育環境等の整備のために必要な措置」が規定されているところである。

これらを踏まえ、平成25年度補正予算及び平成26年度予算案においても、消費税財源等を活用して必要な予算を確保したところであるため、都道府県市におかれても、社会的養護の下にある子どもたちに家庭的な養育環境を提供するための取組みを始め、社会的養護に係る各般の施策を引き続き、積極的に進めていただくようお願いする。**（関連資料2参照）**

（1）里親支援等の推進について（関連資料3～7参照）

① 里親・ファミリーホーム委託の推進

国連の代替的養護の指針にもあるとおり、社会的養護は、家庭養護を優先して行うべきであり、平成23年4月に策定した里親委託ガイドラインでも、里親優先の原則を明記したところである。また、「社会的養護の課題と将来像」では、里親等委託率を3割以上に引き上げる目標を掲げている。

日本の社会的養護において養育している児童数は、施設が約9割で里親・ファミリーホーム（以下「里親等」という。）は約1割であり、欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。しかし、里親等委託率には自治体間で大きな差があり、新潟県では44.3%（平成24年度末）など、里親等委託率が3割を超えている県もあり、最近8年間で、福岡市が6.9%（平成16年度末）から31.5%（平成24年度末）へ、大分県が7.4%（平成16年度末）から27.8%（平成24年度末）に増加させるなど、大幅に伸ばした自治体もある。

これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じたロコミなど、様々な努力を行い、里親登録の増加及び里親支援の充実を図っている。

こうした福岡市、大分県の里親委託推進の取組をまとめた報告書を「全国里親委託等推進委員会」が作成しており、厚生労働省ホーム

ページにて掲載している。

里親委託の推進は、「(2) 家庭的養護推進計画と都道府県推進計画の策定について」の中に位置づけて進めていただいているところであるが自治体における総合的・計画的取組が大切である。実際に里親委託が進んでいる自治体も多くあり、なお一層の積極的な取組の推進をお願いします。

(参考) 厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working1.pdf

(厚生労働省HPで「里親等委託率アップの取り組み報告書」で検索)

② 里親支援専門相談員の活用 **(関連資料4参照)**

里親委託は、中途からの養育という特徴がある上に、里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験など、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多いため、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ複数の相談先(里親会・里親支援専門相談員等)を用意する等里親支援の仕組みを構築することが重要である。

平成24年度から定期的な里親家庭への訪問等の里親支援を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置できるようにしている。平成24年11月現在115か所に対し、平成25年10月現在226か所とほぼ倍増しているところであり、各都道府県市においては、引き続き、里親支援専門相談員の配置を行うとともに、里親等支援体制の充実をお願いします。

里親支援専門相談員の活動内容を見ると、自治体と里親支援専門相談員配置施設との間で業務内容を取り決めた上で、里親家庭への定期的な訪問や里親同士の交流会(サロン)への参加、児童相談所との連絡会議への参加等に取り組む一方で、自治体と里親支援専門相談員配置施設間で具体的な業務内容を取り決めていない例や、児童相談所と里親支援専門相談員との連絡が定期的になされていない例も見受けられる。地域の実情に応じた形で里親支援専門相談員の業務の内容を取り決めることや、情報共有や連携のための定期的な連絡会の開催について、児童福祉主管課、児童相談所、施設間で調整の上、里親支援専門相談員の活用をお願いしたい。

また、里親支援専門相談員だけでなく、児童相談所における里親支援についても、専任の里親担当職員の配置、里親支援機関事業における里親委託等推進員の活用等により里親に対する登録(認定)研修・更新研修を含めた支援の充実をお願いしたい。

③ その他の留意点

次の点についても、自治体間で取組の差が大きいことから、積極的

な推進をお願いする。

ア 新生児・乳児の里親委託

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、新生児・乳児期からの里親委託が重要である。長期的に実親の養育が望めない場合のみならず、委託の期間が限定されている場合も、里親委託は有用であるが、里親への委託割合が高い自治体がある一方、乳児院への多数の措置がありながら里親への措置がほとんど無い自治体もあるので、(1)①で紹介したような自治体での取組も参考にして、里親委託の推進をお願いする。

イ 乳児院から里親への措置変更の推進

乳児院退所後の措置変更先についても、里親への措置変更の割合が高い自治体がある一方、多数の措置変更がありながら、大部分を児童養護施設への措置変更としている自治体もある。乳児院からの措置変更先は、できる限り里親とするよう、重点的な取組の推進をお願いする。

ウ 親族里親の活用

扶養義務がある親族であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることが可能である。また、扶養義務のないおじ、おばについては、施設入所よりも家庭養護が望ましい場合には、養育里親として、里親手当も支給することが可能である。

親族による里親制度の活用については、自治体間でも取組の差があるが、住民に対する周知を積極的に行うとともに必要な場合には、活用願いたい。

特に祖父母等が児童扶養手当の受給対象者となっている場合には、児童扶養手当の受給に代えて一般養育費の給付を受けた方が給付額が大きくなるので、児童扶養手当の担当部局と積極的に連携した上で、手当の認定や更新時に受給者の立場に立った情報提供を行うようお願いする。

エ 養子縁組あっせん事業者への指導

養子縁組あっせんは、保護者のない児童や家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与え、かつ、その児童の養育に法的安定性を与えることにより、児童の健全な育成を図るものであり、児童相談所において積極的に養子縁組あっせんに取り組むよう努められたい。

また、第2種社会福祉事業である養子縁組あっせん事業について

は、昨年、一部の事業者における金品の不適切な取扱い等が問題となったところであり、事業者における事業運営の更なる透明性の確保や支援の質の向上に向けた取組が強く求められているところである。事業者を所管する都道府県市におかれては、適切な事業運営の確保に向け、事業者の調査・指導を徹底するとともに、児童相談所との連携方策を模索するなど、児童や実親の福祉の向上に向けた取組をお願いする。

なお、今後適正かつ透明性のある養子縁組あっせん事業が行われるよう、「養子縁組あっせん事業の指導について」（厚生省児童家庭局長通知）及び「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者等から受け取る金品に係る指導等について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）の改正を行うとともに、厚生労働科学研究で事業者の支援の質の向上に向けた調査研究を開始することとしているので留意されたい。

（２）家庭的養護推進計画と都道府県推進計画の策定について

（関連資料 8～9 参照）

社会的養護の養育は、できる限り家庭的な養育環境の中で行われる必要があり、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム等）に変えていくため、厚生労働省としては、今後、消費税財源を含めた安定した財源を確保した上で、児童養護施設等の人員配置の充実に取り組むこととしているところである。

各都道府県市におかれては、現在、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年11月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「局長通知」という。）に即し、児童養護施設及び乳児院に対し「家庭的養護推進計画」の策定を促すとともに、自らの「都道府県推進計画」の策定に向けた検討を進めていただいていることと承知しているが、引き続き、地域の実情に即した計画的な取組をお願いする。

計画策定の手順等詳細については、平成25年7月23日付事務連絡「家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」の作業等について」を参照願いたい。

なお、未だに上記の「計画」の検討に着手していない施設及び自治体がある場合には、早急に行政関係者と施設関係者等との十分な意見交換を行った上で、「計画」を策定するようお願いする。（なお社会的養護に関する記述が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」において「基

本的記載事項」とされているとともに、「市町村子ども・子育て事業計画」においても「任意的記載事項」とされており、これらの記述が上記の「計画」と整合的である必要があることに留意されたい。）

① 家庭的養護推進計画と都道府県推進計画の策定・調整

施設の小規模化・地域分散化については、局長通知において、平成27年度からの15年間を推進期間とした計画の策定を各施設及び各自治体をお願いしている。各都道府県市においては、以下に留意の上、地域の実情に即した計画的な取組をお願いする。

ア 家庭的養護推進計画

家庭的養護推進計画は各施設ごとに策定する計画であり、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めるものである。

家庭的養護推進計画は、具体的かつ実現可能な計画にする必要があるため、各都道府県市においては、各施設における課題等について把握するとともに、適宜適切な指導や助言を行うようお願いする。

※考えられる主な課題例

- a 小規模化・地域分散化に向けての職員の人材育成、人材確保等の検討
- b 地域支援の具体的な方策（分園型小規模グループケアに対する支援、地域の里親・ファミリーホームに対する支援等）の検討
- c 現在の施設の整備状況とこれからの改築、大規模修繕等の計画の立案

なお、いくつかの自治体より「現行の職員配置基準では小規模化が困難」等の理由により、家庭的養護推進計画が進まないという照会があるが、

- a 厚生労働省としては、今後、消費税財源を含めた安定した財源を確保した上で、児童養護施設等の人員配置の充実に取り組むこととしているところであること、
- b 各都道府県市及び各施設に配布するとともに、厚生労働省ホームページにて掲載している「施設の小規模化事例集」に示しているように、既に各地において様々な工夫を凝らして小規模化に取り組んでいる施設もあること

から、各都道府県市においては、子どもにとってより望ましい養育環境にしていく視点から、「どのようにすれば小規模化に取り組んでいけるか」という指導や助言を各施設に対しお願いしたい。

（参考）厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf

(厚生労働省HPで「施設の小規模化等事例集」で検索)

イ 都道府県推進計画

都道府県推進計画は、平成26年度末までに都道府県が策定する都道府県推進計画は平成27～41年度の15年間の計画（5年ごとに見直し）であり、各施設から提出される家庭的養護推進計画を踏まえた計画となる。

平成26年度は、都道府県においては都道府県推進計画の原案のとりまとめた上で成案を策定することとなるが、原案のとりまとめ及び成案の策定に際しては、地域の社会的養護に係る課題を的確に把握し、関係者が一体となって施策を推進していくことができるよう、児童相談所関係者や施設養護関係者、里親等幅広い関係者の意見を踏まえるようお願いする。なお、計画の策定に際し地域の実情から生じる疑義（例：当該地域に社会資源（施設・里親等）が不足している等）がある場合には、家庭福祉課に相談願いたい。

② 小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の推進

小規模グループケア（児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設）については、家庭的な養育環境を推進する観点から、引き続き設置の推進をお願いする。

また、小規模グループケアについては、1施設に3か所以上設置をする場合の要件として、小規模化及び地域分散化に関する計画の策定を求めているが、この計画は当該施設における今後の取組方向を掲げていただく趣旨であり、具体的な実施期限まで求めるものではないので、柔軟な対応をお願いする。

なお、乳児院の小規模グループケア化については、一時保護委託等アセスメントが十分になされていない段階で緊急的な対応も必要であることから、乳幼児の実態を踏まえた対応をお願いする。

③ 児童養護施設分園型自活訓練事業の移行

児童養護施設分園型自活訓練事業については、小規模グループケアの予算措置の充実を踏まえ、分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設に移行の検討をお願いする。移行に問題がある場合には家庭福祉課まで相談願いたい。

(3) 社会的養護を担う人材確保について（関連資料10参照）

① 児童養護施設等の職員人材確保事業について

平成26年度予算案においては、児童養護施設等の職員の人材確保対策として、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」中「児童養護施設等の職員人材確保事業」として、①児童養護施設等への就職を希望する学生の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職

員の代替職員を雇い上げる経費、及び②学生の就職を促進するため、実習を受けた学生を非常勤職員として雇い上げる経費を追加したところである。**(別冊資料6～7)**

施設養護をできる限り家庭的な養育環境の下で行っていくためには、各施設において施設職員となる人材の確保が不可欠であることから、「児童養護施設等の職員人材確保事業」を積極的に活用願いたい。特に上記「計画」の策定に際し、人材の確保が小規模化等の妨げとなっているとする施設に対しては、本事業を積極的に紹介いただきたい。

② 児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進

心理療法担当職員については、心理療法が必要と認められる児童(者)が10人以上いる場合配置することとしている。児童養護施設に入所している児童のうち、半数以上が虐待を受けた経験があることから、入所している児童への心理的ケアは重要となっている。

については心理療法担当職員が配置されていない施設(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設)がある都道府県市においては、当該施設と協議の上心理療法担当職員を積極的に採用するなど、配置の推進に努められたい。

(4) 児童自立支援施設における学校教育の導入について

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、平成26年2月1日現在の実施状況は49施設にとどまっております。未だ4施設においては導入予定時期の目途がたっていないところである。**(関連資料11参照)**児童に対し学校教育を受ける機会を保障し、その将来の発達への基盤を構築していく観点、及び児童の権利擁護の観点からも早期に実施することが必要である。

導入(実施)予定のたっていない自治体におかれては、児童福祉主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、「児童自立支援施設における学校教育の実施の促進について」(平成25年9月26日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)の趣旨に沿い、平成27年4月までには導入(実施)時期の目途を立てるようお願いする。特に、教育委員会との調整が困難な自治体におかれては、当課においても文部科学省と連携して教育委員会サイドに働きかけていただく用意があるので、前広にご相談いただきたい。

(5) 要保護児童等の自立支援の充実について

児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と同様のスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支

援の充実が重要である。

① 退所児童等アフターケア事業の一体的実施 **(関連資料12参照)**

平成26年度予算案においては、施設退所者（退所予定を含む。以下同じ。）等への就業支援を行う「児童養護施設等の退所者等の就業支援事業」を「退所児童等アフターケア事業」に組み入れ、生活面での支援と就業面での支援を一体的に実施しやすくしたところであり、施設退所者等への支援策として積極的に活用願いたい。**(別冊資料5、7)**

② 自立援助ホームの設置

施設を退所して就職する児童等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、未設置の自治体もあるので積極的な取組をお願いします。

③ 身元保証人確保対策事業の活用

施設退所児童等が就職やアパート等を賃借する際に施設長等の身元保証人を確保し、児童の社会的自立の支援を目的とする身元保証人確保対策事業については、平成24年度より、

ア 申込期間を施設退所後1年に延長するとともに、

イ 就職時の身元保証期間を最長5年まで、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長するよう

改正している。自立援助ホームを含めた施設関係者に対し再度周知を徹底するとともに、施設退所児童等の自立に際し身元保証が必要な場合には活用願いたい。

④ 措置延長、措置継続等の積極的な実施

措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、自立生活に必要な力が身についていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどをお示ししているところであり、各都道府県市においては、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いします。

⑤ 母子の自立支援における母子生活支援施設の活用

母子の中には、DVなど様々な課題を抱えている者もあり、「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」（平成25年8月ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ）では、「母と子が共に生活しながら、それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を受けることができる母子生活支援施設を地域の社

会資源として活用することが望まし」とされているところである。

各都道府県市においては、自立支援が必要な母子に対して母子生活支援施設の積極的な活用をお願いするとともに、母子保護を実施する市町村に対しても積極的な活用の周知徹底と、個々の母子の状況に応じた円滑な広域入所を図ることをお願いする。

(6) 施設運営の質の向上について

「社会的養護の課題と将来像」においても施設により運営の質の差が大きいとされていることから、施設運営の質の向上を図るべく、各施設種別ごとの運営指針の策定（平成24年3月）、第三者評価の義務化（平成24年4月）、施設長研修の義務化（平成23年9月）を行ってきたところである。

① 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児入所施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修を支援するもの）については、引き続き実施することとしているので、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

② 第三者評価の受審と公表（関連資料13参照）

社会的養護関係施設については、平成24年4月より3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられており、平成26年度はその3年目に該当することから、各都道府県市においては、第三者評価未受審の施設に対し第三者評価を必ず受審の上公表を行うよう指導願いたい。

また、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価の実施、公表を行うこと（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の2、第84条の3）となっているので、合わせて指導願いたい。

③ 施設長研修の義務化

施設長研修は、児童自立支援施設の任用時研修は国立武蔵野学院で行う仕組みとなっているほかは、厚生労働大臣が指定する者（各施設団体）が行うこととなっている。この研修は任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けているが、平成26年度は社会的養護施設関係5団体が共催で9月（大阪会場）、12月4日～5日（東京会場）にて研修の開催を予定しているので、管内の施設に周知いただきたい。（情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設についてはこの他にも実施予定）

④ 基幹的職員の配置の推進

各施設における自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員の配置については、施設運営の質の向上に資するものである。基幹的職員が配置されていない施設がある都道府県市においては、基幹的職員を配置するよう、施設と協議していただきたい。

また、基幹的職員の要件となる研修を行う「基幹的職員研修事業」を補助事業として平成21年度より実施しているため、施設運営の質の向上に本事業を積極的に活用願いたい。

なお、「基幹的職員研修事業」で講師を行う指導者の養成研修を国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所で行っているため、合わせて活用願いたい。**(関連資料14参照)**

(7) 被措置児童等虐待について

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に関する事項について制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。

都道府県市においては、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」(平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)等により、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等に取り組んでいただいているところであるが、これまでの届出・通告状況、事実確認状況等を踏まえ、今一度貴管内における被措置児童等虐待への対応体制について、子どもの最善の利益や権利擁護の観点に即したものになっているか確認願いたい。特にすべての関係者に対し、児童福祉法第33条の12第1項において、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに児童相談所等の期間に通告しなければならないこととされているなど、制度について周知徹底するとともに、虐待が重大な子どもの人権の侵害であり、決して許されるものではないことなどに関する意識啓発や、子どもに対し、虐待を受けたり目撃した際の第三者の相談窓口の周知等について、不断の取組をお願いする。

その上で、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命・健康・生活が損なわれるような事態が予想される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

なお、平成24年度における被措置児童等虐待に係る届出・通告状況、事実確認状況等については、現在集計中であり、とりまとめ次第公表する予定であることを申し添える。

(8) 措置費交付要綱等の改正について（別冊資料1～4参照）

社会的養護の措置費に係る交付要綱及び関係通知の改正案は別冊資料のとおりである。（現在検討中のもの。）なお、保護単価については消費税率引上げに伴い課税対象経費について改定を行うとともに、一般生活費等については近年の物価動向も反映している。

平成26年度予算案から、医療費については分割されて他の費目とは別に執行されることとなったため、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請等の手続きについて」の様式を変更しているところであり、申請にあたりご注意いただきたい。

また、「公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成25年1月24日閣議決定）に基づいて設定していた公立施設の単価表は平成25年度で廃止する。

事務費の暫定定員については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」に基づき運用していたところであるが、例えば自立援助ホームで、いわゆる「子どもシェルター」として運営している様な場合など平均在籍児童数は少ないが頻繁な入退所があるものについては、前年度の新規入所児童数が定員の2倍以上である場合は暫定定員を設定しないなどとしているので、必要に応じて運用を図られたい。また、明らかに合理的な特殊事情が認められ定員の改定または暫定定員の設定が極めて困難な場合は、従来より「児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等について」で特例措置の基準を示しているところなので、十分に趣旨を踏まえた対応をお願いしたい。

また、心理療法担当職員加算、乳児院病虚弱等児童加算や資格取得等特別加算などの加算単価については、子どもの福祉の観点から積極的に活用するよう施設と協議し、入所児童の処遇向上に努められたい。

(9) 児童福祉施設入所等児童に係る臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び子育て世帯臨時特例給付金関係事務処理について

児童福祉施設等に入所等している児童等に係る臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び子育て世帯臨時特例給付金関係事務処理については、平成26年2月14日事務連絡厚生労働省子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室及び簡素な給付措置支給業務室連名で通知されているところである。

施設入所児童等に係る臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金は、それぞれ給付対象児童一人につき1万円とし、施設職員による代理申請を基本とする。基準日は、平成26年1月1日としている。詳細につい

ては、事務連絡及び厚生労働省ホームページを参照されたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/rinjifukushikyuuufukin/index.html

(厚生労働省HP「臨時福祉給付金」で検索)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/rinjitokurei/index.html

(厚生労働省HP「子育て世帯臨時福祉給付金」で検索)

各都道府県におかれましては、当該事務連絡の運用及び管内市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)への周知について特段のご配慮をお願いします。また、施設入所等に係る委託や措置、支給決定等を行う自治体におかれては、施設職員等の関係者への周知について併せてご配慮をお願いします。

2. 児童養護施設等の整備について

(1) 児童養護施設等の小規模化等について

児童養護施設等の改築等の施設整備に当たっては、平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」及び平成24年11月30日付雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を踏まえ、児童養護施設等の小規模化・地域分散化及び家庭的養護への転換を進めていくこととしている。

従来 of 次世代育成支援対策施設整備交付金を活用した施設整備のほか、同交付金により耐震化整備等を行う場合、また、平成25年度補正予算により実施期限が1年延長された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（基金残を有する都道府県に限る。）を活用し、児童養護施設等の改築等を行う場合においても同様に、小規模化等を念頭に整備するよう、各施設に指導されたい。

また、同じく平成25年度補正予算により実施期限が1年延長された安心こども基金の「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」についても、

- ① 本体施設のケア単位の小規模化を図るための改修整備に必要な費用、
- ② 地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア等を新たに設置する場合に、既存建物等のケア単位の小規模化を図るための改修整備に必要な費用、
- ③ スプリンクラーの設置等の児童の安全確保のために必要な費用等に充てるため、1施設当たり8百万円以内の補助基準額を設けて補助しており、積極的な活用をお願いする。

なお、児童養護施設等の整備計画策定に当たっては、入所児童に家庭的な養育環境を提供することはもとより、思春期にある中・高校生等やその他の児童のプライバシー等にも十分配慮し、ユニット化及び個室化を積極的に進めていただきたい。

その他、情緒障害児短期治療施設については、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、専門性の高い児童福祉施設であり、平成24年度末で38か所あるが、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）では、平成26年度までに47か所を整備することとしている。未設置の自治体におかれては設置推進に努めていただくようお願いする。

(2) 児童養護施設等の耐震化の推進について（関連資料15～16参照）

自力避難が困難な子どもが入所する児童養護施設等においては、全ての施設の耐震化が図られることが望ましい。

しかしながら、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」（平成24年4月時点）の調査結果によると、児童養護施設等の耐震化率は全国で78.8%（通所施設等を含む児童関係施設等全体では76.7%）となっており、一部の施設で未だ耐震化が図られていないところである。

これまで児童養護施設等については、平成21年度に創設した社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（注1）により、耐震化整備等の推進を図ってきたところであるが、今後、残りの未耐震化施設について引き続き計画的・安定的に整備を図る観点から、次世代育成支援対策施設整備交付金において整備を推進することとし、平成25年度補正予算及び平成26年度予算案において、児童養護施設等の耐震化整備等（乳児院のスプリンクラー整備を含む。）を行うために必要な予算を計上（注2）したところである。

（注1）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の基金残を有する都道府県については、事業の実施期限を平成26年度末まで延長し、引き続き基金残を活用して耐震化等整備を実施。

（注2）次世代育成支援対策施設整備交付金における「児童養護施設等の耐震化整備等」についても、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の補助単価や融資の優遇措置を継続。

特に耐震化率の低い都道府県等におかれては、入所児童の安全を確保する観点から計画的に耐震化整備が図られるよう制度を積極的にご活用いただくとともに、社会福祉法人等に対してご指導をお願いしたい。

なお、未だ耐震化が図られていない児童養護施設等の耐震化整備を計画的かつ着実に推進するため、今後、関係都道府県等に対し、耐震化整備計画の策定について依頼をさせていただく予定であるので、ご協力をお願いしたい。

3. ひとり親家庭等への自立支援について

(1) ひとり親家庭への支援施策の見直しについて（関連資料17～19参照）

① 見直しの経緯について

ひとり親家庭への支援施策については、平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し検討を行うため、昨年5月に社会保障審議会児童部会に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」を設置して検討を進め、昨年8月には「中間まとめ」として、支援施策の在り方の方向性等が整理された。

厚生労働省では、これに沿い、平成26年度予算要求・税制改正要望に対応し、昨年12月には、平成26年度予算案、政府税制改正大綱において所要の予算・税制措置が認められたほか、先般、閣議決定し国会に提出した「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）に、ひとり親家庭支援施策を強化するための母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正事項も盛り込んだところ。

平成26年度予算案、改正法案におけるポイントは次のとおりであるので、各自治体におかれてはこれらの趣旨をご理解いただき、地域のひとり親家庭のニーズを踏まえ、積極的・計画的に施策を展開されたい。各事業ごとの変更点の詳細については、次項以降を参照されたい。

② 改正法案のポイントについて

改正法案におけるひとり親家庭への支援に係る改正の趣旨は、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化するものである。

そのために、次のとおり、(ア) 支援体制の充実、(イ) 支援施策・周知の強化、(ウ) 父子家庭への支援の拡大、(エ) 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを行うこととしている。

今後、各自治体には、施行に向けた準備をお願いすることになることから、引き続き、十分にご留意願いたい。

ア ひとり親家庭への支援体制の充実

自治体によってひとり親家庭支援の取組に温度差があるといった指摘も踏まえ、母子家庭等への支援措置の積極的・計画的実施について都道府県等の努力義務規定を設けるなど、支援体制の充実を図る。

イ ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

ひとり親が就職に有利な資格を取得するために修業する場合に、そ

の期間の生活を支援するために給付する「高等職業訓練促進給付金」等について公課禁止規定を設け非課税とすることにより、就業支援を強化する。

また、ひとり親家庭の子どもの保育所入所に係る配慮についてこれまで規定されていたが、放課後児童健全育成事業等についても配慮規定を設けるほか、予算事業として行ってきた子どもへの相談・学習支援などの事業について「生活向上事業」として法律に位置づけることにより、子育て・生活支援を強化する。

さらに、施策の周知が十分でないとの指摘を踏まえて、就業支援事業などにおいて「支援施策に関する情報提供」を明確に業務と位置づけ、周知の強化を図る。

ウ 父子家庭への支援の拡大

父子家庭の中にも経済的に厳しい家庭があることから、これまでも父子家庭への支援を拡大してきたが、今般、ニーズが高い福祉資金の貸付について父子家庭も借りられるよう、「父子福祉資金」制度を創設するなど、父子家庭への支援を拡充する。

また、「母子自立支援員」、「母子福祉団体」などについても父子家庭を法律上の支援対象等として位置づけた上で、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」などと父子も支援対象であることを明確にするため改称する。（※以下この資料においては、「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」と表記している。）

これらにより、母子家庭、父子家庭の支援がほぼ出揃うことから、法律の名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称する。

以上の改正に係る施行期日については、平成26年10月1日としている。

エ 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

児童扶養手当については、公的年金等を受給できる場合には、児童扶養手当を支給しないことで併給調整をしてきたが、これを見直し、児童扶養手当の額よりも少額の公的年金等を受給する場合には、その差額分の児童扶養手当を支給できるように改正する。

この改正に係る施行期日については、各自治体におけるシステム改修、支給事務の準備、周知・広報などの施行準備に時間を必要とすることから、平成26年12月1日としており、実際には平成27年4月から支払いが行われることとなる。

③ 平成26年度予算案のポイントについて

平成26年度予算案においては、ひとり親家庭の様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うための相

談体制を強化するための事業を創設することとしている。

また、転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化や、子どもに対するピア・サポート（当事者等による支援）を伴う学習支援等の支援の推進のための予算も計上している。

各自治体におかれては、改正法案の趣旨も踏まえ、これらの予算事業を活用した積極的な取組をお願いします。

あわせて、児童扶養手当と公的年金との併給制限の見直し、父子福祉資金貸付制度の創設等に必要な予算も確保しており、改正法案に必要な改正事項を盛り込んでいる。

各自治体においては、今後、システム改修、事務の準備、周知・広報等の施行準備に遺漏のないようお願いします。

（２）相談・支援体制について

① ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化について

ア 総合的な支援体制の強化の考え方

ひとり親家庭支援については、「中間まとめ」において

（ア）ひとり親家庭が抱える多岐にわたる課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が十分でないこと、

（イ）地域により支援メニューにばらつきがあること、

（ウ）支援施策が知られておらず、利用が低調であること

といった課題が指摘されている。

このため、ひとり親家庭の悩みや課題の内容の如何に関わらず、まず相談でき、その家庭に応じた適切な支援メニューにつなげる窓口体制を整備するとともに、相談窓口からつなぐ先の支援メニューについても地域のひとり親家庭のニーズを踏まえて積極的・計画的に整備することが必要である。

これらを実現するため、平成26年度予算案においては、「ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化」として、ひとり親家庭の様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うためにワンストップの相談窓口を整備する「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化学業」の創設と、この相談窓口からつなげる先の具体的な支援施策の拡充強化（就業支援関連事業等の充実強化、子どもへの支援の推進）とをワンパッケージで行う予算を確保している。

厚生労働省としては、これらの事業の実施を通じて、今後、各自治体における支援体制の構築に係る取組について好事例を収集・分析し、全国展開を図りたいと考えている。

各自治体におかれては、これらの事業の趣旨を十分にご理解いただき、支援体制の強化に積極的に取り組まれるようお願いする。

イ 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」

このワンパッケージの予算のうち、「相談窓口の強化事業」については、「中間まとめ」で指摘されているように、

(ア) ひとり親家庭がどのような悩みや課題を抱えていてもその家庭の抱える課題を把握・分析し、地域の適切な支援メニューを組み合わせることで包括的・総合的な相談・支援、

(イ) 自立に向け段階に応じた適切な支援メニューにつなげるとともに自立への意欲にも資する継続的・計画的な寄り添い型の相談・支援、

(ウ) 児童扶養手当の手続きをはじめ、子育て支援、離婚、妊娠に係る手続きの担当など様々な行政や支援機関との連絡を密にし具体的な支援メニューにつなげる、潜在的な支援ニーズにも応える積極的な相談・支援、

(エ) 地域の支援機関と連携し、様々な支援メニューを適切に組み合わせることで包括的・総合的な相談・支援

を行うことのできる相談支援体制を整備するものである。

具体的には、地方自治体（主に福祉事務所）の相談窓口に加え、母子・父子自立支援員に加え、新たに「就業支援専門員」を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員の子育て・生活支援や養育費相談などのその他の専門性を高め、他の行政窓口や支援機関との連携を密にすることにより、相談支援の質・量の充実を図り、上記のような包括的・総合的で高度な支援を実現することを目指している。

就業支援専門員の具体的な業務としては、母子・父子自立支援員と協働し、働いているひとり親に対しては、より好条件の就業の実現を目標とする支援を実施し、働いていないひとり親に対しては、就業阻害要因の除去から就業の実現を目標に支援することとなる。また、ハローワーク、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との定期的な連絡調整や同行支援などにより、連携した就業支援を実施するほか、関係機関の他、地域の事業主団体や母子・父子福祉団体が会する場を定期的を開催し、地域の事業主への普及啓発、子育てと両立しやすい求人への拡大等を行うことも望まれる。

各自治体におかれては、事業の趣旨を十分にご理解の上、積極的に本事業を実施されるようお願いする。

なお、平成26年度予算案では全国109か所で実施する予定としており、事業実施要綱（案）は近日中にお示しすることとしている。また、事業実施の採択については、事業実施要綱（案）を提示する際に、併せて別途厚生労働省に協議していただくこととしているので、補助事業を活用する場合には、採択が決定してから就業支援専門員を配置されたい。

② 母子・父子自立支援員の体制強化と資質向上について

(関連資料20参照)

「中間まとめ」では、母子・父子自立支援員について、継続して任用されてきた非常勤職員が任期満了後に任期の更新がされない場合があるといった指摘や、研修への参加機会が確保されないことがあるといった種々の問題が指摘された。母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の支援の実施の要であり、重要な役割を果たしていることから、その人材の確保と資質向上は極めて重要な課題である。

このため、今般の改正法案においては、都道府県、市等が母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材について、その新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務を新たに設けることとしている。

また、平成26年度予算案では、自治体における研修の開催費用や母子・父子自立支援員等の外部研修会への参加を支援する「管内自治体・福祉事務所支援事業」を母子家庭等就業・自立支援センター事業の一つのメニューとして創設している。

都道府県、市等におかれては、改正法案の規定の趣旨を踏まえ、上記事業を積極的に活用するなどし、母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上に努めていただきたい。

なお、母子・父子自立支援員の配置に要する費用については、地方交付税措置が行われているので、配置していない自治体や体制が十分でない自治体においては、適切な配置をお願いする。

(3) 就業支援について (関連資料21～23参照)

就業支援の取組状況については、全体としては進展しているものの、自治体の間でばらつきがある状況にある。また、事業を実施していても、その実施体制が支援ニーズに十分に答えられていない場合があるとの指摘もある。このため、未実施の事業がある場合には、事業の実施に積極的に取り組んでいただくとともに、事業の提供体制についても、実効性が上がるものとなるよう改善に取り組んでいただきたい。

特に、「中間まとめ」では、ひとり親の多くが就業しているものの、非正規雇用で働き、稼働所得が十分な水準とはいえない者が多い状況を踏まえ、より安定し、よりよい所得が得られるよう、転職やキャリアアップの支援を推進することについて検討が必要とされており、ハローワーク等の労働関係機関とも十分に連携を図り、こういった支援を推進するようお願いする。

① 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子・父子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組まれない。

母子・父子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特措法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇い入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

なお、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

② 母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市の全てで事業が実施されているが、就業支援事業等の各メニューごとの実施状況には、各自治体によりばらつきがある。このため、実施していないメニューの実施について積極的に検討するとともに、実施している事業の実が上がるよう、効果の観点から事業の点検をお願いする。

平成26年度予算案では、「ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化」における支援施策の充実強化として、

(ア) 「就業支援講習会等事業」について、県内の遠隔地の居住者への参加の機会を増やすため、県の中心地以外でも就業支援講習会等が開催できるよう補助単価の増額

(イ) センターによる管内自治体・福祉事務所への支援（母子・父子自立支援員などの相談関係職員に対する資質向上のための研修

等)を充実するため、「管内自治体・福祉事務所支援事業」の創設

(ウ) 支援を必要とするひとり親家庭に必要な支援が届くように、支援施策の更なる周知と支援ニーズを把握するため、「広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業」の創設などを盛り込んでいる。

また、「就業支援事業」及び「母子家庭等地域生活支援事業」については、平日に加え土日に関所した場合に、開所日数に応じた運営費の加算も行っており、利用者の利便性に配慮したセンターの土日開所についても積極的に実施されたい。

さらに、本事業の実施に当たっては、(a) 職業紹介の許可の取得、(b) ホームページの開設、(c) 相談中や講習中に子どもを預かる託児コーナーの設置等により、効果的で、支援ニーズに即したきめ細かな支援ができるよう取り組まれない。

なお、安心こども基金の「職業紹介等を実施する民間企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業」及び「職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業」については、平成26年度から本事業に組み入れることとしており、職業紹介等を実施する民間企業等も事業の委託先とできることを明確化するとともに、センターによるセミナーや講習会の開催時以外であっても他の職業訓練を受講するひとり親に託児サービスを実施することを可能とすることとしている。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域で就業支援を受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としているものである。

平成24年度には21市で実施されているが、都道府県におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等へ提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

③ 母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母等に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭等の実情に応じた支援が重要となる。

本事業は、都道府県や市等が母子家庭の母等の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援

を行う上で極めて有効な事業であることから、未実施の自治体におかれては積極的に実施されるようお願いする。

なお、安心こども基金の「就業・社会活動困難者への戸別訪問事業」のうち、戸別訪問による相談支援等については、平成26年度から本事業に組み入れこととしている。

④ 母子家庭自立支援給付金等

ア 高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の法定化、非課税化等

母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得を支援するため、現在、母子家庭自立支援給付金として「高等職業訓練促進給付金」、「自立支援教育訓練給付金」等を支給している。これらの給付金を活用し、資格を取得することにより、多くのひとり親が正規雇用による就業を実現しており、更なる事業の推進が望まれる。このため、改正法案においては、「高等職業訓練促進給付金」及び「自立支援教育訓練給付金」を法定化するとともに公課禁止（非課税）・差押え禁止及び不正利得徴収の規定を設けることとしている。各自治体におかれては、法定化等の趣旨を踏まえ、積極的に事業を実施するとともに更なる周知に努めていただくようお願いする。

なお、平成24年度に受給者が取得した資格の主なものとして、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、柔道整復師、理容師などが挙げられるので、参考とされたい。

イ 雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」との関係

現在、雇用保険制度についても見直しが行われており、先般、「雇用保険法の一部を改正する法律案」が今国会に提出されている。

同法案では、非正規雇用労働者等の「中長期的なキャリア形成支援」のため、一定の雇用保険加入期間を持つ方が、専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座を受ける場合に、受講費用の支援を行う（教育訓練給付金の拡充）ほか、45歳未満の離職者に限り失業給付の半額を受講中に給付する（教育訓練支援給付金の創設）などの措置が盛り込まれており、同法案が成立した場合、施行日は本年10月1日を予定している。

このうち、後者の「教育訓練支援給付金」については、「高等職業訓練促進給付金」と生活費の支援という趣旨が重なることから、併給はできず、双方を受給できる場合には、いずれか選択していただくこ

とを予定している。このため、相談窓口において、どちらが受給できるか、どちらを受給した方がよいか、適切に案内する必要があることから、今後、具体的な取扱いについて改めてお知らせすることとしている。

⑤ ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

安心こども基金によるひとり親家庭関係の事業のうち、①「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、②「就業・社会活動困難者への戸別訪問事業」のうち就職活動支度費用の支援、③「婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業」については、実施状況や事業実績などを踏まえ、平成25年度末をもって終了することとしている。

このうち、「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」については、「安心こども基金管理運営要領」により、今年度中に訓練を開始した場合には、訓練終了までの事業継続が可能であるので、本事業の実施について検討される自治体においては、既存の基金を活用し、平成26年3月までに対応されたい。

なお、在宅就業のためスキルアップを行うセミナー等については、現行の母子家庭等就業・自立支援センター事業の在宅就業推進事業において実施できることから、同事業の活用についても併せて検討されたい。

また、在宅就業者総合支援事業において、在宅就業者が適正な契約条件で、安心して在宅就業に従事することができるよう、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催、相談対応等を実施しているところであり、同事業により構築している在宅ワーカー向けのポータルサイト「Home Workers Web（ホームワーカーズウェブ）」も併せて参照されたい。（<http://www.homeworkers.jp>）

⑥ 労働関係施策について

ひとり親への就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからカまでの事業についてご承知置き頂き、これらの機関と緊密で有機的な連携を確保し、効果的な就業支援が行えるよう配慮されたい。

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進している。

また、本事業では、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」を活用した地方自治体への常設窓口の設置や巡回

相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備している。

各自治体におかれては、本事業の実施に当たって、「児童扶養手当受給者に対する『生活保護受給者等就労自立促進事業』の活用促進について」（平成25年12月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）も参考としつつ、都道府県労働局・ハローワークに対し、児童扶養手当受給者に関する積極的な支援要請を行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

また、本事業の実施においては、自治体と都道府県労働局・ハローワークとの協定の締結が非常に重要であるが、未だに協定を締結していない自治体もある。このため、平成26年度においては児童扶養手当部局におかれても、ぜひ協定に参加していただくようお願いする。

イ マザーズハローワーク事業

ハローワークでは、母子家庭も含めた子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー（平成26年1月末現在177箇所）を設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）

ウ 公共職業訓練

公共職業訓練においては、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練、②母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース、③就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業に必要な技能・知識を習得するための職業訓練を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。

併せて、都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

エ 求職者支援制度・短期集中特別訓練事業

雇用のセーフティーネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付等を行う求職者支援制度を実施しているが、例えば、就業経験が極端に少ないことや長期間仕事をしていないことにより、3～6か月の訓練の受講をためらう方もいるとのご意見を地方自治体からいただいた。これを踏まえ、新たに実技に重点を置いた1～3か月未満の短期間の訓練機会を提供することにより、早期就職を支援する短期集中特別訓練事業を平成26年度末まで実施することとしている。地方自治体とハローワークの一体的な就労支援の取組の中で、この事業が母子家庭の母等の就労に資することをご理解いただき、積極的な周知・利用勧奨をお願いしたい。都道府県におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。

オ キャリアアップ助成金

平成25年度から、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して「キャリアアップ助成金」を創設した。

この「キャリアアップ助成金」では、有期契約労働者等を正規雇用に転換等した場合や、雇用する労働者を短時間正社員に転換又は短時間正社員を新規雇入れした場合で、その対象となる労働者が母子家庭の母等である場合には支給額を加算することとしている。

そのため、各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局・ハローワークと連携し、「キャリアアップ助成金」について、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

カ 雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」（上記の④のイ参照）

（４）子育て・生活支援について

① 学習支援ボランティア事業について

ひとり親家庭については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、ひとり親家庭の子どもに対する教育支援の充実が必要となっている。

このため、平成24年度から、ひとり親家庭に大学生などのボランティアを派遣し、児童等の学習支援や進学相談に応じる「学習支援ボランティア事業」を行っている。この事業は、受託したNPO法人等が、地域の施設又は自宅に、学生等のボランティアを派遣し、児童等の学習を支

援するためにコーディネートを行う経費について補助を行うものである。この事業については、改正法案において「生活向上事業」のメニューとして法定化することとしており、また、平成26年度予算案では、実施か所数を拡充するとともに、新たに学習支援ボランティアの活動費も対象経費に含め補助することとしている。各自治体におかれては、法定化を踏まえ、積極的に実施されるようお願いする。

また、文部科学省を通じて各大学に対し、本事業についての周知及び母子・父子福祉団体やNPO等を通じてボランティア募集の依頼があった場合の配慮をお願いしている（平成26年2月7日付け事務連絡「学習支援ボランティア事業」の実施について）ので、事業を実施する自治体におかれては、近隣の大学の学生支援担当課に積極的に協力を求められたい。

② 母子家庭等日常生活支援事業について

「中間まとめ」では、ひとり親家庭が子育て・生活支援を受けることができる本事業について、実施されていない地域があるほか、地域によって実施されていても提供体制が十分ではなく、必要な支援が受けられないといった指摘があった。自治体におかれては、実施・提供体制について、ひとり親家庭等のニーズを踏まえたものとなっているかの点検や事業の周知を行うことをお願いする。

また、平成26年度予算案では、実施か所数を拡充しているため、事業を実施していない自治体におかれては積極的な取組をお願いする。

さらに、同様の支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業においては、ひとり親家庭等が利用しやすいよう、ひとり親家庭等の受入れを行う場合の助成などを行っており、優先的な利用、調整や柔軟な受入対応など、ひとり親家庭等への利用支援をお願いする。

③ 保育所の優先入所等について

「中間まとめ」では、ひとり親家庭が、就業・修学や求職活動と子育てとを両立していくためには、就業状況等に応じた保育体制の整備など一般の子ども・子育て支援の充実が必要とされた。

これを踏まえ、今般の改正法案においては、保育所入所に関する特別の配慮に加え、これまで告示・通知上の取扱いであった放課後児童健全育成事業を行う場合などにおけるひとり親家庭への利用に関する特別の配慮についても法律に規定することとしている。放課後児童健全育成事業以外の事業については、省令で定めることとしており、別途お知らせすることとしているが、各自治体におかれては、新たな規定の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭の優先利用などの特別の配慮をして頂けるようお願いする。

いする。

④ ひとり親家庭情報交換事業について

「中間まとめ」では、ひとり親家庭の親や子どもの心の支えも重要であり、当事者同士が悩みを打ち明け合うことができる相互交流や情報交換の機会の確保のための支援の充実や活用促進について検討が必要とされた。これを踏まえ、平成26年度予算案では、開催回数の拡充（年6回程度→年12回程度）を図っているので、本事業の積極的な実施をお願いする。

⑤ 子育て短期支援事業について

本事業は、保護者の疾病、仕事、育児疲れ等のために、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において児童を短期間預かる「ショートステイ事業」、及び、仕事等の理由によって平日の夜間又は休日に家庭における児童を養育することが困難となった場合等に児童を児童養護施設等において預かる「トワイライトステイ事業」からなる。本事業は、子ども・子育て支援新制度において、地域子ども・子育て支援事業へ移行することとされており、新制度への円滑な移行を図るため、平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施することとしている。また、平成26年度予算案においては、新たに事業を開始する際の開設準備に要する経費（改修費等）の補助を行うこととしている。

本事業については、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）において、ショートステイ事業は870カ所、トワイライトステイ事業は410カ所を平成26年度の目標としている。このため、実施主体の市町村及び事業委託先の児童養護施設等において積極的に事業の実施されるよう取り計らわれたい。また、ひとり親家庭を含め、本事業の利用対象者に対する周知をお願いする。

また、ひとり親家庭から利用の申し込みがあった場合には、利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うなど、特別な配慮をお願いする。

さらに、近隣に児童養護施設等がないこと等により、必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、児童養護施設等においてあらかじめ登録している保育士、里親等に委託することもできるので、この取扱いの積極的な活用もお願いする。

(5) 養育費確保等について

① 養育費の確保について

平成23年6月の民法の一部改正により、協議離婚の際に定めるべき事項として、養育費の分担や親子の面会交流が民法に明記された。また、同改正法審議における衆議院・参議院の附帯決議においては、養育費の支払いや面会交流について明文化された趣旨の周知に努めることや、これらの継続的な履行確保について必要な措置を講ずることに配慮すべきとされた。

これらを踏まえ、養育費相談支援センターにおいて、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図るほか、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣なども実施している。

地方自治体におかれては、養育費相談支援センターの積極的な活用を図っていただくとともに、母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置すること等により、養育費の履行確保に向けた取組の推進をお願いします。

② 面会交流の支援について

面会交流については、子の健やかな育ちを確保する上で有意義であるとともに、養育費を支払う意欲につながるものである。

このため、面会交流の取り決めがある方を対象に、日程調整、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う「面会交流支援事業」について、積極的な実施に努めていただくようお願いします。

なお、本事業は、専門知識や実務経験等を有する外部団体等への委託も可能としているため、地方自治体における積極的な取組をお願いします。

③ 周知の取組について

法務省が取りまとめている離婚届書のチェック欄のチェック状況の集計結果（平成24年4月～平成25年9月）によれば、未成年の子がいる夫婦の協議離婚の届出件数中、チェック欄の「取決めをしている」、「まだ決めていない」のいずれかにチェックが付されたものは全体の8割程度であり、「取決めをしている」にチェックが付されたものは全体の6割程度であった。養育費の確保や面会交流の実施には、まずは、当事者で取決めをしていただくことが重要である。このため、養育費相談支援センターから、養育費や面会交流の取決めや確保の方法、養育相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットや面会交流に関するQ&Aなどを記載したパンフレットを各都道府県・市町村に送付しているので、相談窓口や離婚届の受付窓口への配置等により、養育費や面会交流に関する周知に取り組んで頂くようお願いします。

なお、このパンフレットは、養育費相談支援センターのホームページ (<http://www.youikuhi-soudan.jp/>) でも掲載しているので、併せて積極的に周知していただきたい。また、本ホームページでは、周知に活用できるよう印刷可能なパンフレットも掲載しているため、母子家庭等就業・自立支援センターや母子家庭施策等の窓口等で配布いただきたい。

なお、希望する地方自治体に対しは、養育費相談支援センターから、パンフレット等の印刷物を送付することも可能であるので、お問い合わせいただきたい。あわせて、都道府県におかれては、管内市町村にその旨周知いただきたい。

(6) 母子寡婦福祉資金貸付金について

① 母子福祉資金貸付金等の改正について

改正法案における貸付金に係る主な改正の内容は次のとおりであるので、留意されるとともに、管内市区町村への周知等について願います。

ア 母子福祉資金貸付金の貸付について

現行規定では、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法877条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者に係る貸付については、寡婦福祉資金貸付金により行うこととされているが、改正法案では、母子福祉資金貸付金により貸付を行うこととなる。

なお、改正法案の施行日前に行った貸付決定については、なお従前の例による取扱いとすることとしている。

イ 父子福祉資金貸付金の貸付について

改正法案では、父子家庭にも福祉資金の貸付を拡大するため、「父子福祉資金貸付制度」を創設することとしている。

貸付の対象は、「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童」であるが、児童には、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法877条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含むこととしている。

貸付の資金の種類、貸付方法、貸付利率、保証人等については、母子福祉資金貸付金と同様の取扱いを予定している。

なお、「配偶者のない男子」の定義については、現行法の「配偶者のない女子」と同様に規定することを予定している。

ウ 団体貸付けについて

団体貸付けの対象となる母子福祉団体については、改正法案により「母子・父子福祉団体」となる。

現行の規定においては、母子福祉団体になりうる法人として、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人としていたが、改正法案では、社会福祉法人又は営利を目的としない法人として厚生労働省令で定めるものとしており、省令では、営利を目的としない一般社団法人・一般財団法人のほか、特定非営利活動法人を規定する予定であるが、詳細は別途お知らせする。

貸付条件（貸付金の種類、貸付方法及び利率等）は、現行の母子福祉団体への貸付けと同様とする予定である。

エ 特別会計について

改正法案においては、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下「福祉資金貸付金」という。）の貸付を行うに当たって、都道府県・指定都市・中核市は特別会計を設けなければならないこととなる。

オ 施行時期について

改正法案の施行時期は、平成26年10月1日を予定している。

カ 福祉資金貸付金の協議について

各都道府県における福祉資金貸付金の借受予定額については、毎年3月1日から3月31日までの間に、その翌年度分について協議して頂いているが、平成26年度分に係る協議については、これまでどおり母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に係る借受予定額を協議するものとする。

なお、改正法案による父子福祉資金貸付金の借受予定額の協議時期等については、別途お知らせする。

② 剰余金の国への償還について

現行、都道府県等における国からの借入金の償還については、当該年度の前々年度（以下「基準年度」という。）以前3年度の各年度の福祉資金貸付金の貸付実績の平均額の2倍の金額を基準額とし、基準年度における福祉資金特別会計の決算上の剰余金の額がこれを超える場合には償還しなければならないこととしている。

しかしながら、特別会計に多額の資金が滞留する自治体があることを踏まえ、今般、この基準額を見直し、政令を改正することとしている。

具体的には、基準額を「平均額の2倍の金額」から「平均額の1.7倍の金額」に見直すこととし、平成26年度における償還から適用する予定である。

詳細については、別途お知らせする。

③ 母子寡婦福祉資金貸付金制度の運用について

母子寡婦福祉資金の貸付けについては、特に経済的条件は定められていないが、貸付を行うに当たっては、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

また、児童を対象とした資金（修学資金等）については、母子家庭の母を借主とし、子を連帯債務を負担する借主に加えることで、保証人を立てることなく貸付を行うことを可能としているので、貸付を必要とする家庭が貸付を受けられるよう適切な対応をお願いする。

④ 償還率の改善について（関連資料24～25参照）

各自治体の償還率にばらつきがみられることなどから、今般、「母子寡婦福祉貸付金の償還に係る取組例について（依頼）」（平成25年12月9日付け事務連絡）により調査を実施し、各自治体の取組例を取りまとめたので、これを活用するなどし、地域の実情を踏まえ、償還率の向上に努められたい。

各自治体においては、地域の実情を踏まえた独自の計画の策定や、具体的な目標の設定などにより、償還率の向上に努めていただくようお願いする。

（7）児童扶養手当について

① 平成26年度の手当額について

平成26年度の手当額については、平成25年の消費者物価指数の対前年度変動率が+0.4%であった一方で、これまで講じられてきた物価スライドの特例措置を平成25年度から平成27年度までの3年間で解消することとしている（※）。

（※）平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）に基づき、平成25年10月から▲0.7%、平成26年4月から▲0.7%、平成27年4月から▲0.3%を引き下げることとしているもの。

これらにより、平成26年度の手当額は、平成25年の物価上昇による+0.4%の改定に加え、特例水準の解消として▲0.7%を引き下げることにより、合わせて▲0.3%の引き下げとなり、以下のとおりとなる。

今後、手当額の改定のために必要な政令改正等を行うこととしているが、都道府県におかれては前もって管内市区町村への周知方お願いする。

・ 手当額（月額）

	(平成25年10月～平成26年3月)	(平成26年度)
全部支給	41,140円	→ 41,020円 (▲120円)
一部支給	41,130円	→ 41,010円 (▲120円)
	～9,710円	～9,680円 (▲30円)

※ 平成26年度の児童扶養手当の一部支給額を算出するための係数は、0.0181098となる。

② 公的年金との併給制限の見直し（関連資料26参照）

改正法案においては、児童扶養手当と公的年金との併給制限を見直し、児童扶養手当の手当額よりも低額の公的年金給付等を受給する場合に、その差額分について手当を支給することとしている。

法律が成立すれば、平成26年12月1日から施行（平成27年4月支払い）の予定であり、各自治体においてはシステム改修、支給事務の準備、対象者への周知・広報などの施行準備に遺漏のないようお願いする。

基本的な運用や今後のスケジュールについては、**関連資料26**のとおりであり、更なる詳細については年度内を目途に別途お知らせすることとしている。

なお、本改正に伴うシステム改修経費等については、地方財政措置が講じられる予定であることを申し添える。

③ 相談及び情報提供に係る規定の改正

受給資格者である父母の自立促進を図るためには、就業面だけでなく生活面の支援の充実と支援に関する情報提供を積極的に行うことが重要である。

このため、改正法案では、児童扶養手当法第28条の2において、自立のために必要な支援として、就業の支援に加え、生活の支援や支援に関する情報提供を行うことができることを明示することとしている。

各自治体では、同規定の趣旨を踏まえ、児童扶養手当受給者に対して、地域の母子・父子福祉団体等と連携しつつ、地域における支援施策や支援活動に関する情報提供をはじめ、就業支援、生活支援などに積極的に取り組まれるようお願いする。

④ 児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃から多大なご尽力とご協力をいただいているが、児童扶養手当の認定等の際の事務に当たっては、下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いしたい。

ア 受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を拒ま

ず受け付けること。

- イ 支給要件に関しては、必要に応じて実態調査を行うなど事実関係をよく確認して認定、却下、資格喪失処分等を行うこと。
- ウ 基礎年金や厚生年金など公的年金給付（老齢福祉年金を除く。）を受けることができる場合には、②の改正の施行までは児童扶養手当を支給しないこととしているため、公的年金給付の受給の可否については、適宜、年金事務所等に照会すること。併せて、公的年金給付を受ける者のうち、②の改正により新たに給付の対象となる可能性のある者に対しては、その旨、及び当該給付を受ける際に必要な手続き等に関し情報提供を行うこと。
- エ 児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、DV、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人のプライバシーに関わる事項であるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーに関わる事項に触れざるを得ないが、必要以上に立ち入らないよう配慮すること。
- オ 児童扶養手当の5年等満了時に適用除外事由届出書等の提出がなされず、一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。
- カ 児童扶養手当の申請受付や現況届提出等の機会を捉え、ひとり親家庭に関する他の支援制度や地域における支援に関する案内などの働きかけや、関係機関への取り次ぎ等の支援を積極的に行われたい。また、養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、母子・父子自立支援員につなぐほか、就業・自立支援センターや養育費相談センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等により必要な支援を行われたい。

4. 婦人保護事業について

(1) 配偶者からの暴力を理由とした避難事例における臨時福祉給付金（簡素な給付措置）等に係る関係事務処理について

【「臨時福祉給付金制度」については、社会・援護局主管課長会議資料を参照。また、「子育て世帯臨時特例給付金」については、当局子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室資料を参照。】

①臨時福祉給付金（簡素な給付措置）に係る婦人相談所における事務処理について

今般、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における臨時福祉給付金（簡素な給付措置）関係事務処理について」（平成26年1月10日付厚生労働省 社会・援護局総務課 簡素な給付措置支給業務室事務連絡）が発出された。

この中で、臨時福祉給付金の支給における基準日（平成26年1月1日）以前に発生したDV避難事例（配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている事例。以下同じ。）であって、諸事情により基準日までに住民票を移すことができなかった事例や、基準日より後に発生したDV避難事例における臨時福祉給付金の支給については、被害者が「一定の要件」を満たし、DV避難事例に当たることを申し出た場合には、被害者の現居住地に係る情報の配偶者（加害者）への漏洩を防止する趣旨より、基準日時点の被害者の住民票所在市町村（特別区を含む。以下同じ。）からではなく、例外的に申出日時点で被害者が現に居住する市町村からなされることとされた。

上記の申出者の満たすべき「一定の要件」については当該事務連絡を参照されたいが、その中で、婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行が想定されていることから、婦人相談所において、DV避難事例の被害者で、市町村の臨時福祉給付金担当窓口へ申出を行おうとする者から当該証明書の発行について相談を受けた際には、遺漏なく対応していただくようお願いする。

また、証明書の発行について、この例外的な取扱いを行う上記の趣旨とあわせ、婦人相談所、管内の市町村、関係機関及び関係団体への周知徹底をお願いする。

②子育て世帯臨時特例給付に係る婦人相談所における事務処理について 子育て世帯臨時特例給付金におけるDV避難事例の取扱いについても、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における子育て世帯臨時

特例給付金関係事務処理について」(平成26年2月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室事務連絡)が発出されており、この中で、DV避難事例の被害者が中学校修了前の児童を養育しており、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす場合には、実際に当該児童を養育しているDV避難事例の被害者に対して子育て世帯臨時特例給付金を支給することとされている。

具体的には、既存の児童手当制度の仕組みを活用し、児童手当の認定請求をしているDV避難事例の被害者に支給することとしているため、基本的には婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の新たな発行業務は生じない。

ただし、避難している児童が基準日時点で中学三年生であり、かつ平成26年3月1日以降に避難した場合には、児童手当の対象とはならないものの、子育て世帯臨時特例給付金の対象には該当するため、婦人相談所においてDV避難事例の被害者から当該証明書の発行について相談を受けた際には、児童手当の場合と同様の証明書を発行することについて遺漏なく対応されるようお願いする。

また、婦人保護事業担当課においては、各自治体の児童手当担当課及び子育て世帯臨時特例給付金担当課と連携の下、婦人相談所、婦人保護施設等において、児童手当制度及び子育て世帯臨時特例給付金制度について周知されるようお願いする。あわせて、子育て世帯臨時特例給付金の申請が必要と見込まれるDV被害者に対しては、現在居住している市町村(避難先の市町村)の子育て世帯臨時特例給付金担当窓口にご相談するよう助言していただきたい。

(2)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正について

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)の一部改正について

先般、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)が一部改正され、本年1月3日から施行された。今回の改正で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても、DV防止法が適用されることとなった。

(改正後は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)

各地方公共団体においては、婦人相談所や婦人相談員が対応するDV被害者からの相談や一時保護を行う際のみならず、被害者の保護命令の申立に関する支援を行う際にも、この点に留意し、被害者の保護等に万全を期されたい。

また、各都道府県におかれては、管内の市町村(特別区を含む。以下

同じ。)、関係機関及び関係団体への周知徹底をお願いする。

(関連資料27参照)

②「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正について

先般、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下「ストーカー規制法」という。)が改正され、昨年10月3日に施行された。

各地方公共団体においては、当該改正法の施行を受けて発出された「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成25年10月3日付内閣府男女共同参画局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 連名通知)に十分留意していただき、引き続き各都道府県警察から支援の要請があった場合などに被害者の状況に応じて速やかに一時保護の要否を判断するなど、ストーカー行為等の防止及び被害者に対する支援に万全を期されたい。

また、各都道府県におかれては、婦人相談所等に係る内容について、関係部局で本通知の内容を共有するとともに、管内の市町村、関係機関及び関係団体への周知徹底をお願いする。

なお、現在、警察庁が主催する「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」において、現行制度の在り方等について検討が進められている。婦人相談所における支援について見解等が示された場合は、別途お知らせする。**(関連資料28参照)**

(3) DV被害者等自立生活援助モデル事業について

DV被害等により、婦人相談所で一時保護された後、地域で生活を始めようとする方々の中には、基本的な生活習慣は身に付いているものの、DV被害による精神的な影響が大きく、随時、行政機関等への同行支援や、自立に向けた助言を必要とする場合があり、そのような方々に対する支援や指導内容の確立が求められている。

現在、全国のいくつかの地域において、民間のDVシェルター等により、そうした支援が行われているが、今後、全国的に支援を展開する上での参考とするため、来年度(平成26年度)、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を行うこととしている。これは、都道府県及び市を実施主体として、DVシェルターに入所している被害女性等に対する自立支援及び退所後の定着支援の活動を試行的に支援することを通じ、支援のモデルとなる枠組みを構築するものである。詳細については、事業実施要綱(案)において、近日中にお示しすることとしている。

なお、平成26年度予算案では全国4カ所で開催する予定であるが、事業実施の採択については、厚生労働省に協議していただく予定であるので、本事業を行う場合には、採択が決定してから事業を開始していただ

きたい。(関連資料29参照)

(4) 婦人保護事業の実施等について

① 婦人保護長期入所施設への入所について

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、知的障害や精神障害のある要保護女子を入所対象者として受け入れている。

本施設は、これまで、他の婦人保護施設での保護及び自立支援が難しい要保護女子のニーズに応えるものであり、平成24年より新規入所を再開しているため、これまで入所実績のなかった府県も含め、婦人相談所及び婦人保護施設の所管課におかれては、同施設の活用についてご検討いただきたい。

② 人身取引被害女性の保護

人身取引被害女性の保護については、これまで民間シェルター等への一時保護委託を含め、婦人相談所等において356名(平成13～24年度)の保護が行われてきた。

人身取引被害者の保護・支援、特に被害者の滞在が中長期化した場合の保護・支援に当たっては、「人身取引事案の取扱い方法(被害者の保護に関する措置)について」(平成23年7月1日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ)により、適切な対応に一層努めていただきたい。

あわせて、被害者を保護した場合は言うまでもなく、日頃から、警察、各地の入国管理局、大使館・領事館、IOM(国際移住機関)等の関係機関と情報交換や研修会等により、緊密な連携を図り、被害者の立場に立った適切な保護支援がなされるようお願いしたい。

なお、警察と婦人相談所がより緊密に連携して人身取引事犯に対応できるよう、警察庁において「警察における人身取引事犯の取扱いの流れ」(平成24年10月3日事務連絡)が作成されているので、婦人相談所における積極的な活用をお願いする。

また、人身取引被害者の一時保護の状況等については、「婦人相談所における人身取引被害者の一時保護の状況等について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡)」により、毎月の受入状況を引き続き遺漏なくご報告いただくとともに、児童相談所における人身取引被害者の一時保護の状況も併せて報告をお願いしているため、ご協力いただきたい。(関連資料30～31参照)

③ 婦人相談所等指導的職員研修

当省が主催している婦人相談所等指導的職員研修は、婦人保護事業に

携わる各都道府県の指導的職員を対象としており、受講者が都道府県レベルの研修の指導者（講師）となることを通じて、婦人保護事業に携わる職員の専門性の向上を図ることを目的として、継続的に開催している。

今年度は、当省主催による婦人相談所等指導的職員研修を、12月11日～13日の3日間、国立保健医療科学院（埼玉県和光市）において開催した。

平成26年度については、12月10日（水）～12日（金）の3日間にわたり開催し、30名程度の定員により実施する予定であるので、関係職員の積極的な参加をお願いする。

なお、本件詳細については、来月（3月）中に同院HPに掲載の予定である。**（関連資料32参照）**

④ 婦人保護事業実態調査について

例年実施している婦人保護事業実態調査については、より効果的な婦人保護施策の検討に資するため、来年度も実施することとしている。

都道府県及び市における婦人保護事業について、例年、年度当初に依頼している「婦人保護事業の実施状況報告及び実態調査の提出等について」（事務連絡）中の

ア．本年度（25年度）分 婦人保護事業実施状況報告（I表～VI表）

イ．来年度（26年度）分 婦人保護事業実態調査
の提出をお願いする。

なお、調査票の記入事項については、記載要領に適合した内容となっているか等について精査いただき、提出期限（6月末日を予定）を遵守されたい。

⑤ 婦人相談員活動強化事業について

児童虐待・DV対策等総合支援事業の婦人相談員活動強化事業に係る交付申請については、婦人相談員が他の業務を兼務する場合には、業務量を適正に按分して、勤務実態等を踏まえ交付申請額を算定されたい。

（5）婦人保護事業等の課題について

婦人保護事業については、昨年度、厚生労働省の研究事業の一環として、「婦人保護事業等の課題に関する検討会」が開催され、

課題1．用語の見直しについて

課題2．婦人保護事業の対象となる女性の範囲について

課題3．婦人保護事業における施設等に関する役割や機能について

課題4．婦人相談員の在り方について

課題5．婦人相談所の役割について

課題6．都道府県と市の役割分担の見直し

課題7．根拠法の見直し

について、課題が整理された。

これを踏まえ、現在、婦人相談所のガイドラインを策定中であり、今年度中を目途にお示しする予定である。

また、来年度は婦人相談員の活動指針を策定する予定であり、現在、各自治体にご協力いただき、実態調査を実施しているところである。

なお、整理された課題のうち、法律上の対応が必要なため、関係府省、自治体等と調整が必要な事項や、婦人保護事業の枠を超え、広く国民の理解を得る必要がある事項については、引き続き事務的な検討を進めていきたいと考えている。

これらの作業に当たっては、今年度と同様に、全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会の場などで意見交換を行っていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

なお、当該所管が男女共同参画主管課になる場合には、会議資料について、男女共同参画主管課にお渡しいただくようお願いする。

[家庭福祉課・母子家庭等自立支援室：関連資料]

社会的養護の現状 施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	
	区分	養育里親 専門里親 養子縁組里親 親族里親				ファミリーホーム	ファミリーホーム
		9,392世帯	3,487世帯	4,578人	ホーム数	184か所	
		7,505世帯	2,763世帯	3,498人	委託児童数	829人	
		632世帯	162世帯	197人			
		2,445世帯	218世帯	213人			
		471世帯	465世帯	670人			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	130か所	589か所	38か所	58か所	263か所	99か所
定員	3,853人	34,252人	1,779人	3,854人	5,265世帯	656人
現員	3,000人	29,399人	1,286人	1,525人	3,714世帯 児童6,028人	390人
職員総数	4,088人	15,575人	948人	1,801人	1,972人	372人

小規模グループケア	809か所
地域小規模児童養護施設	243か所

※里親数、ファミリーホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成25年3月末現在)
 ※施設数、自立援助ホーム数、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成24年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成23年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成24年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

・施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)
1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか
就学児童5.5:1
3歳以上4:1
3歳未満2:1

589か所
定員34,252人
現員29,399人

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)
130か所
定員3,853人、現員3,000人

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う
定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直
24年度243か所→26年度目標300か所

小規模グループケア

(本園ユニットケア)
(分園型)
本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う
1グループ6~8人(乳児院は4~6人)
職員1人+管理宿直を加算
24年度809か所→
26年度目標800か所達成(乳児院等を含む)

小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護
定員5~6人
養育者及び補助者合わせて3人
24年度184か所
→26年度目標140か所達成済
→将来像1000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護
児童4人まで

登録里親数 9,392世帯
うち養育里親 7,505世帯
専門里親 632世帯
養子縁組里親 2,445世帯
親族里親 471世帯

委託里親数 3,487世帯
委託児童数 4,578人
→26年度目標
養育里親登録8,000世帯
専門里親登録 800世帯

里親等委託率 = $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$
25年3月末 14.8% → 26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援
24年度99か所
→26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

ファミリーホームの数、登録里親数、委託里親数、委託児童数は、平成25年3月末福祉行政報告例。

施設数、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームの数は、平成24年10月1日家庭福祉課調べ。

社会的養護の平成26年度予算（案）事項

（1）施設における家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、既存の建物の賃借料の助成（月額10万円）や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

※児童入所施設措置費におけるか所数の増

- ①小規模グループケア 743か所→1,059か所(+316か所)
- ②地域小規模児童養護施設 240か所→293か所(+53か所)
- ③賃借対象施設 76か所→144か所(+68か所)

（2）里親支援等の推進

- 里親支援専門相談員の配置
施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。
- ファミリーホームへの賃借料の算定
里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料を助成（月額10万円）する。
- 里親支援機関連事業の推進
里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関連事業を推進する。
- 調査研究事業の実施
里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関連等を対象に調査・研究を行う。

（3）被虐待児童等への支援の充実

- 受け入れ児童数の拡大
虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。

(3) 被虐待児童等への支援の充実

- 児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進
入所児童等の心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の心理療法担当職員の配置を推進する。
※児童入所施設措置費におけるか所数の増
・心理療法担当職員 449か所→743か所 (+294か所)
- 児童家庭支援センター運営等事業の推進
在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図るとともに、児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアを行う事業のか所数の増を図る。
- 児童養護施設等の職員の人材確保対策
社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業に、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費を追加する。

(4) 要保護児童の自立支援の充実

- 自立援助ホームの設置推進
児童養護施設等を退所し、就職する児童等の相談その他の日常生活上の援助及び生活指導等を行う自立援助ホームの設置推進を図る。
- 児童養護施設の退所者等の就業支援事業
職業紹介を行っている企業等に委託し、施設退所者等に対するソーシヤル・スキルトレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う、児童養護施設の退所者等の就業支援事業のか所数の増を図る。(平成26年度から退所児童等アフターケア事業に組み入れ、一体的に実施する。)

(5) 児童養護施設等の防災対策の推進【新規】

- 児童養護施設等の防災対策を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。
- (参考) 【平成25年度補正予算】
- 児童養護施設等の防災対策の推進
児童養護施設等の防災対策を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。
 - (独) 福祉医療機構への政府出資(児童養護施設等の防災対策の低利融資)
児童養護施設等の耐震化やスプリンクラーの設置等を推進するため、(独) 福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

里親支援の体制整備について

(1)里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
 - ・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
 - ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。
- ### (2)里親支援の重要性
- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもも多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
 - ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



里親支援の体制整備

(1)里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

- ・委託里親への定期的な訪問回数、委託後の経過年数等に応じて設定
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト(里親の休養のための一時預かり)

(2)(1)を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置(専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。)
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員
 - 定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。
(児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている)

里親支援専門相談員の配置状況 (平成24年11月、平成25年10月)

- ・里親支援専門相談員は、1年間でほぼ2倍の配置状況
- ・将来は、すべての児童養護施設、乳児院に配置(約700人)

No.	道県	里親支援専門相談員配置数(か所)						(参考) 児童相談 所数
		乳児院		児童養護施設		合計		
		H24	H25	H24	H25	H24	H25	
1	北海道			3	5	3	5	8
2	青森県				3		3	6
3	岩手県			1	1	1	1	3
4	宮城県				1		1	3
5	秋田県							3
6	山形県			1	2	1	2	2
7	福島県							4
8	茨城県			2	2	1	4	3
9	栃木県	1	2	2	5	3	7	3
10	群馬県			3	3	3	3	3
11	埼玉県	1	2	2	10	3	12	6
12	千葉県			4	5	4	5	6
13	東京都	6	9	14	22	20	31	11
14	神奈川県	1	2	3	9	4	11	5
15	新潟県							5
16	富山県							2
17	石川県							2
18	福井県			1	1	1	1	2
19	山梨県	1	1	1	1	2	2	2
20	長野県							5
21	岐阜県			1	4		5	5
22	静岡県			2	3	2	3	5
23	愛知県	1	2			1	2	10
24	三重県			1	2		3	5
25	滋賀県	1	1	1	2	2	3	2
26	京都府			2	1		3	3
27	大阪府	3	4	9	16	12	20	6
28	兵庫県			4	5	4	5	5
29	奈良県				2		2	2
30	和歌山県							2
31	鳥取県	2	2	1	2	3	4	3
32	島根県							4
33	岡山県							3
34	広島県			1	2	1	2	3
35	山口県	1	1	5	6	6	7	5
	合計			29	55	86	115	207

※1 里親支援専門相談員の配置数については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※2 児童相談所数については、雇用均等・児童家庭局総務課調べ

里親支援専門相談員の活動等に関する調査について

里親委託等の推進のため、平成24年度より制度化された里親支援専門相談員について、平成24年度に引き続き、調査を行った。

1. 配置状況

配置箇所数 H24:115か所 ⇒ H25:226か所 とほぼ倍増。

自治体数 H24:36自治体(52.2%) ⇒ H25:53自治体(76.8%) へと増加。

児童相談所数と比較すると、設置されている53自治体中、36自治体で、児童相談所数以上の設置をしている。

2. 里親支援専門相談員の要件と設置施設における勤続年数

児童養護施設

① 社会福祉士	36 人	21.1%	i 当該施設に新規採用	17 人	9.9%
② 精神保健福祉士	1 人	0.6%	ii 当該施設勤続 5 年未満	24 人	14.0%
③ 児童福祉司相当	12 人	7.0%	iii 当該施設勤続 5 年以上～10 年未満	37 人	21.6%
④ 施設(里親含む)の 養育歴 5 年以上	122 人	71.3%	iv 当該施設勤続 10 年以上～ 15 年未満	33 人	19.3%
			v 当該施設勤続 15 年以上	60 人	35.1%

乳児院

① 社会福祉士	16 人	29.1%	i 当該施設に新規採用	5 人	9.1%
② 精神保健福祉士	1 人	1.8%	ii 当該施設勤続 5 年未満	11 人	20.0%
③ 児童福祉司相当	3 人	5.5%	iii 当該施設勤続 5 年以上～10 年未満	12 人	21.8%
④ 施設(里親含む)の 養育歴 5 年以上	35 人	63.6%	iv 当該施設勤続 10 年以上～ 15 年未満	9 人	16.4%
			v 当該施設勤続 15 年以上	18 人	32.7%

里親支援専門相談員の要件は、施設の養育歴5年以上の職員が多く、職員の勤続年数が5年以上の職員が7割を超えている。

3. 活動内容

自治体として、活動内容の取決めを行っているところは、36自治体で、設置している自治体の67.9%にあたる。

活動の主なものと、平成24年度の活動実績は、以下の通り。

1 活動内容の取決めのある自治体	36		52.2%		
2 具体的な活動内容(取決め事項と実際の活動の2つの欄で回答)					
(1) 所属施設の入所児童の里親委託の推進	取決め事項		実際の活動		平成24年度の活動実績
①里親への措置変更が考えられる児童のリストアップ	26	37.7%	41	59.4%	
②週末里親・季節里親の利用が考えられる児童のリストアップ	25	36.2%	39	56.5%	
③①②の児童について、児童相談所への働きかけ	28	40.6%	43	62.3%	
(2) 里親への措置変更児童のアフターケア					
①家庭訪問による里親との面談	29	42.0%	40	58.0%	693 回
③電話などの様子うかがい	28	40.6%	41	59.4%	932 回
(3) 地域支援としての里親支援					
①委託を受けている里親の家庭訪問	30	43.5%	39	56.5%	1178 回
②里親サロンへの出席	32	46.4%	46	66.7%	514 回
⑥相談の受付	29	42.0%	45	65.2%	822 回
⑦施設職員研修に里親を招待し、共同研修とする。	11	15.9%	18	26.1%	30 回
⑧施設職員と里親の交流会の開催(栄養士や看護師等の専門職との交流なども含む)	12	17.4%	24	34.8%	40 回
⑩未委託里親の訪問	26	37.7%	26	37.7%	260 回
⑪未委託里親の施設実習・ボランティアの受け入れ	26	37.7%	40	58.0%	297 回
⑭委託児童の心理面接の実施	8	11.6%	8	11.6%	823 回
(4) 児童相談所との情報交換					
①児童相談所との連絡会議への参加	31	44.9%	45	65.2%	545 回
(5) その他					
①新規里親開拓	29	42.0%	33	47.8%	263 回
⑩里親会の運営への参加・協力	25	36.2%	44	63.8%	303 回
⑪施設職員への里親制度への理解の普及	25	36.2%	46	66.7%	309 回

※割合(%)は、都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市の69か所を母数として算出

4. 里親支援専門相談員の活動充実のための取組

活動を開始するにあたって、研修を行った自治体は、16か所で、開催を予定しているところが、23か所ある。連絡会の開催頻度は、1回/週～1回/年と幅広いが、里親支援専門相談員の配置があるにもかかわらず連絡会の開催(予定含む)をしていないところが、6か所あった。一貫した里親支援を行うためには、里親支援を行う機関同士に多くの連携の機会が確保され、情報の共有が図られることが望まれる。

5. その他

自治体から参考資料として送付されたものの中には、月ごとの活動報告書の様式等が定められていたり、訪問記録や業務日誌の様式を定めているところ、また里親等の個人情報の取扱について定めたり、里親から個人情報の取扱についての同意を得る様式を定めているところが見られた。

6. まとめ

里親支援専門相談員の設置は、進んでいる。設置する施設は、自施設の養育の中心であるベテラン職員を充てているところが多く、里親支援専門相談員を重要な役割と判断しているものと考えられる。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実績を積み重ねながらそのあり方を見出し、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく必要があるため、里親のニーズを探る、好不調などの里親の養育について研究するなど、支援者同士が協働して、取り組む必要がある。これらを含め、里親支援専門相談員の活動の充実のためには、事態主管課・児童相談所・里親支援専門相談員・その他の里親支援機関などでの連絡会を定期的に開くなどして、自治体としての一体的な取り組みが必要である。なお、本年度全国里親委託等推進委員会が取りまとめる報告書は、里親支援相談員の活動の進め方や工夫、課題等についていくつかの自治体の取り組み、また児童相談所とは別の立場で里親支援に取り組むいくつかの里親支援機関の取り組みをまとめているので、里親支援専門相談員の活動の充実に向けて参考にされたい。

児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況(平成25年10月現在:家庭福祉課調べ)

	児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制							
	児童相談所数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況				
		専任	兼任		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が委託先に配置	児童福祉司等が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置		
全 国	207	337	82	255	150	30	120	112	11	17	10	
1北海道	8	8	8		8	8					8	
2青森県	6	6		6	1		1	1				
3岩手県	3	3		3	1		1	1				
4宮城県	3	4	1	3	3		3	3				
5秋田県	3	8		8								
6山形県	2	2		2	1	1				1		
7福島県	4	4		4	3		3	3				
8茨城県	3	3		3	1		1	1				
9栃木県	3	3		3	3		3	3				
10群馬県	3	11		11	4		4	3		1		
11埼玉県	6	13		13	15		15	15				
12千葉県	6	12	6	6	1		1			1		
13東京都	11	26	15	11	11	11			11			
14神奈川県	5	6	1	5	5		5	5				
15新潟県	5	5		5								
16富山県	2	2		2	2		2			2		
17石川県	2	5	2	3	2		2	2				
18福井県	2	3		3	2		2	2				
19山梨県	2	2		2	1		1	1				
20長野県	5	9		9	1		1	1				
21岐阜県	5	12	1	11	1		1	1				
22静岡県	5	9		9	3		3	3				
23愛知県	10	10		10	2		2	2				
24三重県	5	14		14	1		1	1				
25滋賀県	2	2		2	2	2				2		
26京都府	3	4		4								
27大阪府	6	7	7		7		7	7				
28兵庫県	5	5		5	5		5	5				
29奈良県	2	6	1	5	1		1	1				
30和歌山県	2	2		2								
31鳥取県	3	3		3	2	1	1			2		
32島根県	4	4		4								
33岡山県	3	6		6	1		1	1				
34広島県	3	3	3		3		3	3				
35山口県	5	5		5	1		1	1				
36徳島県	3	5		5	1		1			1		
37香川県	2	2		2	1		1	1				
38愛媛県	3	4		4								
39高知県	2	2		2								
40福岡県	6	6	3	3	3		3	3				
41佐賀県	1	1		1	2		2	2				
42長崎県	2	3		3	2		2	2				
43熊本県	2	2		2	2		2	2				
44大分県	2	3	2	1	4		4	4				
45宮崎県	3	3		3	3		3	3				
46鹿児島県	3	3		3	1		1	1				
47沖縄県	2	2	2		2		2	2				
48札幌市	1	3	1	2	1		1	1				
49仙台市	1	1		1	2		2	2				
50さいたま市	1	6	5	1	1		1	1				
51千葉市	1	3	1	2								
52横浜市	4	18	4	14	4		4	4				
53川崎市	3	3	1	2	3	1	2	1		2		
54相模原市	1	2	2		1		1	1				
55新潟市	1	2		2								
56静岡市	1	2		2	1	1				1		
57浜松市	1	3		3	1		1	1				
58名古屋市	2	4	2	2	2		2	2				
59京都市	2	2		2	3	3				1	2	
60大阪市	1	7	7		1		1	1				
61堺市	1	3	1	2	3		3			3		
62神戸市	1	4		4	1	1		1				
63岡山市	1	1		1	1		1	1				
64広島市	1	1		1	1		1	1				
65北九州市	1	3	3		2		2	2				
66福岡市	1	3	3		3		3	3				
67熊本市	1	1		1	2		2	2				
81横須賀市	1	1		1	1		1	1				
83金沢市	1	1		1	1	1		1				

里親委託推進の取組事例

具体的な取組み事例（福岡市）

○平成16年当時、福岡市内の児童養護施設は満杯。児童養護施設を新設するにしてもお金も時間もかかる。「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」

○平成16年12月、日本子どもの虐待防止研究会福岡大会が開催。子どもの課題に取り組むネットワークづくりを行っているNPO法人が市民フォーラムを関連事業として開催。2日間で1,000人の市民が集まる。それを目の当たりにした行政は「里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないか？」と考え、「里親制度普及促進事業」を委託

NPO

○最初にイメージを作る。事業名を「新しい絆プロジェクト」、実行委員会の名称を「ファミリージップふくおか」（「里親＝暗いイメージ」を払しょくし、明るく、素晴らしいイメージに。→プロのデザイナーとコピーライターに依頼）

○里親を知ってもらう市民フォーラムの開催。広報啓発は分かりやすく、親しみやすいイメージで統一、感動だけでなく協力者も募集（協力者になることで市民意識が醸成）、里親の体験談に、里親だけでなく協力者も募集（協力者になると市民意識が醸成）、子どもプログラム（子どもが参加したいと大人も付いてくる）

⇒参加者に、「子どもは、みんな社会の子」という認識がうまれた。

社会的養護の社会化 がはかられる。

児童相談所

○児相職員の意識の変化

「まず里親を探そう」

職員の「里親に委託して良かった」という成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。

しかし、施設には、心理士などの専門職がいるが、里親家庭の場合はすべて児童相談所が行うことになるため、里親委託は大変。

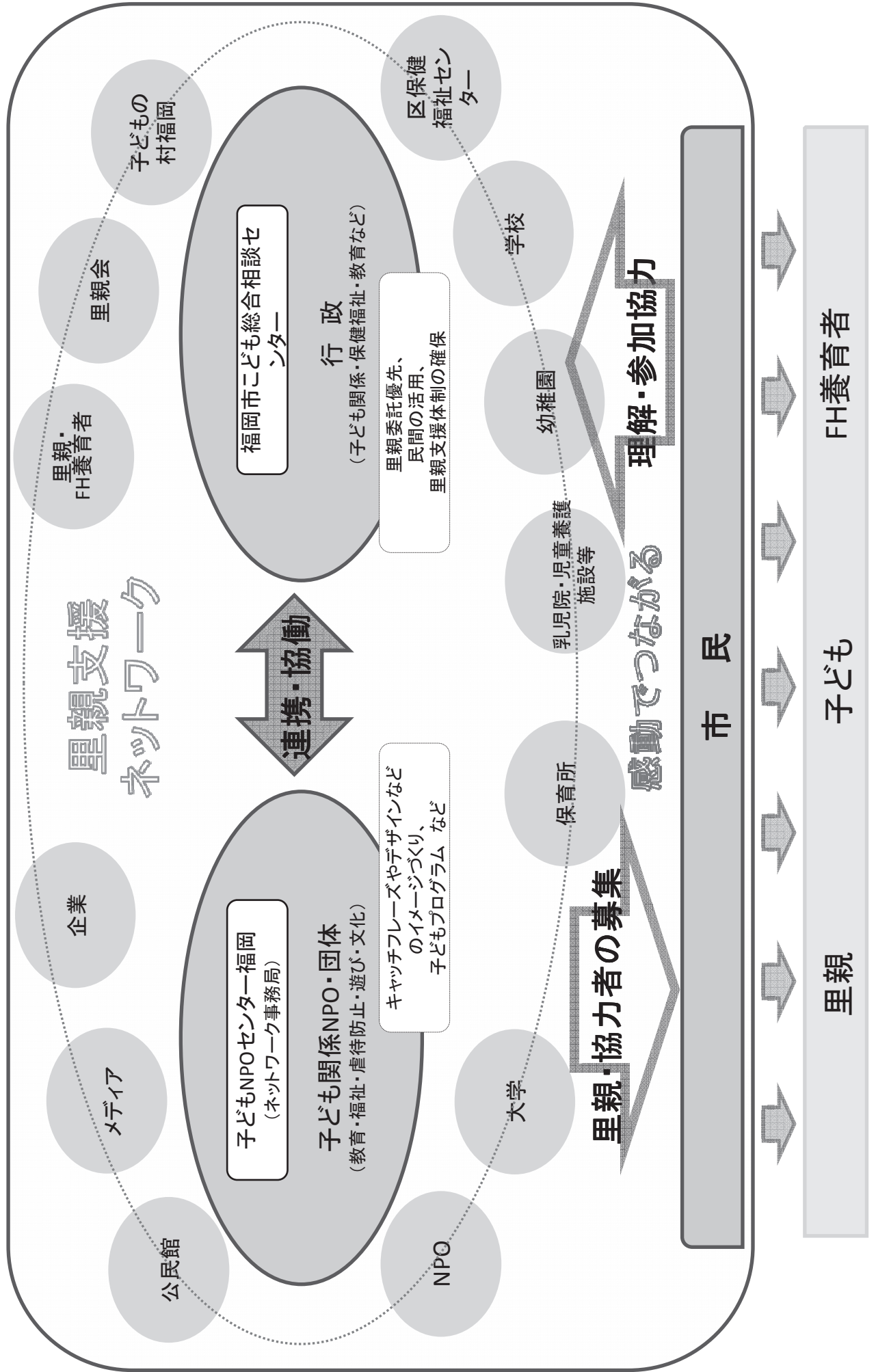
○里親委託率が上がると、里親への委託児童数が増える。

里親家庭内において、子どもや里親の様々な問題や課題が頻回に発生。児相では、毎日、毎週が里親、里子のニーズに沿った相談支援の連続になった。里親家庭への支援体制が欠かせない。このため、児相に里親支援の専従班をつくり、里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員を配置し、体制を整備。

まとめ

NPOの力を活用して感動やイメージづくりを行い、協力者を募集するなど市民参加型の普及活動を広く市民に働きかけるとともに、児童相談所に里親支援専従班を配置するなどの支援体制の強化を行うことにより、里親委託率の増加を行った。

福岡市 行政と市民が協働で取り組む



具体的な取り組み事例（大分県）

○平成12年～13年当時、児童養護施設等が満杯。県として、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に適応できない子の存在があった。平成14年の国による里親制度の改革があり、「子どもの最善の利益を確保する」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。



○里親委託の成功体験を共有。里親委託してみると子どもたちの表情などに変化が見られ、有効と考えるようになった。これらが児童相談所全体にとって「里親委託の成功体験」につながった。大分県では、児童福祉司を専門職にしていなかったが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に努め、組織的に里親委託を推進した。



○施設との連携・相互理解を県の事業展開の大きな柱に。乳児院や児童養護施設の理解を得るとともに施設による里親への支援が不可欠と考え、児相の呼び掛けで施設職員が里親研修に参加。里親への肯定的理解が高まる。

○大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17年度から里親制度説明会を全市町村で継続的に開催。市町村広報の2～3週間後に説明会を実施すると人が集まりやすい。真剣に考えて里親になってくれる人につながりとした情報を届ける。併せて市町村へ継続的にアプローチ。



○里親支援を丁寧に行う。里親制度にかかわる児童相談所の人員を増やし体制強化（里親専任職員の配置）

里親専任職員を置くことで専門性の向上、里親研修やレスパイトケア、里親登録証の発行など。

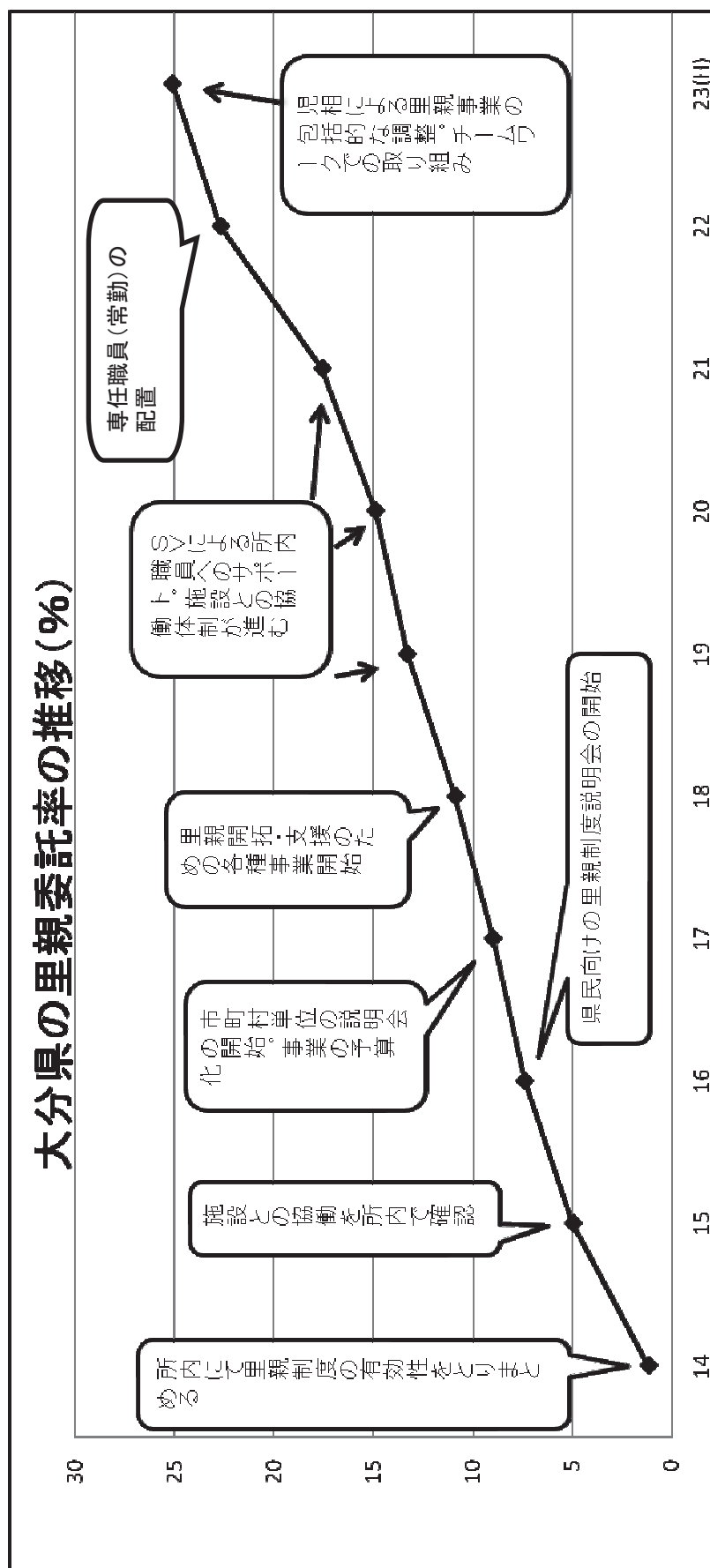
○里親の社会的養護の担い手としての意識を高める。里親会への里親サロンの委託や措置費の請求を里親自身が行う取り組み。

まとめ

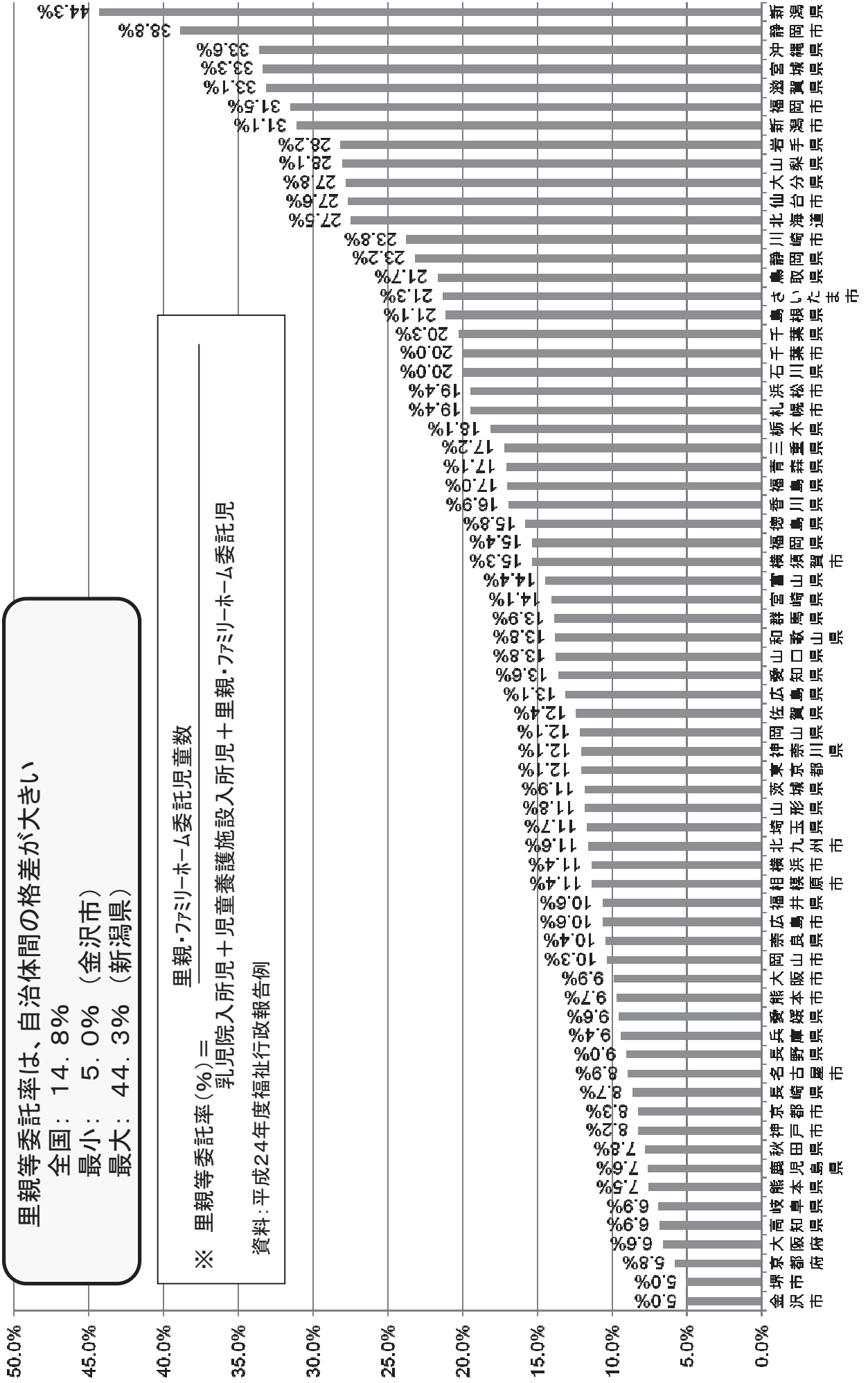
里親になることを真剣に考える人に対象を絞り、参加者の興味や理解にあわせて情報を届ける活動および里親専任職員を置くなどの児童相談所の里親支援体制の強化を、10年間かけて、着実に実践することにより、里親委託率の増加を行った。

里親委託率の顕著な伸びをもたらした取り組みの要因（大分県）

- 里親委託を推進する理由が「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと
- 里親と施設の相互理解・連携が里親委託推進にかかわる事業展開の大きな柱になったこと
- 施設入所児童のうち、里親委託が適当な子どももの選定や措置変更が、施設と里親の理解・協力のもとに円滑に行われたこと
- 児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと



都道府県市別の里親等委託率の差 69都道府県市別里親等委託率(平成24年度末)



里親等委託率の最近8年間の増加幅の大きい自治体

- 最近8年間で、福岡市が6.9%から31.5%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→24比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成24年度末
1	福岡市	24.6%増加	6.9%	31.5%
2	大分県	20.4%増加	7.4%	27.8%
3	静岡県	14.5%増加	10.6%	25.1% (静岡市・浜松市分を含む)
4	新潟県	12.8%増加	26.4%	39.2% (新潟市分を含む)
5	滋賀県	12.8%増加	20.3%	33.1%
6	鳥取県	11.5%増加	10.2%	21.7%
7	福岡県	11.4%増加	4.0%	15.4%
8	佐賀県	11.2%増加	1.2%	12.4%
9	徳島県	11.1%増加	4.7%	15.8%
10	沖縄県	10.9%増加	22.7%	33.6%

※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい(宮城県：25.3%増(8.0%→33.3%)、岩手県17.8%増(10.4%→28.2%)、仙台市：16.0%増(11.6%→27.6%))が、東日本大震災の影響により親族により里親が増えたことによるものであるため、除いている。

家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

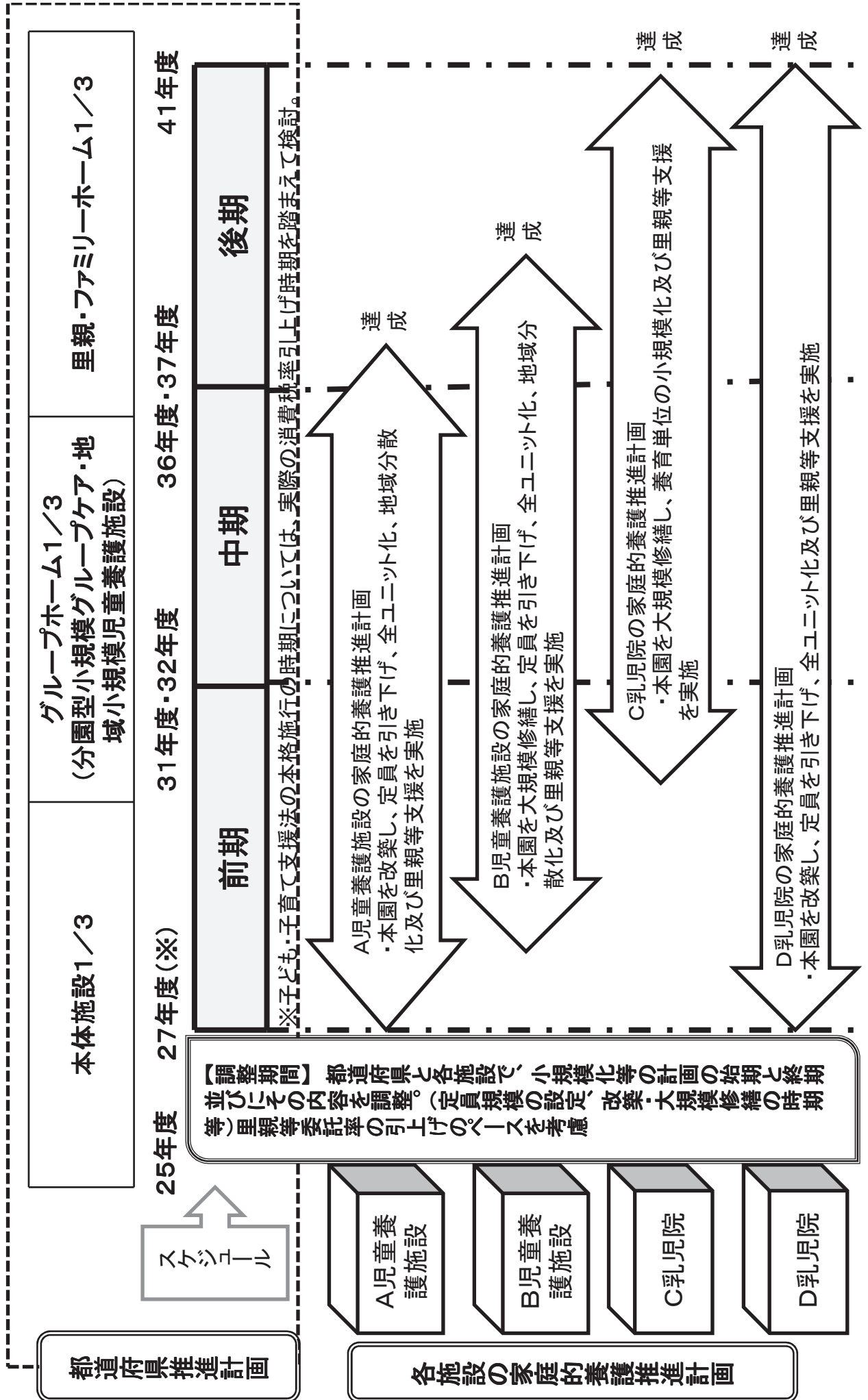
都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係



都道府県推進計画と家庭的養護推進計画の作成手順

平成25年7月23日事務連絡

「家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」の作業等について」より抜粋

・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(以下「支援計画」という。))においては、

- ①25年7月から12月をめにニーズ調査を実施、
- ②25年10月から26年3月頃をめに各市町村で「量の見込み」を取りまとめ、都道府県へ報告、
- ③26年1月から26年6月頃に「確保方策」等を検討し、

26年9月までに市町村子ども・子育て支援事業計画案を取りまとめ、これを基に26年度中に都道府県において支援計画を取りまとめることとなっているところです。

このことから考えられる都道府県推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に向けた作業スケジュールのイメージは以下のとおりですが、行政関係者と施設関係者等との十分な意見交換を行いながら、進めていただきますようお願いいたします。

25年7月～9月 策定に向けた準備作業の実施

- ア 社会的養護の必要量の推計
- イ 各施設における家庭的養護推進計画(以下「養護計画」という。)の策定状況の確認。
※この時点の養護計画は途中段階のものでも可。
養護計画の確定は、「関係者からの意見徴収、検討」を踏まえ、「26年4月～9月 推進計画原案とりまとめ」前の時点で行う。
- ウ 推進計画策定までのスケジュール作成等

25年9月～26年3月 都関係者からの意見徴収、 推進計画の原案作成作業

- ア 社会的養護の必要量の推計の精査
- イ 各施設の養護計画の検討状況等の中間取りまとめ
(施設養護の供給量の見込み、課題の把握と対応策の検討等)
- ウ 家庭養護に係る推進施策及び目標値の策定に係る検討

26年4月～9月 推進計画の原案取りまとめ

- ア 社会的養護の必要量の推計の供給量の見込みについて確定。
- イ 各施設の養護計画確定。

26年10月 ～12月

地方版子ども・子育て会議に報告

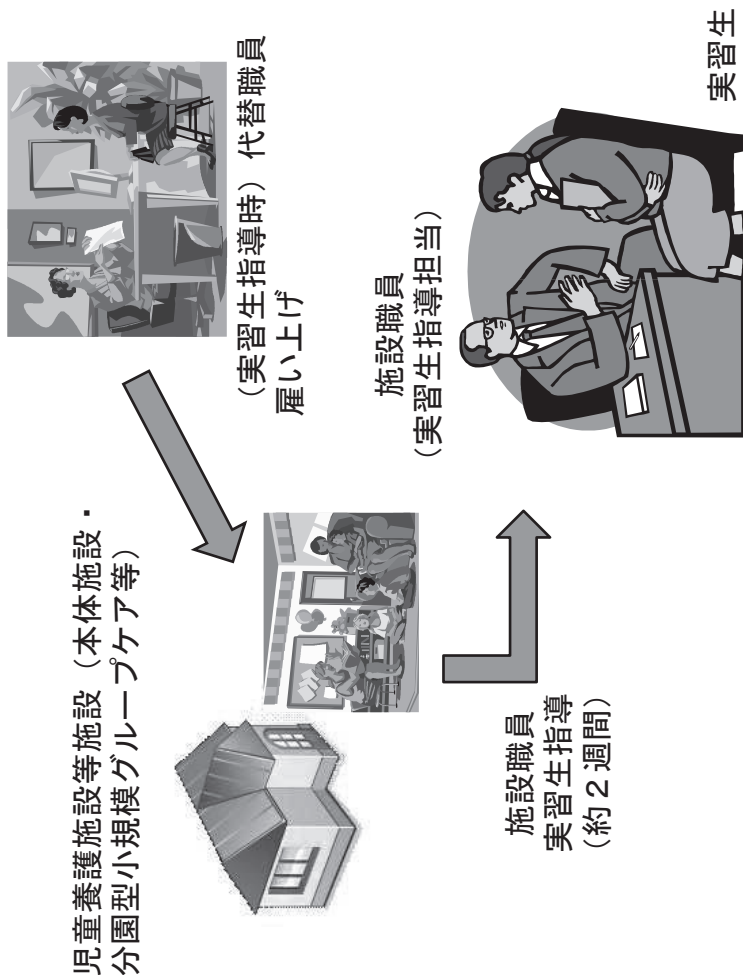
完成

○推進期間(平成27年度～平成41年度)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定。
○5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。

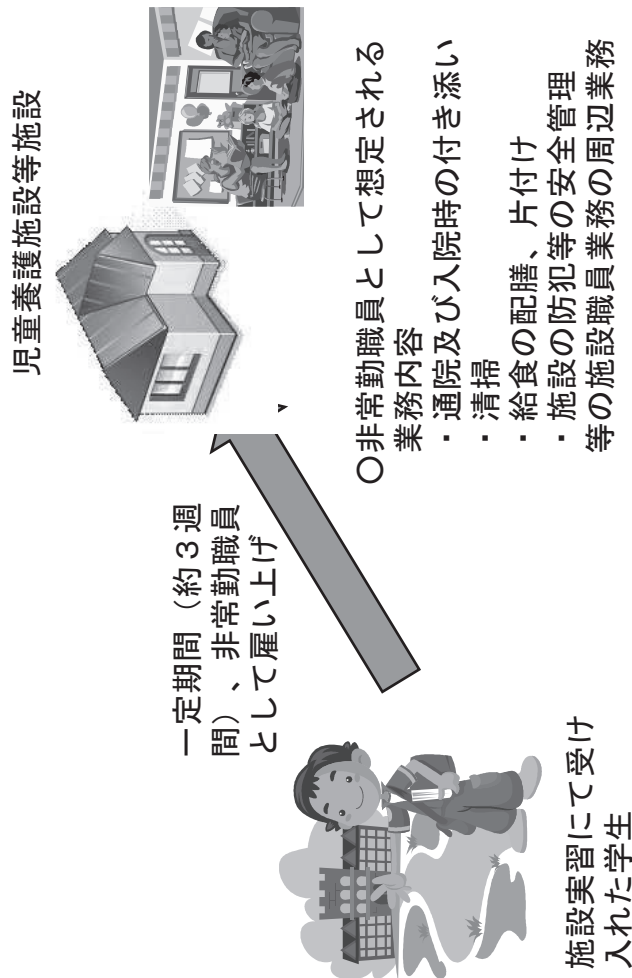
社会的養護を担う人材確保について（イメージ）

「児童養護施設等の職員人材確保事業」

①児童養護施設等への就職を希望する学生の
実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員
の代替職員を雇い上げる経費を追加



②学生の就職を促進するため、実習を受けた学生
を非常勤職員として雇い上げる経費を追加



○施設実習にて受け入れた学生を活用すること
で、施設への就職の促進を図る。
○施設職員の業務負担が軽減されることにより、
施設職員の職場定着・離職防止を図る。

2つの取組を実施することにより、社会的養護の人材確保を図る

児童自立支援施設 学校教育実施（導入）状況

	自治体名	本体施設名	学校教育の形態 (小学校)	学校教育の形態 (中学校)	備 考 ※実施予定時期等
			①分校 ②分教室 ③本校 ④未実施	①分校 ②分教室 ③本校 ④未実施	
0	国立(埼玉県)	国立武蔵野学院	—	②分教室	
0	国立(栃木県)	国立きぬ川学院	—	②分教室	
1	北海道	北海道立向陽学院	①分校	①分校	
1	北海道	北海道立大沼学園	①分校	①分校	
1	北海道	北海道家庭学校	①分校	①分校	
2	青森県	子ども自立センターみらい	②分教室	②分教室	
3	岩手県	岩手県立杜陵学園	②分教室	①分校	
4	宮城県	さわらび学園	②分教室	②分教室	
5	秋田県	千秋学園	①分校	①分校	
6	山形県	朝日学園	①分校	①分校	
7	福島県	福島学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
8	茨城県	茨城学園	②分教室	②分教室	
9	栃木県	那須学園	②分教室	①分校	
10	群馬県	ぐんま学園	①分校	①分校	
11	埼玉県	埼玉学園	②分教室	①分校	
12	千葉県	生実学校	②分教室	②分教室	
13	東京都	東京都立萩山実務学校	—	①分校	
13	東京都	東京都立誠明学園	③本校	③本校	
14	神奈川県	おおいそ学園	①分校	①分校	
15	新潟県	新潟学園	①分校	①分校	
16	富山県	県立富山学園	④未実施	④未実施	平成26年4月、分校(小・中)
17	石川県	石川県立児童生活指導センター	①分校	①分校	
18	福井県	和敬学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
19	山梨県	甲陽学園	①分校	①分校	
20	長野県	波田学院	②分教室	①分校	
21	岐阜県	わかあゆ学園	①分校	①分校	
22	静岡県	三方原学園	①分校	①分校	
23	愛知県	愛知学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
24	三重県	三重県立国児学園	①分校	①分校	
25	滋賀県	淡海学園	②分教室	②分教室	
26	京都府	淇陽学校	④未実施	④未実施	平成27年度
27	大阪府	修徳学院	③本校	③本校	
27	大阪府	子どもライフサポートセンター(入所)	—	—	
28	兵庫県	明石学園	②分教室	②分教室	
29	奈良県	精華学院	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
30	和歌山県	仙溪学園	②分教室	①分校	
31	鳥取県	喜多原学園	②分教室	①分校	
32	島根県	わかたけ学園	①分校	①分校	
33	岡山県	岡山県立成徳学校	②分教室	③本校	
34	広島県	広島学園	④未実施	④未実施	平成27年度
35	山口県	山口県立育成学校	②分教室	①分校	
36	徳島県	徳島学院	②分教室	①分校	
37	香川県	斯道学園	②分教室	②分教室	
38	愛媛県	えひめ学園	②分教室	①分校	
39	高知県	希望が丘学園	①分校	①分校	
40	福岡県	福岡学園	①分校	①分校	
41	佐賀県	虹の松原学園	①分校	①分校	
42	長崎県	開成学園	①分校	①分校	
43	熊本県	清水が丘学園	②分教室	①分校	
44	大分県	二豊学園	②分教室	①分校	
45	宮崎県	みやざき学園	④未実施	④未実施	平成26年4月
46	鹿児島県	若駒学園	②分教室	①分校	
47	沖縄県	若夏学院	②分教室	①分校	
52	横浜市	横浜市向陽学園	①分校	①分校	
52	横浜市	横浜家庭学園	④未実施	④未実施	平成27年中
58	名古屋市	玉野川学園	②分教室	②分教室	
60	大阪市	阿武山学園	①分校	①分校	
62	神戸市	若葉学園	②分教室	②分教室	
合計		58か所			

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成26年2月1日現在)

「退所児童等アフターケア事業」と「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」の一体的実施について（イメージ）

（平成25年度予算）

退所児童等アフターケア事業

※主な事業内容については、26年度予算案記載
内容と同一

主として退所（前）児童の生活支援、児童同士の当事者活動に関する自立支援

連携

※退所（前）児童の自立支援である生活支援及び就業支援については、密接に連携する必要がある。

児童養護施設の退所者等の就業支援事業

※主な事業内容については、26年度予算案記載
内容と同一

主として退所（前）児童の就業支援に関する自立支援

児童の自立

（平成26年度予算案）

退所児童等アフターケア事業

主な事業内容

- 退所前の児童に対する支援
 - ・社会常識や生活技能等修得するための支援
 - ・進路等に関する問題の相談支援
 - ・児童同士の交流等を図る活動
- 退所後の支援
 - ・住居、家庭等生活上の問題の相談支援
 - ・就労と生活の両立に関する問題等の相談支援
 - ・児童が気軽に集まる場の提供、自助グループ活動の育成支援

児童養護施設の退所者等の就業支援事業

主な事業内容

- ・適切な職場環境の確保
 - ・雇用先となる職場の開拓
 - ・就職面接等のアドバイス
 - ・事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ
- ※児童の保護者も事業の対象
※従来の退所児童等アフターケア事業と別の事業者で実施することも可能とする

退所（前）児童に対する生活支援・就業支援、両面からの自立支援を一体的に実施

期待される主な効果

- 退所（前）児童面からは、生活面、就労面のそれぞれあった相談窓口が一本化される。（退所（前）児童の相談時の負担軽減）
- 事業者面からは、退所（前）児童の個人情報が生活用・就労面から一括で把握できるため、両面から当該退所（前）児童が抱える課題に対する支援が可能となる。

第三者評価受審計画集計結果

児童養護施設			乳児院			情緒障害児 短期治療施設			児童自立支援施設			母子生活支援施設			自治体合計
H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	
58	246	284	14	57	60	2	17	19	6	13	39	18	83	144	
588			131			38			58			245			1060

H24	98	※1 平成24年度については、実績。平成25年度、26年度については受審計画である。
H25	416	※2 平成25年5月8日現在の受審計画である。
H26	546	※3 東京都は、毎年受審する施設も多いため、3年間で施設数を均等に配分している。

第三者評価機関全国推進組織認証証数

県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数
北海道	6	東京	14	滋賀	0	香川	1		
青森	1	神奈川	7	京都	5	愛媛	2		
岩手	1	新潟	1	大阪	9	高知	1		
宮城	3	富山	2	兵庫	4	福岡	1		
秋田	2	石川	3	奈良	2	佐賀	3		
山形	1	福井	0	和歌山	2	長崎	2		
福島	3	山梨	0	鳥取	1	熊本	4		
茨城	1	長野	3	島根	1	大分	1		
栃木	1	岐阜	5	岡山	3	宮崎	2		
群馬	2	静岡	3	広島	1	鹿児島	4		
埼玉	4	愛知	7	山口	1	沖縄	1		
千葉	6	三重	4	徳島	1	合計	132		

平成26年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

＜児童自立支援施設職員研修＞

武蔵野：武蔵野学院
きぬ川：きぬ川学院

研修種別「テーマ」		対象者	研修目的	期 間	会 場	募集人数
1	新任施設長研修 ※前後期とも必修	H25.4月以降に着任した施設長(着任予定の者)	新任施設長として児童自立支援施設運営に必要な知識と技術を学ぶ義務研修	前期 H26. 5.14～ 5.16	武蔵野	20名
				OJT H26. 5.17～ 9.28	各職場	
				後期 H26. 9.29～10. 1	きぬ川	
2	スーパーバイザー研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者	児童自立支援施設の機能充実のために必要なケアマネジメント・スーパービジョンを学ぶ研修	H26. 6.10～ 6.13	武蔵野	30名
3-1	中堅職員研修 コースⅠ 「ライフストーリーワーク」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年以上のケアワーカー・心理職員・教員など	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	H26.10.21～10.24	武蔵野	30名
3-2	中堅職員研修 コースⅡ 「支援困難事例への対応」			H27. 1.20～ 1.23	武蔵野	30名
3-3	中堅職員研修 コースⅢ 「女子児童の支援」			H27. 1.26～ 1.30	きぬ川	12名程度
3-4	中堅職員研修 短期実習コース			実習を通して具体的な支援の方法を学ぶスキルアップ研修	① H26.11.17～11.21 ② H26.11.25～11.28	武蔵野 きぬ川
4-1	新任職員研修 ※前後期とも必修	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	新任職員として児童自立支援施設における基本的な知識と技術を学ぶ基礎研修(講義と演習を組み合わせた研修)	前期 H26. 5.28～ 5.30	武蔵野	30名
				OJT H26. 5.31～12. 2	各職場	
				後期 H26.12. 3～12. 5	武蔵野	
4-2	新任職員研修 短期実習コース	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	基本的な子どもの理解と支援の方法を学ぶ基礎研修(講義と寮舎実習を組み合わせたコース)	① H26. 6.23～ 6.27	武蔵野	各回 8名 程度
				② H26. 7. 7～ 7.11		
				③ H26. 7.28～ 8. 1		
				④ H26. 5.19～5.23	きぬ川	各回12 名程度
				⑤ H26. 6.16～6.20		
4-3	新任職員研修 長期実習コース	児童自立支援施設の機能をより深く理解し、具体的な支援の方法を学ぶ基礎研修(寮舎実習を中心としたコース)	8月上旬～8月下旬 (3週間程度) (希望で調整)	武蔵野 きぬ川	若干名 (希望で調整)	

＜児童相談所職員等研修＞

1	児童相談所一時保護所指導者研修	児童福祉領域での勤務経験が3年以上で、一時保護所において指導的立場にある者	指導者として必要な知識や支援技術を学ぶ研修	① H27. 2. 4～ 2. 6 ② H27. 2. 18～ 2.20	武蔵野	各回 30名
2	里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	里親委託の推進や里親支援等について学ぶ研修	H27. 1. 7～ 1. 9	武蔵野	30名
3	児童自立支援施設現場研修	児童相談所での勤務経験が5年未満の者	児童自立支援施設で実践している支援について学ぶ研修(講義と寮舎実習を組み合わせた研修)	H26.11. 4～11. 7	武蔵野	8名程度

＜研修指導者養成研修＞※1

1	Bコース 「子どもの発達とアセスメント」	都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市にあっては市長)が推薦する者	都道府県等で実施する基幹的職員研修等を企画・実施する者を養成する研修	H26. 9. 3～ 9. 5	武蔵野	各回 30名
2	Cコース 「家族支援とソーシャルワーク」			H26.12.17～12.19		
3	Fコース 「施設の小規模化及び家庭的養護の推進とその充実」			H26. 9.17～ 9.19		

次世代育成支援対策施設整備交付金の概要 26年度予算(案):35億円

1 目的

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業概要等

事業概要	対象施設	整備内容
①通常整備 児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等の推進を図る。	児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、助産施設、児童自立支援施設、児童センター、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備
②耐震化等整備 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を図る。	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設 ※その他の施設については「①通常整備」において耐震化等整備が可能	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備
③スプリンクラー設備整備 火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する乳児院のスプリンクラー整備を図る。	乳児院 ※その他の施設については「①通常整備」においてスプリンクラー設備整備が可能	スプリンクラー設備整備

3 設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く）

4 補助基準額

整備地域、整備規模、加算額が加わるなどにより、補助基準額が異なる（大規模修繕のみ、対象経費の実支出額が基準額）。なお、「②耐震化等整備」及び「③スプリンクラー設備整備」については、「①通常整備」より補助基準額の引き上げを実施。

5 国庫補助率 定額(1/2相当、児童館・児童センターは1/3相当)

児童養護施設等の整備に関する補助制度について

	次世代育成支援対策施設整備交付金		児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (安心こども基金) (※2)	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 (※3)
	通常整備	耐震化整備等(※1)		
施設の小規模化・地域分散化のための整備	○	○ 〔既存施設の耐震化に伴い、小規模化等を図る場合〕	○	○ 〔既存施設の耐震化に伴い、小規模化等を図る場合〕
施設の耐震化のための整備	○	○	○	○
スプリンクラー設備のための整備	○ 〔対象施設:①乳児院(※4) ②その他の施設 ・入所施設 ・入所施設以外〕		○	○ 〔対象施設:乳児院〕

※1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の補助単価や融資の優遇措置を継続。

※2 補助基準額は1施設当たり8百万円以内。

※3 実施期限は平成27年3月31日。ただし、児童養護施設等の生活環境改善等に係る改修整備等については、同日までに着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日。

※4 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の基金残を有する都道府県については、基金残を活用して耐震化等整備を実施。

※5 実施期限は平成27年3月31日。ただし、同日までに施設整備に着手し、施設整備完了日が同日を越える場合には施設整備が完了する月の末日。

※6 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の補助単価を継続。

ひとり親家庭への支援策の見直しの全体像について

「中間まとめ」(※)で指摘された現状と課題

支援策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

個別の支援分野の現状と課題

- ① 就業支援
 - ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
 - ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
 - ✓ 就業・転職には資格取得が有効。
 - ✓ 他方で、訓練と子育てとの両立が困難。
- ② 子育て・生活支援、子どもへの支援
 - ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
 - ✓ 子どもへの影響(貧困の連鎖など)も懸念。
- ③ 養育費確保、④経済的支援
 - ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
 - ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

具体的な対応

I. 相談支援体制の構築

- 《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》
- 支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
 - 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
 - ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
 - 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

II. 支援メニューの充実

- 《安定した雇用による就労自立を実現》
- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
 - 就業支援関連事業等（就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充）の充実強化【予】
 - 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

- 《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》
- 就職活動等の際の保育サービス(日常生活支援事業)の拡充等【予・法】
 - 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

- 《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》
- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
 - 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
 - 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

【】内の「予」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。
 (※) 社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」(平成25年8月23日)

ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現。

次代の社会を担う子どもを健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（概要）

次代の社会を担う子どもを健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

主な改正事項

1. 次世代育成支援対策の推進・強化（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

（法律の有効期限の延長）

- ① 法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長する。

（新たな認定（特例認定）制度の創設）

- ② 雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実績が相当程度あるものについて、
 - ・厚生労働大臣による新たな認定（特例認定）制度を創設
 - ・特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付ける 等

2. ひとり親家庭に対する支援施策の充実（母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部改正）

（母子家庭等に対する支援の拡充）

- ① 都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施や関係機関の連携等に係る規定の整備など母子家庭等への支援体制の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金（※）等の公課禁止など母子家庭等への支援の強化を図る。

※ 母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。

（父子家庭に対する支援の拡充）

- ② ①に加え、父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度）の創設等、父子家庭に対する支援を拡充するとともに、法律の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（児童扶養手当と年金の併給調整の見直し）

- ③ 児童扶養手当の支給対象とされていない公的年金給付等の受給者等について、公的年金給付等の額に応じて、児童扶養手当の額の一部を支給する。

【施行期日】 1については平成27年4月1日（①については公布日）

2については平成26年10月1日（③については平成26年12月1日）

ひとり親家庭支援施策の主な改正事項

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当改正法附則の施行3年後の検討規定に基づき見直し。

母子及び寡婦福祉法の改正

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

○ 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員（*3(2)参照）等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

- (1) 就業支援の強化
高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。
- (2) 子育て・生活支援の強化
保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。
子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。
- (3) 施策の周知の強化
就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

児童扶養手当法の改正

4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

○ 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行(平成27年4月から支払い)。

父子家庭への支援の拡大

現行法上の父子家庭の扱い

経済的支援

- 児童扶養手当 → 父子家庭も対象
- 母子福祉資金貸付 → **父子家庭は対象外**

子育て・生活支援

- 父子家庭も対象
- (例) 日常生活支援事業、保育所入所の配慮等

就業支援

- **父子家庭は対象外**
- (例) 就業支援事業、高等職業訓練促進給付金等
(予算措置・運用で対応)

支援の枠組み

- 基本方針（国）、自立促進計画（地方）
→ **父子家庭は対象外**（運用で対応）
- 母子自立支援員等 → **父子家庭は対象外**（運用で対応）

法律の名称

- 「母子及び寡婦福祉法」

改正後

- ◎ 「父子福祉資金」の創設

- ◎ 父子家庭も対象として規定

- ◎ 名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称

- ◎ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称

高等職業訓練促進給付金等の法定化・非課税化等について

給付金の概要

- 「高等職業訓練促進給付金」及び「自立支援教育訓練給付金」は、これまで母子及び寡婦福祉法に基づく母子家庭自立支援給付金の一類型として政令に規定。ひとり親の就業支援に効果を上げている。
- 「高等職業訓練促進給付金」
 - ： ひとり親が安定した職業に就くことを容易にする資格（看護師等）を取得するために養成機関において2年以上修業する場合にその生活を支援するために支給する給付金。
（最大月額10万円を支給。上限2年。所得制限あり。）
- 「自立支援教育訓練給付金」
 - ： ひとり親が教育訓練を受講する場合に、その受講を容易にするために、受講経費の一部を支給する給付金。
（経費の2割相当額（上限10万円）を支給。所得制限あり。）

改正の内容

- （1）給付金の法定化
 - 安定して制度が運営されるよう、政令に規定されていた給付金を法律に規定する。
- （2）給付金の非課税化等
 - 両給付金による収入は、所得税・住民税の課税対象であるため、税負担の増となるほか、所得に応じて算定される他の負担にも影響する可能性があり、負担増となりうる。
 - このため、給付金の効果が損なわれることのないよう、公課禁止規定を設け、非課税所得とする。
※ 平成26年度税制改正で認められたもの。
- （3）不正利得の徴収
 - 現在、給付金を不正受給した場合の徴収規定がないため、不正利得の徴収を可能とする規定を整備。

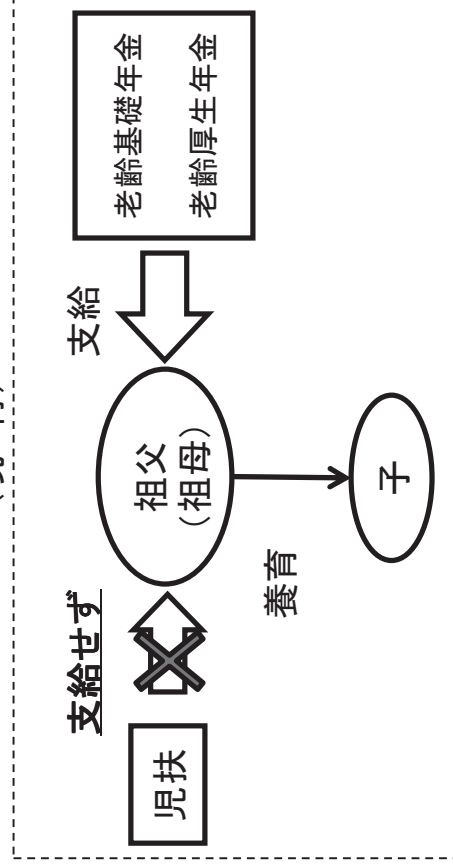
児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 児童扶養手当と公的年金は、稼働能力の低下に対する所得保障という同一の性格を有しているため、公的年金を受給できる場合は、児童扶養手当を支給しないことで併給調整している。
- しかしながら、児童扶養手当よりも低額の年金を受給できるため児童扶養手当を受給できない場合が生じている。
(※ 保険料を納付せず公的年金を受給できない者よりも、納付し少額の公的年金を受給できる者の方が少額額の保障しか受けないケースが生じ、均衡を失する。)
- このため、公的年金を受給した場合にその額が児童扶養手当額に満たないときは、その差額を支給できるように改正する。
- これにより、推計約5千人が新たに児童扶養手当の給付対象となる。

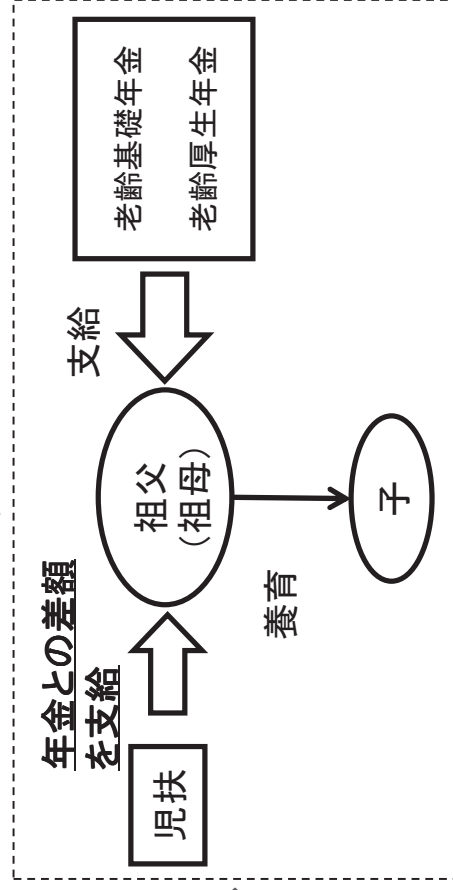
(差額支給の対象となる例) 父母に監護されない児童を祖父母が養育する家庭

- 祖父(祖母)が受給する老齢年金が、加入年数や報酬額等により、児童扶養手当よりも低くなる場合

(現 行)



(見直し後)



※ 上記の例の他、①妻が死亡した父子家庭で、父が遺族基礎年金の対象外(平成26年4月以降に死亡のケースは父に遺族基礎年金が支給される。)であるため、子に遺族厚生年金のみが支給されたが、亡母の報酬額等により支給年金額が低い場合、②離婚後に子が父から養育費を受け取っていた母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子に遺族厚生年金のみが支給されたが、亡父の報酬額等により支給年金額が低い場合などが考えられる。

【予算上の措置】

ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化について

(平成26年度予算案 8.2億円)

ひとり親家庭それぞれ様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行う。

(1) 総合的な支援のための相談窓口の整備

自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進好事例を全国展開。

(2) 支援施策の充実強化

① 転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業等の充実強化 ② 子どもに対するピア・サポートを伴う学習支援の推進

ひとり親家庭の支援に関する主な課題

- ① 相談支援体制が不十分（多岐にわたる課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげることができていない）
- ② 地域により支援メニューの実施状況にばらつきがある
- ③ 支援施策が知られておらず、利用が低調
- ④ 多くが非正規雇用で働いており、稼働所得が少ないため、個々の状況に応じた就業支援が必要
- ⑤ ひとりで仕事と子育てを両立するには、子育て・生活支援の充実が不可欠
- ⑥ 親との離別経験や将来への不安、親への気遣いなど特有の悩みを持つ子どもへの支援が必要
- ⑦ 貧困率の改善が求められている（子どもがいる現役世帯の「大人が一人」の相対的貧困率 50.8%）

具体的施策

総合的な支援の枠組みの構築【新規】 2.9億円

- 総合的な支援のための相談窓口の整備
母子自立支援員に加え新たに就業支援専門員を配置し、ワンストップの相談窓口で適切な支援メニューを組み合わせることで、総合的な支援を実施（109か所）
- 支援施策に関する広報啓発活動の強化
- 国による地方自治体への支援
地方自治体の支援体制の検証、好事例の全国展開 等

就業支援関連事業等の充実強化 2.5億円

- 身近な地域での事業の充実強化
(1) 就業支援講習会の拡充、相談関係職員の研修等の充実
(2) 個々の状況に即した自立支援プログラムの策定の拡充
(3) 就職活動等の際の生活援助や保育サービスの提供等の拡充

子どもへの支援の推進（ピア・サポート、学習支援） 2.7億円

- 子どもが気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣の拡充
- 子どもへの心に寄り添うピア・サポートも行う学習支援ボランティア事業の拡充
喚起や教科指導等を行う学習支援ボランティア事業の拡充

支援施策の充実強化

ひとり親家庭への総合的な支援

総合的な支援のための
相談窓口の整備（市レ
ベル）

適切な
支援メ
ニュー
ーの
組み
合わせ

母子生活支援センター



【新規】

児童相談所

- 自治体の規模、支援サービスの状況など地域の
実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進
 - 就業を軸とした確かな支援の提供
 - 支援施策の広報啓発活動の実施
- 【拡充】

好事例を全国展開

就業支援

《個々の状況に対応する就業支援の充実》

- 就業支援講習会の拡充
- 相談関係職員の資質向上
- 自立支援プログラムの策定
- ハローワーク等との定期的な連絡調整や同行
支援など
- 能力開発等のための給付金の支給 など

【拡充】
【拡充】
【拡充】

子育て・生活支援

《ひとりで担う仕事と子育ての両立支援の充実》

- 子育て・生活支援
 - ・就職活動等の際の保育サービス
 - ・保育所の優先入所
 - ・母子生活支援施設の利用 など

【拡充】

子どもへの支援

《特有の悩みを持つ子どもへの支援の充実》

- ピア・サポート、学習支援
 - ・児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣
 - ・学習支援ボランティア事業

【拡充】
【拡充】

養育費の確保、経済的支援

- 養育費相談支援センター等による養育費相談
- 児童扶養手当の支給
- 母子寡婦福祉資金の貸付 など

母子自立支援員の設置状況

(平成24年度末現在)

都道府県	母子自立支援員の人数			市及び福祉事務所設置町村での設置状況			備考
	都道府県知事による委嘱	市長及び福祉事務所設置町村長による委嘱	計	市及び福祉事務所設置町村数 (A)	うち、母子自立支援員を設置している自治体数 (B)	設置率 (B/A%)	
北海道	14	68	82	35	34	97%	
青森県	6	5	11	11	4	36%	
岩手県	25	4	29	13	1	8%	
宮城県	15	22	37	13	2	15%	県が委嘱する支援員を各圏域の県保健福祉事務所に配置し、一般市を含めて相談等に当たっている。
秋田県	4	17	21	13	13	100%	
山形県	8	12	20	13	12	92%	調査時点で退職者が出たため92%。 25年度現在は設置率100%。
福島県	21	6	27	13	3	23%	
茨城県	14	10	24	32	10	31%	
栃木県	5	25	30	14	14	100%	
群馬県	10	16	26	12	11	92%	
埼玉県	22	31	53	40	15	38%	
千葉県	21	74	95	37	36	97%	
東京都	1	155	156	49	49	100%	
神奈川県	6	53	59	19	18	95%	
新潟県	8	12	20	20	3	15%	県が委嘱する支援員を各圏域の県地域機関に配置し、一般市を含めて相談等に当たっている。
富山県	2	10	12	10	9	90%	
石川県	4	15	19	11	11	100%	
福井県	3	9	12	9	9	100%	
山梨県	9	15	24	13	13	100%	
長野県	11	23	34	19	19	100%	
岐阜県	8	29	37	21	21	100%	
静岡県	8	12	20	23	5	22%	
愛知県	6	64	70	38	38	100%	
三重県	5	17	22	15	15	100%	
滋賀県	4	16	20	13	13	100%	
京都府	12	48	60	15	13	87%	
大阪府	4	76	80	33	33	100%	
兵庫県	7	57	64	29	29	100%	
奈良県	5	17	22	13	13	100%	
和歌山県	8	7	15	9	6	67%	
鳥取県	2	17	19	17	17	100%	
島根県	0	27	27	19	19	100%	
岡山県	3	25	28	18	15	83%	
広島県	2	37	39	22	20	91%	調査時点で退職者が出たため。本来は100%。
山口県	8	16	24	14	14	100%	
徳島県	9	9	18	8	8	100%	
香川県	4	10	14	8	8	100%	
愛媛県	4	12	16	11	11	100%	
高知県	2	5	7	11	3	27%	
福岡県	32	55	87	28	16	57%	
佐賀県	6	12	18	11	11	100%	
長崎県	4	15	19	13	13	100%	
熊本県	9	19	28	14	14	100%	
大分県	0	20	20	14	14	100%	
宮崎県	14	4	18	9	1	11%	県が委嘱した母子自立支援員を市に配置。
鹿児島県	15	10	25	21	3	14%	
沖縄県	10	4	14	11	3	27%	
合計	400	1222	1622	854	662	78%	

(資料) 家庭福祉課調べ

(再掲) 指定都市・中核市の母子自立支援員の設置状況

(単位：人)

指定都市	
札幌市	18
仙台市	19
さいたま市	3
千葉市	6
横浜市	18
川崎市	0
相模原市	14
新潟市	10
静岡市	7
浜松市	2
名古屋市	21
京都市	32
大阪市	24
堺市	7
神戸市	15
岡山市	6
広島市	8
北九州市	10
福岡市	22
熊本市	2

(単位：人)

中核市	
旭川市	4
函館市	4
青森市	2
盛岡市	4
秋田市	2
郡山市	3
いわき市	2
宇都宮市	2
前橋市	2
高崎市	1
川越市	3
船橋市	4
柏市	2
横須賀市	3
富山市	2
金沢市	4
長野市	2
岐阜市	2
豊橋市	2
岡崎市	2
豊田市	2
大津市	2
高槻市	4
東大阪市	7
豊中市	1
姫路市	4
西宮市	2
尼崎市	2
奈良市	2
和歌山市	1
倉敷市	5
福山市	5
下関市	2
高松市	3
松山市	2
高知市	2
久留米市	1
長崎市	2
大分市	4
宮崎市	4
鹿児島市	6

就業支援策の推進

平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。「就業支援策」について本格的な取組を開始。

現 状

- 母子家庭等を取り巻く経済・雇用環境は厳しい状況。
- 就業支援に関する事業の実施状況について、自治体によって取組に差が生じている。

【参考】就業支援事業の実施割合（平成24年度実績）

- ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業 99.1 %
- ◆自立支援教育訓練給付事業 91.6 %（目標：平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
- ◆高等技能訓練促進費等事業 91.2 %（目標：平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
- ◆母子自立支援プログラム策定事業 62.4 %



どこに住んでいても支援を受けられることができるよう事業の空白地帯を解消するとともに、ハローワーク等の労働関係機関と連携し、効果的に事業を実施することが重要。

母子家庭等の就業支援関係の主要な事業

事業	事業内容
<p>1 ハローワークによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズハローワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など 	<p>子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。</p>
<p>2 母子家庭等就業・自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 <p>(平成24年度実績 99.1%)</p>	<p>母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。</p>
<p>3 母子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>(平成24年度実績 62.4%)</p>	<p>個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。</p>
<p>4 自立支援教育訓練給付金事業</p> <p>(平成24年度実績 91.6%)</p> <p>(実施目標:平成26年度までに100%)【子ども・子育てビジョン】</p>	<p>地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。</p>
<p>5 高等技能訓練促進費等事業</p> <p>(平成24年度実績 91.2%)</p> <p>(実施目標:平成26年度までに100%)【子ども・子育てビジョン】</p>	<p>看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。</p>

母子家庭等の自立支援関係事業の実施状況等(平成24年度実績)

都道府県	母子家庭及び寡婦自立促進計画		母子家庭等自立支援センター事業		自立支援給付金事業		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業	母子自立支援プログラム策定等事業	自立支援教育訓練給付金事業	一般市等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
1北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

北海道、東北ブロック

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

都道府県	母子家庭等自立促進計画		母子家庭等自立支援センター事業		自立支援給付金事業		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業				
	母子家庭等自立促進計画	母子家庭等自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進賞等事業	自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進賞等事業								
5秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	秋田市、にかほ市(2/13)	秋田市、にかほ市(1/1)	秋田市、北秋田市、にかほ市(3/12)	秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、湯沢市、にかほ市(10/13)	秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、湯沢市、にかほ市(8/13)	秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、湯沢市、にかほ市(10/13)	秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、湯沢市、にかほ市(3/12)	秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、湯沢市、にかほ市(10/13)	秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、湯沢市、にかほ市(8/13)	秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、湯沢市、にかほ市(10/13)	秋田市(1/1)	大館市、湯沢市、にかほ市(5/25)	大館市、湯沢市、にかほ市(5/25)	大館市、湯沢市、にかほ市(0/25)			
6山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)	尾花沢市(1/13)			
7福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	郡山市、いわき市(2/13)	郡山市(1/1)	郡山市、いわき市(2/13)	郡山市(2/2)	郡山市(2/2)	郡山市(2/2)	郡山市(2/2)	郡山市(2/2)	郡山市(2/2)	郡山市(2/2)	郡山市(2/2)	郡山市(2/2)	郡山市(2/2)	郡山市(2/2)			
8茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)	日立市、鹿嶋市(2/32)			
9栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(11/14)	宇都宮市(1/1)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(11/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(14/14)	宇都宮市(1/1)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(26/26)	宇都宮市(0/26)	宇都宮市(0/26)			
北海道・東北ブロック													鶴岡市(県内の市等在住者分を県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/59)	(0/59)	(0/59)	
関東ブロック													鶴岡市(県内の市等在住者分を県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/59)	(0/59)	(0/59)	(0/59)

		市 等				都道府県			
		自立支援給付金事業		就業・自立支援事業		母子家庭及び寡婦自立促進計画	自立支援給付金事業		
		自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業		自立支援プログラム策定等事業	母子家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
10群馬県		前橋市、高崎市、桐前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市(12/12)	高崎市、高崎市、桐前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市(12/12)	高崎市、高崎市、桐前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市(12/12)	高崎市、高崎市、桐前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、高崎市、桐前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、高崎市、桐前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、高崎市、桐前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、高崎市、桐前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市(12/12)
11埼玉県		さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、真松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、入間市、朝霞市、和光市、桶川市、八潮市、北本市、土見市、坂戸市、蓮田市、日高市、白岡市(2/2)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、真松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、入間市、朝霞市、和光市、桶川市、八潮市、北本市、土見市、坂戸市、蓮田市、日高市、白岡市(2/2)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、真松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、入間市、朝霞市、和光市、桶川市、八潮市、北本市、土見市、坂戸市、蓮田市、日高市、白岡市(2/2)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、真松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、入間市、朝霞市、和光市、桶川市、八潮市、北本市、土見市、坂戸市、蓮田市、日高市、白岡市(2/2)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、真松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、入間市、朝霞市、和光市、桶川市、八潮市、北本市、土見市、坂戸市、蓮田市、日高市、白岡市(2/2)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、真松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、入間市、朝霞市、和光市、桶川市、八潮市、北本市、土見市、坂戸市、蓮田市、日高市、白岡市(2/2)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、真松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、入間市、朝霞市、和光市、桶川市、八潮市、北本市、土見市、坂戸市、蓮田市、日高市、白岡市(2/2)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、真松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、入間市、朝霞市、和光市、桶川市、八潮市、北本市、土見市、坂戸市、蓮田市、日高市、白岡市(2/2)

都道府県	都道府県				市等						
	母子家庭等 自立支援 センター 事業	母子家庭等 自立支援 プログラム 策定等事 業	母子家庭等 日常生活 支援事 業	ひとり親家庭生活 支援事業	母子家庭等 就業・自立支援 センター 事業	母子家庭等 就業・自立支援 事業	自立支援給付金事業		母子自立支援 プログラム 策定等事業		
							自立支援 教育訓練 給付金事業	高等技能訓練 促進費等事業			
14神奈川県	◎	◎	◎		◎		横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/4)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市(3/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、秦野市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(30/33)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/33)
15新潟県	◎	◎	◎		(0/19)		新潟市、長岡市、上越市、三上市、柏崎市、加茂市、十日町市、貝附市、村上市、燕市、五泉市、佐渡市、南魚沼市(13/20)	新潟市、長岡市、上越市、三上市、柏崎市、新発田市、十日町市、貝附市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、南魚沼市(13/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外)の市等在住者分には県の事業対象に含め実施(31/31)	新潟市(新潟市以外)の市等在住者分には県の事業対象に含め実施(31/31)
16富山県	◎	◎	◎		(0/9)		富山県、高岡市、魚津市、水見市、津川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山県、高岡市、魚津市、水見市、津川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山県、高岡市、魚津市、水見市、津川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山県、高岡市、魚津市、水見市、津川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山県、高岡市、魚津市、水見市、津川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)

	市等									
	都道府県					市等				
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	就業・自立支援事業	自立支援給付金事業	自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業		
17石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
18福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
19山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
20長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

		市 等				都道府県				
自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援技能訓練促進費等事業	就業・自立支援事業		母子家庭及び寡婦自立促進計画	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業	自立支援プログラム等事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画
			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業						
母子自立支援プログラム策定等事業	母子自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業	自立支援プログラム等事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画
岐阜市、大垣市、美濃市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関山市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関山市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	飛騨市(1/21)					
静岡県、浜松市、牧之原市、静岡市、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡県、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡県、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡県、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡県、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡県、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡県、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡県、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡県、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡県、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡県、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)
21岐阜県										
22静岡県										

都道府県	都道府県				市等				
	母子家庭等就 業・自立支援 センター事 業	自立支援 給付金事業	自立支援 プログラム策 定等事業	母子家庭等 日常生活支 援事業	自立支援給付金事業		母子自立支援 プログラム策 定等事業	母子家庭等 日常生活支 援事業	ひとり親家庭生 活支援事業
					自立支援 教育訓練 給付金事業	高等技能訓練 促進費等事業			
25滋賀県	母子家庭及び 寡婦自立促進 計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	母子家庭等就 業・自立支援 センター事 業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
26京都府	母子家庭及び 寡婦自立促進 計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	母子家庭等就 業・自立支援 センター事 業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
27大阪府	母子家庭及び 寡婦自立促進 計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	母子家庭等就 業・自立支援 センター事 業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

近畿プログラム

都道府県	自立支援給付金事業				就業・自立支援事業		母子家庭及び専業主婦自立促進計画	母子家庭及び専業主婦自立促進計画	自立支援				ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業	自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業			自立支援給付金事業		母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業			
									自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					
40福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
41佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
42長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
43熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

都道府県	自立支援給付金事業				母子家庭等 自立支援センター事業	母子家庭及び 子育て支援計画	母子家庭等 自立支援センター事業	自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等 日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
	自立支援給付金事業		自立支援 教育訓練 給付金事業	自立支援 プログラム策定等事業						
	就業・自立支援事業	自立支援事業								
44大分県	母子家庭及び子育て支援計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	自立支援プログラム策定等事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
45宮崎県	母子家庭及び子育て支援計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	自立支援プログラム策定等事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
46鹿児島県	母子家庭及び子育て支援計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	自立支援プログラム策定等事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
47沖縄県	母子家庭及び子育て支援計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	自立支援プログラム策定等事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

	都道府県										市等				
	母子家庭及び寡婦自立促進計画		自立支援給付金事業		自立支援プログラム策定等事業		母子家庭等日常生活支援事業		母子自立支援プログラム策定等事業		母子家庭等日常生活支援事業		ひとり親家庭生活支援事業		
	母子家庭等自立支援センター事業	母子家庭等自立支援センター事業	自立支援給付金事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	
	45	47	47	47	39	28	25	平成24年度実施状況							
継続して実施(◎)															
平成25年度以降に実施予定(O)	2	0	0	0	1	0	2	226/851 (26.6%)	60/61 (98.4%)	21/790 (2.7%)	776/851 (91.2%)	772/851 (90.7%)	521/851 (61.2%)	970/1747 (55.5%)	813/1747 (46.6%)
実施予定なし	0	0	0	0	6	19	20								
都道府県合計															

<都道府県を含む実施状況>

平成24年度実施状況											
母子家庭及び寡婦自立促進計画		自立支援給付金事業		自立支援プログラム策定等事業		母子家庭等日常生活支援事業		母子自立支援プログラム策定等事業		母子家庭等日常生活支援事業	
母子家庭等自立支援センター事業	母子家庭等自立支援センター事業	自立支援給付金事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業	自立支援プログラム策定等事業
271/898 (30.2%)	107/108 (99.1%)	823/898 (91.6%)	21/790 (2.7%)	819/898 (91.2%)	560/898 (62.4%)	998/1794 (55.6%)	837/1794 (46.7%)				

平成24年度 母子寡婦福祉資金貸付金の償還率について

① 母子福祉資金

【都道府県】

区分	平成24年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	29.0	6.1	76.9
2 青森県	50.7	9.6	87.3
3 岩手県	61.6	17.5	88.3
4 宮城県	47.2	15.9	81.4
5 秋田県	53.6	9.3	88.7
6 山形県	46.2	13.9	84.1
7 福島県	50.7	16.4	84.0
8 茨城県	47.6	11.4	92.1
9 栃木県	40.1	12.4	79.0
10 群馬県	45.6	9.3	88.7
11 埼玉県	54.3	9.3	87.1
12 千葉県	43.3	8.6	82.0
13 東京都	26.2	9.1	67.6
14 神奈川県	24.1	6.4	73.1
15 新潟県	54.0	9.1	91.7
16 富山県	43.6	8.2	89.8
17 石川県	51.0	7.1	88.8
18 福井県	39.4	3.6	88.2
19 山梨県	35.8	8.0	85.7
20 長野県	50.3	9.3	88.2
21 岐阜県	63.2	14.7	89.8
22 静岡県	51.4	7.7	90.0
23 愛知県	54.4	8.9	90.4
24 三重県	34.7	8.6	80.8
25 滋賀県	71.2	17.9	93.0
26 京都府	52.3	9.5	89.5
27 大阪府	46.5	18.0	89.1
28 兵庫県	58.6	13.3	92.6
29 奈良県	40.2	11.7	82.1
30 和歌山県	73.5	10.7	97.6
31 鳥取県	60.1	19.0	90.8
32 島根県	43.3	7.9	85.3
33 岡山県	45.9	10.4	86.5
34 広島県	56.3	11.7	90.9
35 山口県	33.1	7.9	85.2
36 徳島県	38.3	6.8	84.1
37 香川県	69.1	19.9	95.2
38 愛媛県	42.4	3.4	85.4
39 高知県	69.8	18.1	94.9
40 福岡県	40.3	12.7	86.7
41 佐賀県	36.5	12.0	84.2
42 長崎県	46.7	14.7	87.4
43 熊本県	62.6	15.6	88.5
44 大分県	40.6	9.8	83.7
45 宮崎県	47.4	13.2	88.8
46 鹿児島県	41.4	11.9	87.0
47 沖縄県	35.9	10.5	83.8
都道府県計	37.2	9.6	81.1

【指定都市、中核市】

区分	平成24年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	22.4	6.4	69.2
49 仙台市	21.7	5.1	77.6
50 さいたま市	49.6	8.5	88.8
51 千葉市	44.0	8.8	81.5
52 横浜市	27.1	7.2	77.3
53 川崎市	21.0	5.5	71.2
54 相模原市	24.8	4.7	69.3
55 新潟市	47.8	26.9	71.4
56 静岡市	41.6	4.3	82.8
57 浜松市	60.5	10.5	90.6
58 名古屋市	52.1	16.5	87.3
59 京都市	20.7	4.7	71.2
60 大阪市	28.0	9.6	76.2
61 堺市	39.3	8.3	81.5
62 神戸市	31.4	7.6	85.6
63 岡山市	31.7	6.5	78.9
64 広島市	42.1	6.5	84.5
65 北九州市	40.6	9.0	87.2
66 福岡市	17.3	4.0	81.8
67 熊本市	39.8	10.4	79.7
指定都市計	29.8	7.2	79.6
68 旭川市	23.3	5.7	69.5
69 函館市	20.9	7.4	72.6
70 青森市	66.3	14.5	91.2
71 盛岡市	36.7	10.6	75.2
72 秋田市	52.1	15.0	91.4
73 郡山市	35.5	11.6	84.4
74 いわき市	48.0	17.8	79.6
75 宇都宮市	39.7	9.1	84.3
76 前橋市	49.2	16.6	87.3
77 高崎市	55.6	19.1	92.2
78 川越市	79.7	9.8	95.9
79 船橋市	49.4	13.7	86.0
80 柏市	55.1	12.5	91.5
81 横須賀市	25.8	7.2	70.6
82 富山市	58.5	16.7	98.6
83 金沢市	43.0	5.6	88.7
84 長野市	32.8	5.1	86.0
85 岐阜市	44.5	7.9	86.3
86 豊橋市	67.0	17.7	93.2
87 岡崎市	57.6	8.5	92.1
88 豊田市	56.1	19.1	94.1
89 大津市	72.3	8.7	90.3
90 高槻市	33.5	8.7	86.8
91 東大阪市	33.6	6.7	82.1
92 豊中市	41.9	6.9	89.4
93 姫路市	48.3	6.3	90.4
94 西宮市	39.2	7.1	86.4
95 尼崎市	44.6	11.4	91.7
96 奈良市	34.7	14.1	78.7
97 和歌山市	47.8	9.4	81.8
98 倉敷市	59.4	21.8	88.4
99 福山市	42.9	9.3	91.0
100 下関市	36.0	6.8	89.7
101 高松市	44.3	6.0	91.2
102 松山市	52.1	16.8	86.1
103 高知市	50.7	7.8	88.9
104 久留米市	41.7	12.1	81.0
105 長崎市	46.4	14.0	82.5
106 大分市	33.9	9.6	82.3
107 宮崎市	25.9	8.5	84.7
108 鹿児島市	14.7	4.1	71.5
中核市計	36.4	8.5	83.6
合計	34.8	8.6	81.0

平成24年度 母子寡婦福祉資金貸付金の償還率について

② 寡婦福祉資金

【都道府県】

区分	平成24年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	36.3	6.9	83.1
2 青森県	46.1	6.7	94.6
3 岩手県	56.5	16.7	85.9
4 宮城県	46.9	5.6	86.9
5 秋田県	46.3	11.6	87.7
6 山形県	60.8	18.2	94.3
7 福島県	49.4	19.1	82.4
8 茨城県	62.7	23.9	97.3
9 栃木県	28.9	16.2	55.8
10 群馬県	39.6	9.8	89.5
11 埼玉県	56.9	8.4	90.9
12 千葉県	45.8	6.1	88.3
13 東京都	-	-	-
14 神奈川県	24.9	8.2	76.8
15 新潟県	47.9	26.6	99.3
16 富山県	33.6	6.5	95.3
17 石川県	44.6	2.9	85.5
18 福井県	50.1	15.9	100.0
19 山梨県	18.8	8.2	76.2
20 長野県	40.8	6.0	87.4
21 岐阜県	44.9	5.9	87.5
22 静岡県	47.7	10.2	87.8
23 愛知県	72.2	10.2	95.3
24 三重県	38.9	13.4	87.0
25 滋賀県	73.4	10.6	96.6
26 京都府	31.6	6.0	78.6
27 大阪府	57.3	22.6	92.6
28 兵庫県	39.5	8.2	96.6
29 奈良県	26.4	3.0	96.6
30 和歌山県	51.0	10.7	92.4
31 鳥取県	41.9	10.4	90.7
32 島根県	34.8	6.1	85.0
33 岡山県	16.7	2.5	76.7
34 広島県	41.2	8.6	93.7
35 山口県	21.5	5.9	86.5
36 徳島県	26.2	5.1	88.6
37 香川県	42.1	13.9	85.8
38 愛媛県	25.1	3.9	82.7
39 高知県	63.5	22.3	88.3
40 福岡県	38.8	7.2	94.0
41 佐賀県	29.5	5.9	83.8
42 長崎県	18.7	8.8	59.5
43 熊本県	74.2	5.1	97.6
44 大分県	24.5	11.2	70.6
45 宮崎県	49.1	12.3	96.0
46 鹿児島県	34.0	8.6	92.5
47 沖縄県	37.7	9.6	86.5
都道府県計	38.7	9.8	87.0

【指定都市、中核市】

区分	平成24年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	28.5	8.0	73.4
49 仙台市	20.9	5.9	85.2
50 さいたま市	67.3	24.7	83.3
51 千葉市	47.0	4.5	86.0
52 横浜市	29.2	11.1	83.8
53 川崎市	17.4	3.2	76.3
54 相模原市	27.7	6.4	86.3
55 新潟市	61.2	31.0	84.0
56 静岡市	49.5	3.5	89.4
57 浜松市	62.7	6.1	92.2
58 名古屋市	58.6	12.8	93.1
59 京都市	25.1	4.6	85.8
60 大阪市	27.5	8.0	80.0
61 堺市	48.1	11.5	86.7
62 神戸市	17.5	4.4	81.9
63 岡山市	14.4	3.0	92.2
64 広島市	39.5	4.2	84.4
65 北九州市	48.0	11.7	87.9
66 福岡市	19.2	2.4	86.5
67 熊本市	46.2	5.1	94.5
指定都市計	34.4	7.3	86.3
68 旭川市	37.7	11.7	71.7
69 函館市	25.2	4.8	78.4
70 青森市	82.7	7.7	96.1
71 盛岡市	36.0	22.5	68.1
72 秋田市	77.8	17.5	100.0
73 郡山市	34.3	7.2	100.0
74 いわき市	37.2	5.8	73.1
75 宇都宮市	28.9	6.2	92.8
76 前橋市	52.3	32.5	95.2
77 高崎市	81.6	67.3	97.3
78 川越市	61.2	3.7	92.8
79 船橋市	43.4	12.3	80.8
80 柏市	28.3	8.9	73.2
81 横須賀市	16.0	2.0	66.6
82 富山市	26.9	3.7	100.0
83 金沢市	30.3	4.4	90.5
84 長野市	22.2	0.0	54.9
85 岐阜市	43.1	21.8	93.6
86 豊橋市	100.0	0.0	100.0
87 岡崎市	96.1	100.0	96.0
88 豊田市	100.0	0.0	100.0
89 大津市	44.6	0.0	100.0
90 高槻市	34.7	1.1	93.3
91 東大阪市	44.8	5.9	90.4
92 豊中市	53.1	16.0	93.3
93 姫路市	54.0	5.8	93.1
94 西宮市	14.7	3.7	67.7
95 尼崎市	90.2	30.2	100.0
96 奈良市	41.7	15.7	77.2
97 和歌山市	50.4	6.6	88.2
98 倉敷市	17.3	3.3	65.4
99 福山市	27.1	3.3	99.3
100 下関市	15.3	1.8	90.4
101 高松市	18.8	4.7	93.9
102 松山市	29.4	5.7	88.4
103 高知市	49.8	24.0	86.2
104 久留米市	48.9	9.7	95.6
105 長崎市	37.4	13.0	83.7
106 大分市	18.8	7.9	77.4
107 宮崎市	11.9	3.0	82.3
108 鹿児島市	12.8	3.0	74.2
中核市計	31.9	7.4	85.2
合計	36.1	8.5	86.5

母子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る取組例について

1. 償還業務の体制について

多くの自治体において、概ね以下の人員体制で実施している。

- 福祉事務所担当職員
- 母子自立支援員
- 償還協力員等
 - ・ 民間金融機関での回収業務経験者を採用
 - ・ 民間企業等での債権管理の実績がある者を配置

2. 催促等の方法について

多くの自治体において、概ね以下の事項を実施している。

- 償還開始前に償還等の説明、面接
- 電話、文書、戸別訪問による催告を実施
- 口座振替を推進
- 償還強化期間の設定
- ケース検討会の開催
- 悪質な滞納者や長期滞納者について、債権回収業者等に委託

3. その他独自の取組や取組によって生じた効果等について

- 償還への意識が途絶えないよう声掛けをしつつ、必要に応じて就労支援や生活支援を行い、信頼関係を築くことが大切。
- 滞納者との面談等の際、市の母子自立支援員に同席してもらうことで情報の共有が図られ、他制度の検討や滞納状況の悪化を防ぐことができる。
- 延滞者の多くは、納付書の整理がずさんであったため、本人と一緒にたまった納付書を整理することで、納付書の枚数が減り負担感が軽減し、償還につながったケースもある。
- 未納者をケース別に分類し、それぞれの分類に応じた電話、文書及び訪問等の対応を図っている。
- 催告書の封筒等を目に留まるような葉書や色紙を使う、緑・黄色・赤と変化させるなど工夫をしている。

3. その他独自の取組や取組によって生じた効果等について（つづき）

- 連絡のつかない者に対しては、勤務先への電話催告をしている。
- 区市の担当者同士でのグループ討議（25年度は所在・相続・財産等の調査手法についての情報共有及び償還者が償還困難な場合の対応についての事例検討）を実施。会議のアンケートによると、特にグループ討議の満足度が高い。
- 貸付相談時・貸付期間中・据置期間中・滞納発生時において借主等への現況調査を実施。
- 手紙や電話でも応じなかった者は、夜間訪問督促をすることにより生活状況を把握することができ、状況に応じて分割納入を勧め、納入につながるといった効果がみられた。
- 専門的な知識、経験のある母子自立支援員が訪問による償還指導等を行うことで、就労支援などきめ細かな対応を行うことが可能となっている。
- 償還指導を無視し、あるいは反発する債務者が多かったが、アクセスを止めないこと、保証人等にも働きかけを行うこと、により自主的な償還が再開する事例が増えている。
- 平日には仕事等で不在の家庭でも、休日の訪問督促等を行うことで直接会うことができ、生活実態の聞き取りや督促を行うことで償還につながっている。
- 償還しやすい環境整備（コンビニエンスストアによる収納含む。）により収納時の利便性を高めている。
- 未償還者に対する文書指導の1つとして、平易な内容で現況等を届け出易くするため、アンケート形式による調査票（内容：債務承認、弁済計画、債務者の現況等）を用いている。
- 事業関係資金等、貸付額が大きく、貸付の是非の判断が難しいものについては、中小企業診断士による診断の上、審査部会に諮り、貸付決定するなど、貸付に際し、償還により生活が苦しくなるような貸付をしないように取り組んでいる。
- 生活保護のケースワーカーに滞納者の生活状況を確認、在宅時間の見当を付けて訪問したことで面接できた生保受給ケースや、市町村の児童扶養手当担当者に協力を仰ぎ、現況届の面接日程に合わせて役場訪問することで、これまで連絡が取れなかった償還者と面接を行い償還再開につながったケースがある。

3. その他独自の取組や取組によって生じた効果等について（つづき）

- 失業、病気、賃金未払い等に伴い経済的に困窮し、当初想定していた生計が維持できず滞納に陥るケースがほとんどであるため、生活の立て直しにかかる情報提供が必要な世帯が少なくない。就労支援員より求職活動への助言や求人情報の案内を頂き情報提供したケースや、住宅給付制度等の案内を行ったケースがある。情報提供が直接償還につながる訳ではないが、福祉事務所との信頼関係を構築でき、円滑に連絡が取れるようになる、不定期だが分納が見られる、繰り上げ償還を行うなど償還への姿勢に変化があらわれた。
- 申請時や貸付時の面談において、生活面等不安が残る債務者については、貸付時から母子福祉協力員が定期的な訪問を実施し、生活状況の把握や相談を受ける事により、当所と債務者の継続したつながりを持つ事で、円滑な償還ができるよう取り組んでいる。
- 児童扶養手当及び母子家庭等医療費助成制度の現況届提出のために各区役所保育児童課窓口へ来た際、母子寡婦福祉貸付金担当者へ引継ぎ、滞納分について償還を求める。

児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しの 基本的な運用について

I 見直しの趣旨

児童扶養手当よりも低額の公的年金等を受給する場合に、その差額分の手当を支給できるよう必要な措置等を講じる。

II 改正内容等

1. 支給要件及び支給制限に係る規定の改正内容

児童扶養手当を支給しないとする要件(第4条第2項及び第3項)から父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができる場合等を削除することにより、これらの場合であっても手当を支給できるようにするとともに、これらの者へ支給する児童扶養手当について、政令で定めるところにより、その一部又は全部を支給しないこととする(第13条の2)。

この政令においては、公的年金給付等の額(以下「年金額」という。)が児童扶養手当の額(以下「手当額」という。)を上回るときは、手当額の全部を支給しないこととする予定である。また、年金額が手当額を下回るときは、手当額の一部(年金額に相当する部分)を支給しないこととし、その結果、差額分の手当が支給されるようにする予定である。

なお、本改正により、推計で約5千人が新たに児童扶養手当の給付対象となる見込みである。

2. 差額の計算方法について(別紙1参照)

1. により、公的年金給付と児童扶養手当の差額を支給することとなるが、この支給額については、次のように、児童(複数いる場合には、個々の児童ごと)に係る年金額(月額相当額)と手当額の差額を求めた上で、受給資格者本人の年金額との差額を求めることを予定している。

- ① まず、児童が受給し得る年金額を手当額から差し引き、差額を合計する。ここで、児童が複数いる場合には、手当額の高い額(具体的には、本体額、五千元、三千元の順)を年金額の低い児童から順に対応させ、それぞれ手当額から年金額を差し引いて差額を計算し、合算する。
- ② その上で、上記差額の合計額から受給資格者本人の受給し得る年金額を差し引き、最終的に受給資格者に支払われる手当額を決定する。

上記の計算における年金額は月額相当額に換算した上で、児童扶養手当の支給対象となる各月における手当月額と比較して差額を計算する。

3. 支給事務について

本改正により、新たに差額支給を行うための年金額等の確認が必要となる。これについては、基本的には申請者等に年金額等を確認できる書類を提出させることを考えているが、自治体において年金額等を確認できる場合には、当該書類の添付を省略することを検討している。また、差額支給の開始に伴い、請求や届出に関する各種様式の改正等も必要となる。これら支給事務に関する具体的な内容については別途お知らせすることとしている。

なお、年金を受給していない者に係る事務は従前のおりである。

4. 障害基礎年金の子の加算の運用について

現在、障害基礎年金の子の加算については、子を監護等する母又は父等の所得から算定される児童扶養手当の額が、当該子を障害基礎年金の加算の対象とした場合の当該加算額を上回る場合においては、当該子は児童扶養手当が支給される母又は父によって生計を維持されており、当該子と障害基礎年金の受給権者である父又は母との間には生計維持関係はないものと取り扱って差し支えないこととされている。

本改正に伴い、この運用についても見直すこととされている。この場合、他の公的年金給付等と同様に、障害基礎年金の子の加算を支給した上で、障害基礎年金の子の加算額が当該児童に係る手当額を下回る場合には、その差額分について児童扶養手当を支給することとなる。これにより、引き続き、従前の額が支給されることに留意されたい。

5. 祖父母等の養育者に係る他の制度の活用について

監護する父母のない児童等について、祖父母等の扶養義務のある親族が養育する場合であっても、その親族が経済的に生活が困窮するなど、結果として児童の施設への入所措置を余儀なくされる場合には、都道府県等が養育に要する費用を当該親族に支給し、親族による養育を可能とする「親族里親制度」を活用することができる。

老齢年金などの公的年金を受給する祖父母等の養育者については、今般の見直しにより、年金との差額分の児童扶養手当が支給されることとなるが、手当を得ても養育が難しい場合には、この「親族里親制度」の活用も考えられることから、各自治体においては、対象となり得る者等への積極的な周知・広報をお願いする。

Ⅲ 施行期日等(別紙2参照)

1. 施行日

平成26年12月1日(平成27年4月支払い)

2. 経過措置等

本改正により新たに児童扶養手当の受給資格者となる者に係る支給事務を円滑に行う観点から、以下の経過措置を設ける予定。

- ① 改正法の公布日以降は、施行日(平成26年12月1日)に支給要件を満たすことを条件として認定請求手続きをとることができること(手続きをとった者については、施行月分(平成26年12月分)から支給)
- ② 施行日から4か月の間(平成27年3月末までの間)に認定請求があった者については、施行日に支給要件を満たしていた者には施行月分から、施行日に支給要件を満たしていなかった者には支給要件を満たした月の翌月分から支給すること
- ③ 省令様式については、改正後、当分の間は既存の様式を取り繕って使用することができること

児童扶養手当と公的年金等との差額の算出方法について（別紙 1）

差額計算の例

※児童2人がそれぞれ遺族年金を受給し、受給資格者本人が老齢年金を受給しているケース

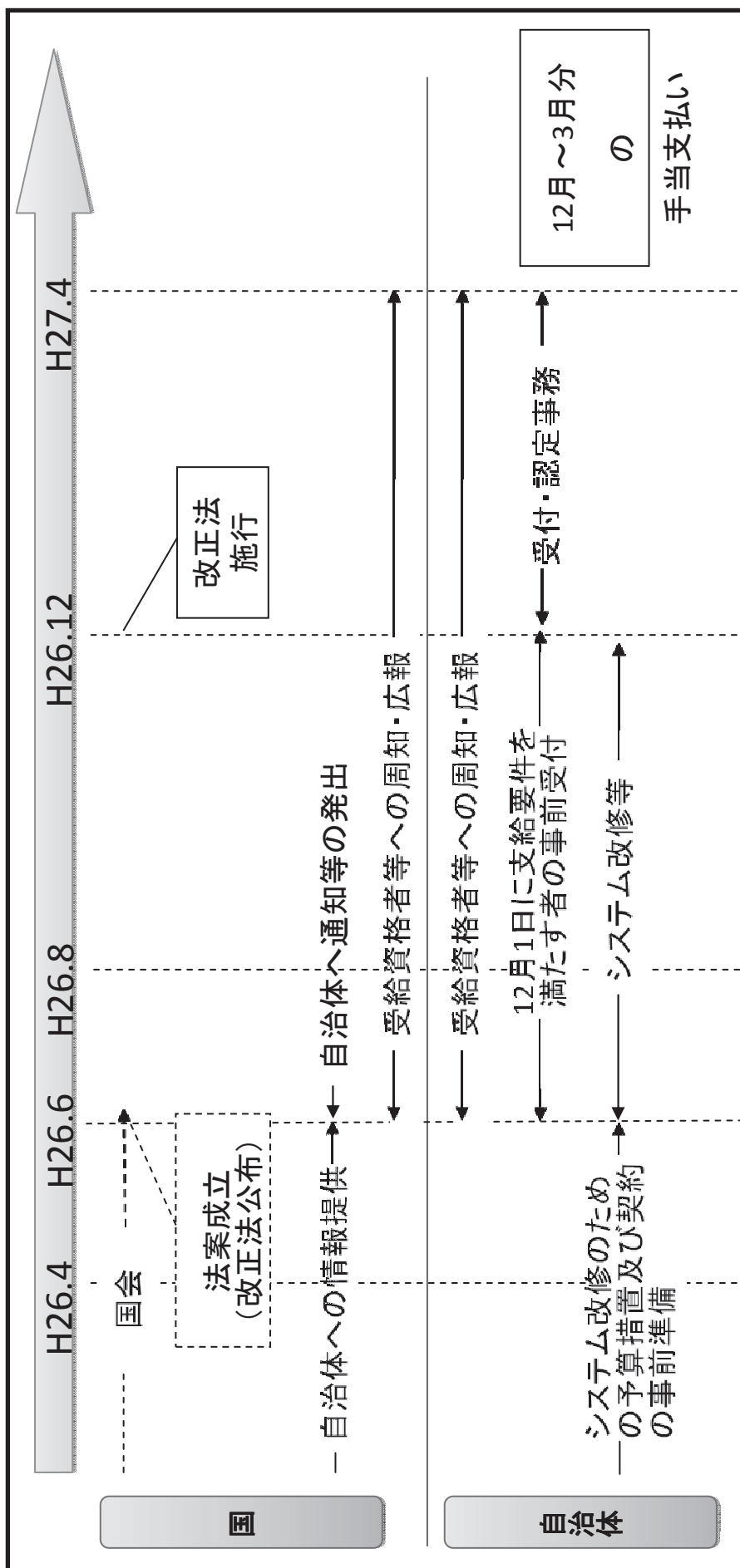
	老齢年金	遺族年金	障害子加算の対象	労基法に基づく遺族補償	年金等計	手当	差引後の手当
児童1	-	0	0	0	0	41,140	41,140
児童2	-	1,000	0	0	1,000	5,000	4,000
児童3	-	9,000	0	0	9,000	3,000	0
受給資格者本人	30,000	0	-	0	30,000		45,140

① 児童2の遺族年金(1,000円)が児童1の遺族年金(0円)より高いこと、② 児童1の老齢年金(0円)が児童2の遺族年金(1,000円)より低いこと、③ 児童2の遺族年金(1,000円)が児童3の遺族年金(9,000円)より低いこと、④ 児童3の遺族年金(9,000円)が受給資格者本人の老齢年金(30,000円)より低いこと、⑤ 児童1の老齢年金(0円)と児童2の遺族年金(1,000円)と児童3の遺族年金(9,000円)と受給資格者本人の老齢年金(30,000円)の合計額(40,000円)が児童1の老齢年金(0円)と児童2の遺族年金(1,000円)と児童3の遺族年金(9,000円)と受給資格者本人の老齢年金(30,000円)の合計額(40,000円)より低いこと、⑥ 児童1の老齢年金(0円)と児童2の遺族年金(1,000円)と児童3の遺族年金(9,000円)と受給資格者本人の老齢年金(30,000円)の合計額(40,000円)が児童1の老齢年金(0円)と児童2の遺族年金(1,000円)と児童3の遺族年金(9,000円)と受給資格者本人の老齢年金(30,000円)の合計額(40,000円)より低いこと、⑦ 児童1の老齢年金(0円)と児童2の遺族年金(1,000円)と児童3の遺族年金(9,000円)と受給資格者本人の老齢年金(30,000円)の合計額(40,000円)が児童1の老齢年金(0円)と児童2の遺族年金(1,000円)と児童3の遺族年金(9,000円)と受給資格者本人の老齢年金(30,000円)の合計額(40,000円)より低いこと、⑧ 児童1の老齢年金(0円)と児童2の遺族年金(1,000円)と児童3の遺族年金(9,000円)と受給資格者本人の老齢年金(30,000円)の合計額(40,000円)が児童1の老齢年金(0円)と児童2の遺族年金(1,000円)と児童3の遺族年金(9,000円)と受給資格者本人の老齢年金(30,000円)の合計額(40,000円)より低いこと

(計算の順序)

- ① 公的年金及び遺族補償において、それぞれの児童について、受給できる額及び加算される額の月額相当額を算出し、合計する。
- ② ①の合計額が最も低い児童の額(0円の者を含む)と、児童扶養手当の支給額(所得により一部支給停止がなされる場合には、一部支給停止後の額)の第1子目の額(41,140円)とで比較を行い、差引後の手当額を計算する。
- ③ 次に、①の合計額が2番目に低い児童の額と、児童扶養手当の第2子加算額(5,000円)とで比較を行い、差引後の手当額を計算する。
- ④ ②、③で比較を行った以外の児童の①の合計額については、その額と第3子以降加算額(3,000円)とで比較を行い、差引後の手当額を計算する。
- ⑤ ②～④で算出されたそれぞれの児童に係る差引後の手当額を合計する。
- ⑥ 公的年金及び遺族補償について、受給資格者本人が受給できる額の月額相当額を算出し、合計する。
- ⑦ ⑥の額と⑤の額とで比較を行い、⑥の額が⑤の額より高い場合は、手当(⑤の額)の全部を支給しないこととし、⑥の額が⑤の額より低い場合は、その差額(⑧)を手当として支給する。

(別紙2)
 (参考)仮に法案成立が6月となった場合の自治体におけるシステム改修等に係るスケジュールのイメージ



注1) 国会の状況等により「法案成立(改正法公布)」の期日等は変更となる。

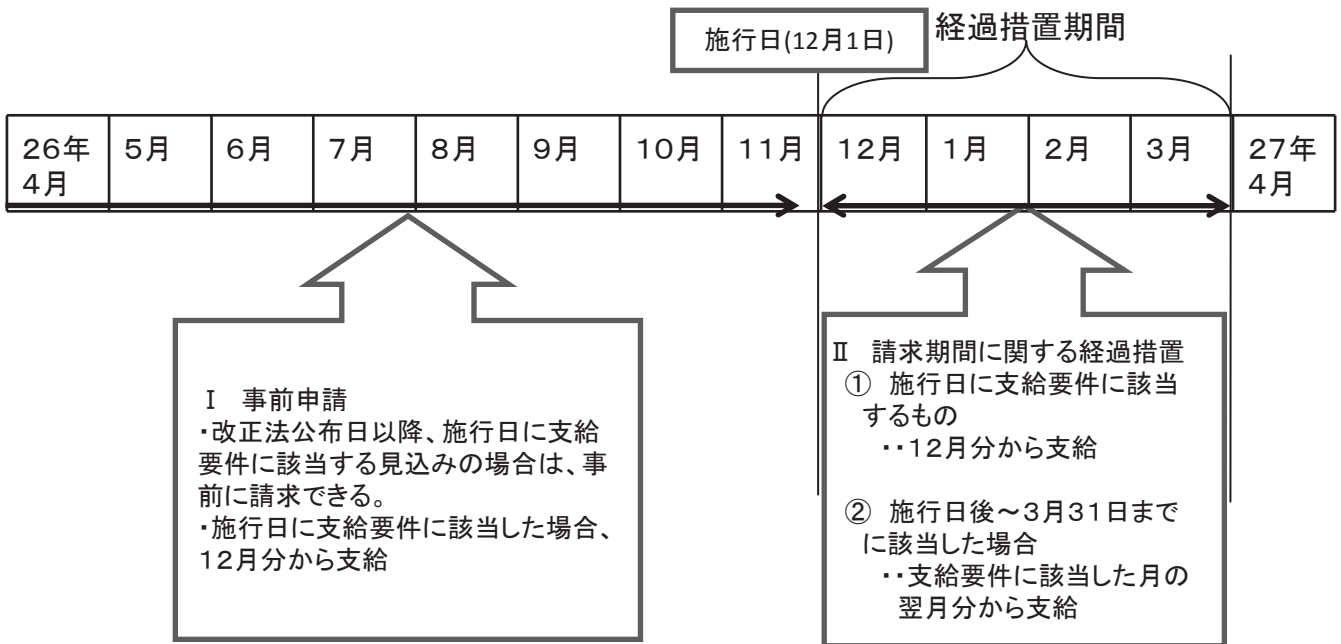
注2) 改正法公布後、速やかにシステム改修が始められるよう、そのための予算措置や契約のための事前準備が必要。

注3) システム改修期間については、各自治体のシステムの状況等により異なるが、6月程度は必要と見込まれる。

※ 本改正により、新たに児童扶養手当の受給資格者となる者に係る支給事務を円滑に行う観点から、以下の経過措置を設ける予定。

- 改正法の公布日以降は、施行日(平成26年12月1日)に支給要件を満たすことを条件として認定請求手続きをとることができること(手続きをとった者については、施行月分(平成26年12月分)から支給)
- 施行日から4か月の間(平成27年3月末までの間)に認定請求があった者については、施行日に支給要件を満たしていた者には施行月分から、施行日に支給要件を満たしていなかった者には支給要件を満たした月の翌月分から支給すること

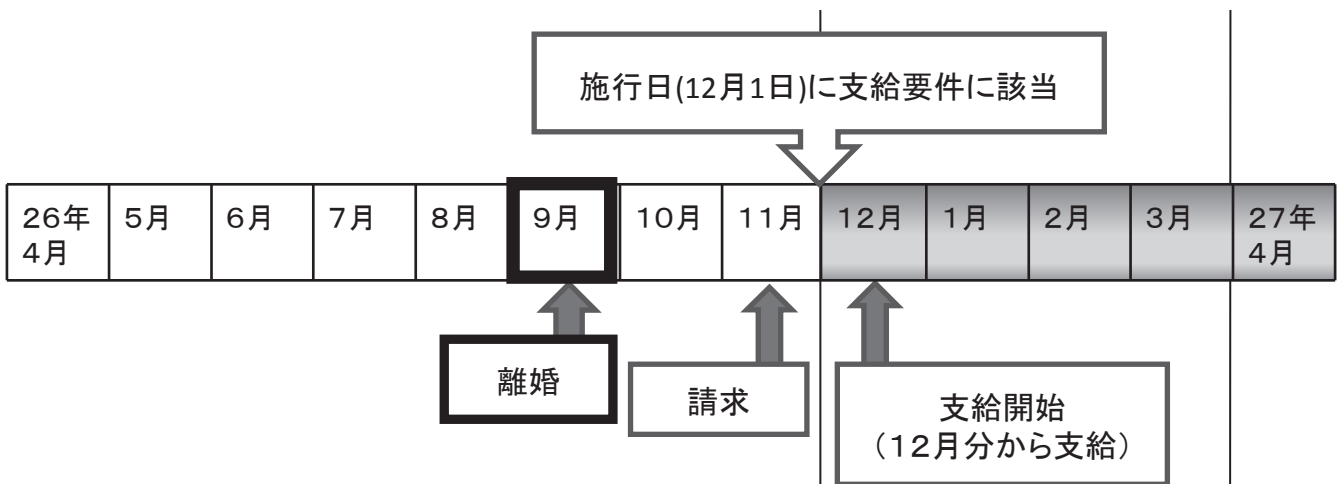
経過措置について



(注)経過措置は併給調整の見直しに伴い、新たに支給要件を満たす者に限る。

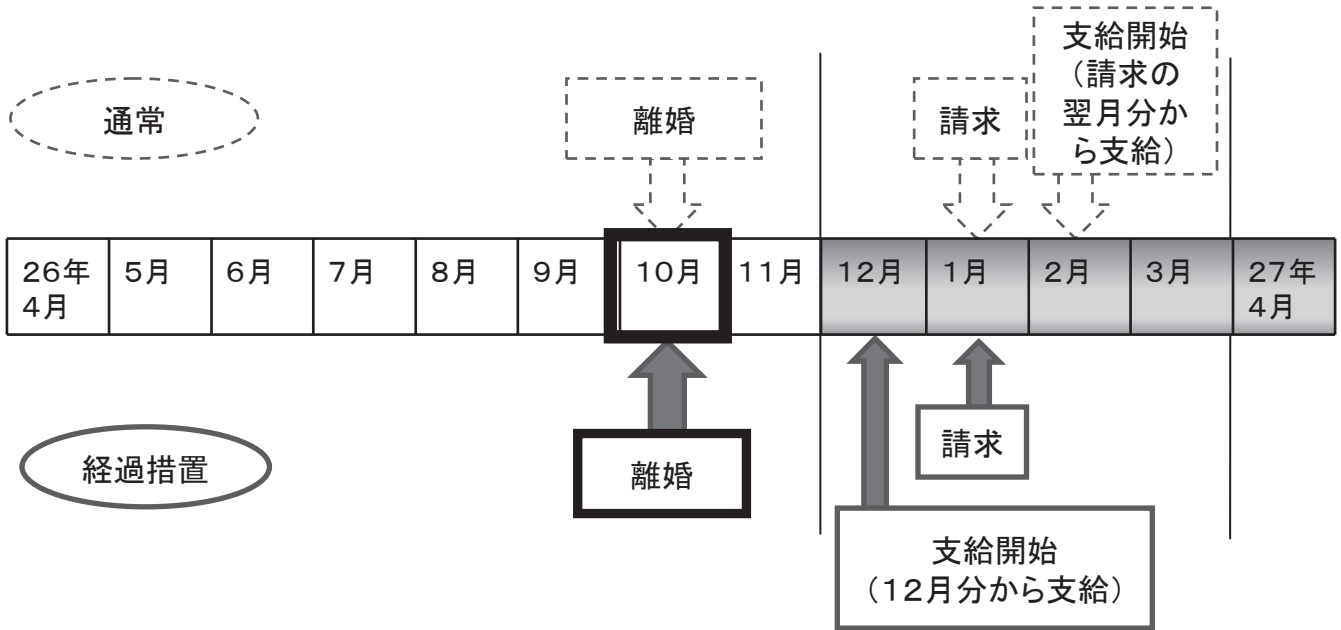
I 施行日にすでに新支給要件に該当しており、事前請求した場合

(例1)9月に死別して年金を受給する母子家庭となり、11月に事前請求



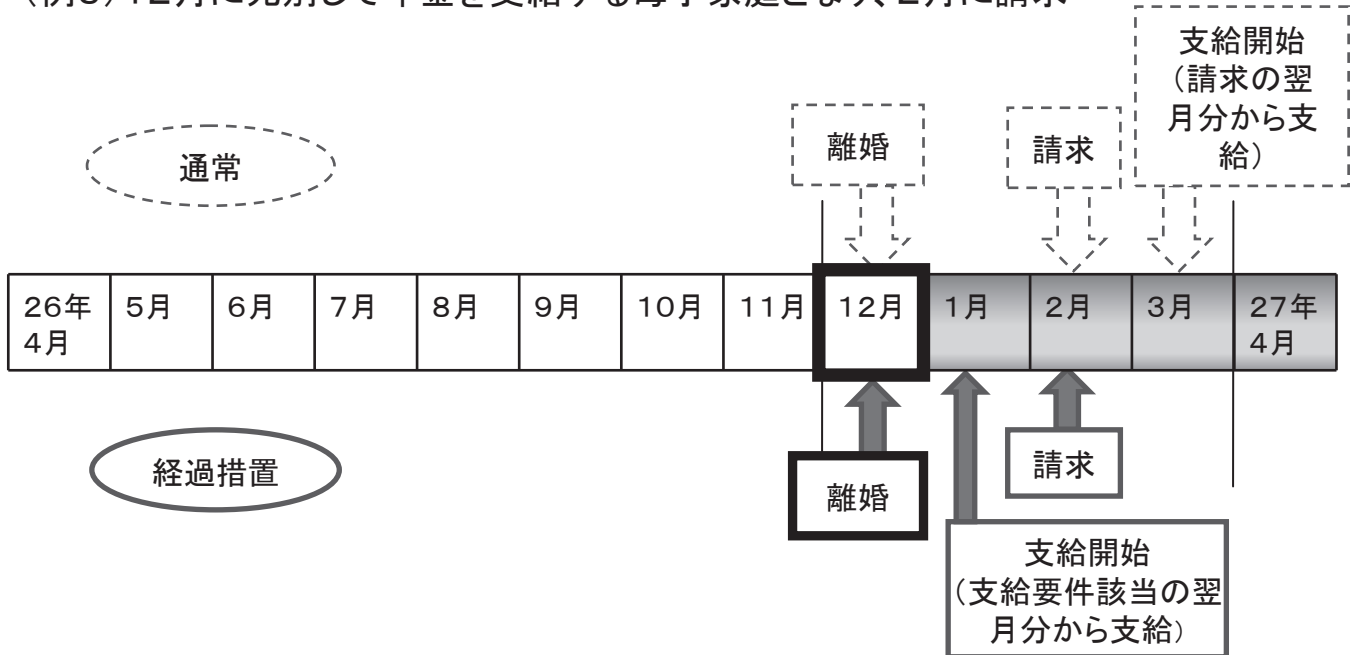
Ⅱ① 施行日にすでに新支給要件に該当しており、12月～3月の間に請求した場合

(例2) 10月に死別して年金を受給する母子家庭となり、1月に請求



Ⅱ② 12月～3月の間に新支給要件に該当し、12月～3月の間に請求した場合

(例3) 12月に死別して年金を受給する母子家庭となり、2月に請求



府 共 第 821 号
雇児発 1226 第 2 号
平成 25 年 12 月 26 日

都道府県知事 殿

内閣府男女共同参画局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行等について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）については、平成 26 年 1 月 3 日から施行されるとともに、改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）については、別途、主務府省庁の連名により通知することとしているところである。

各地方公共団体において施策を実施する際は、法及び基本方針並びに下記に示す留意事項等に十分留意し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に万全を期されたい。また、都道府県におかれては、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関及び関係団体にも周知徹底をお願いする。

なお、この通知については、警察庁、法務省及び文部科学省の了承を得ており、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用
改正法により、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について、法を準用することとさ

れた（法第5章の2関係）。

これは、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」といった配偶者からの暴力と同様の事情があり、その被害者を救済するために、法律上の支援の根拠の明確化及び保護命令の発令の必要性が認められることから、配偶者からの暴力に準じて、法の対象とすることとされたものである。

また、配偶者から暴力等を受けた後に離婚等をし、引き続き暴力等を受ける場合については適用対象とされていることから、生活の本拠を共にする交際相手から暴力等を受けた後に生活の本拠を共にする関係を解消し、引き続き暴力等を受ける場合についても、同様に適用対象となるようにすることとされたものである。

- (1) 法第28条の2中「生活の本拠を共にする」場合とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味するものとして考えられている。

生活の本拠については、実質的に生活をしている場所と認められる場所をいい、例えば、居住期間の単純な長短のみで決まるものではないと考えられている。具体的には、住民票の記載、賃貸借契約の名義、公共料金の支払い名義等の資料から認定し、判断することができることがあるほか、そのような資料が存在しない場合であっても、写真、電子メール、関係者の陳述等から生活の実態を認定し、判断されることとなると考えられている。

なお、法にいう「配偶者」には、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むと定められており（法第1条第3項）、「婚姻意思」、「共同生活」、「届出」のうち「届出」がないものがいわゆる事実婚として整理されるのが一般的とされているところ、新たに適用対象とされた生活の本拠を共にする交際相手については、さらに「婚姻意思」も認められない場合を想定したものとされている。

- (2) 法第28条の2中「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営ん

でないもの」については、婚姻関係において一般的に見られる客観的な共同生活の実態を参考にしつつ、その有無を判断すると考えられており、例えば、専ら交友関係に基づく共同生活、福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、又は専ら血縁関係、親族関係に基づく共同生活などを挙げることができ、これらに該当するものは法の適用対象から除外されることとなると考えられている。

(3) 保護命令の申立てをする場合においては、被害者は「生活の本拠を共にする交際」であることを立証し、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」の該当性については、相手方が立証責任を負うことが想定されている。

(4) 改正法の施行前に生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫がされていた場合であっても、改正法の施行後は、法第28条の2に基づき保護命令の申立てをすることができることとされている。

2 施行期日等

改正法は、公布の日から起算して6月を経過した日（平成26年1月3日）から施行するものとされた（附則第1項関係）。

また、改正法により、法律の題名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めることとされたほか、その他所要の規定の整備が行われた。

3 留意事項

改正法は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講じるため、議員立法により制定されたものであり、その施行に伴い基本方針の見直しを行った。これらの制定の趣旨を踏まえた留意事項は次のとおりである。

(1) 法に基づく施策の対象

法第28条の2においては、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、法に定められる全ての施策が適用されるように、この法律の規定が準用され、必要な読替えが行われている。そこで、配偶者からの暴力の防止及びその被害者の保護に関する施策につい

ては、1や基本方針を参照いただき、原則として、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び被害者もその対象となることに御留意いただきたい。

また、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）では、1の内容を踏まえ、及び関連の施策についての情報の収集に努め、相談、情報提供等の業務を行うことに御留意いただきたい。

（2）保護命令制度の適切な運用の実現

ア 改正法の施行に伴い、支援センターが裁判所に提出する書面の様式を別紙1のとおり、また、その記載要領については別紙2のとおりとするので、活用されたい。なお、別紙1及び別紙2については最高裁判所の了承を得ている。

イ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者からの保護命令の申立てや発令の状況に関しては、保護命令手続における関係機関が定期的かつ実践的な情報交換を行うとともに、職務関係者に対する研修等により周知することに御留意いただきたい。

ウ 支援センターにおいては、保護命令制度の適切な運用の実現に向け、基本方針や関連通知を参照いただき、被害者に対し、無審尋の発令（法第14条第1項、第28条の2関係。保護命令を審尋の期日を経ずに発するもの。）等について説明し、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう配慮するとともに、保護命令の発令後においては、被害者の住所又は居所を管轄する警察や新たな避難先となる地方公共団体と連携し、被害者の安全の確保を図るよう御留意いただきたい。

エ 関係機関等が参加する協議会等の場では、保護命令制度の運用において調整を要する事項に関し、例えば、生活の本拠を共にする交際相手か

らの暴力に係る申立て、無審尋に係る申し出、広域的な連携など、現場における対応を想定し、相互の協力の在り方等について実践的な検討を行うことに御留意いただきたい。

（3）その他

ア 交際相手からの暴力に係る相談等については、これまで、婚姻関係に至った場合における暴力の予防という観点から、支援センターにおける相談の対応を周知しているところであるが、改正法により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に関しても法の適用対象となったことから、支援センターにおいては、引き続き、相談窓口の利用を周知し、相談に対応するよう御留意いただきたい。また、婦人相談所においては、

従来より、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に関するものも含め、売春防止法（昭和 31 年法律 118 号）に基づく運用により適切な対応を行うこととされており、引き続き対応されるよう御留意いただきたい。

- イ 若年層への教育啓発に関しては、学校において、専門的な知識や経験を有する有識者等の派遣等の方法により実施することも考えられる。

（別紙省略）

府 共 第 6 0 7 号
雇 児 発 1003 第 1 号
平成 25 年 10 月 3 日

都道府県知事 殿

内 閣 府 男 女 共 同 参 画 局 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行
について

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）については、一部を除いて、平成 25 年 10 月 3 日から施行されることとなった。

改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「法」という。）においては、国及び地方公共団体は、ストーカー行為等（法第 2 条第 2 項の「ストーカー行為」又は第 3 条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援等に努めなければならないこととし、これらの支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないとされた。

関係規定の概要及び施行に当たっての留意事項等は下記のとおりであるので、各地方公共団体において施策を実施する際は、法及び下記に示す留意事項等に十分配慮し、ストーカー行為等の防止及び被害者に対する支援に万全を期されたい。また、都道府県におかれては、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等に係る内容があることから関係部局が本通知を共有するとともに、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関及び関係団体にも周知徹底をお

願います。

なお、この通知については、警察庁の了承を得ているとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 国、地方公共団体による支援（第 8 条関係）

法第 8 条第 1 項において、国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する支援並びに民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならないこととされている。

ストーカー行為等を防止するとともにその被害者の救済を図るためには、警察のみならず、国、地方公共団体等が一体となって対策に取り組むことが重要であることから、本条において、国及び地方公共団体には、ストーカー行為等の防止、被害者に対する支援に努める責務があることが明らかにされたものである。

(1) ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及

法第 8 条第 1 項中「ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及」については、例えば、法で規制されるストーカー行為等の具体的内容、ストーカー行為等から身を守る方法、被害を受けた場合の対処方法、相談窓口・支援機関等について広報啓発活動を行うことが考えられる。

(2) ストーカー行為等の相手方に対する支援

法第 8 条第 1 項中「ストーカー行為等の相手方に対する」支援については、例えば、被害者の相談対応やカウンセリングの実施等が考えられる。

また、改正法により、国及び地方公共団体が努めなければならないとされるストーカー行為等の相手方に対する支援に、「婦人相談所その他適切な施設による」支援が追加された。支援体制については、要保護女子、配偶者からの暴力被害者等の相談、一時保護等の支援を行ってきた「婦人相談所その他適切な施設」を法律上に明記することによって、国及び地方公共団体の努力義務が明らかにされたものである。「その他適切な施設」としては、各都道府県の実情に応じて様々な形が考えられ、男女共同参画センターにおける相談対応の一環として受け付けることや、独自に相談施設等を設けて対応することも想定されている。

(3) ストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援

法第 8 条第 1 項中「ストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援」については、例えば、被害者に対する民間

の活動の紹介、民間の団体に対する助成や情報提供が考えられる。

(4) 体制整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等

改正法では、被害者にとって支援等がより充実したものとなることを意図し、法第8条第2項において、国及び地方公共団体は、同条第1項の支援等を図るため、「必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置」に努めなければならないことが明記された。

2 施行期日等

上記のほか、改正法では、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化することとされた。

電子メールを送信する行為の規制に係る規定については、公布の日から起算して20日を経過した日（平成25年7月23日）から、その他の規定については公布の日から起算して3月を経過した日（同年10月3日）から施行されるものとされた。（改正法附則第1条関係）

3 留意事項

(1) 各都道府県警察との連携

各都道府県警察では、地域におけるストーカー行為等の実情を把握するとともに、法に基づく警告、禁止命令等の措置や援助措置を講じていることに鑑み、地方公共団体による支援等に際しては、警察と連携し、適切な役割分担の下に、被害者の安全の確保が図られるよう御留意いただきたい。

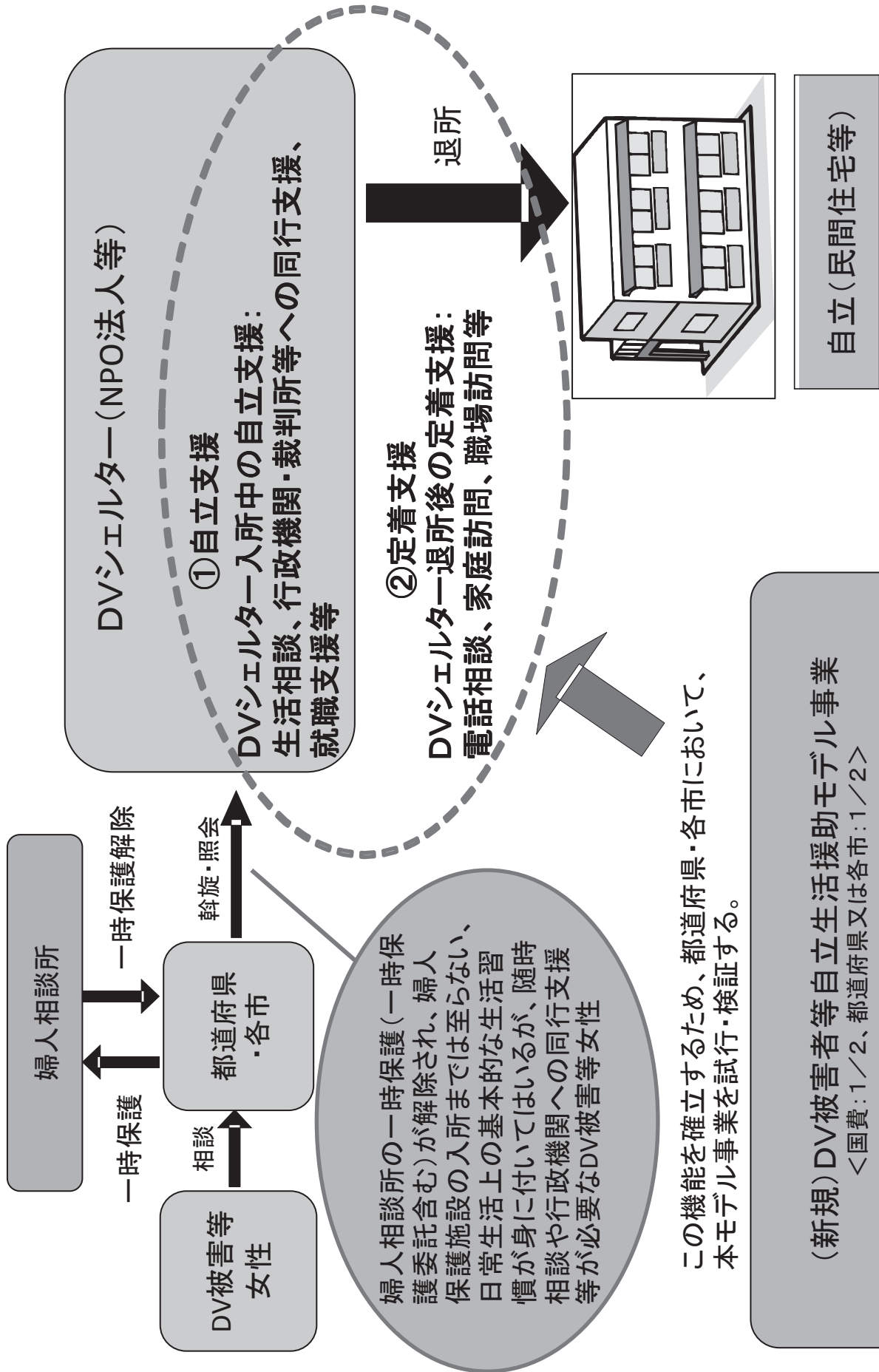
また、婦人相談所における被害者の一時保護については、各都道府県警察から支援の要請があった場合など、被害者の状況等に応じて速やかに一時保護の可否を判断されるよう御留意いただきたい。

配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力相談を受けた際、つきまとい等の被害がある場合には、その態様によっては法の適用が可能なものがあることから、警察との連携に御留意いただきたい。

(2) 関係機関の連携体制の構築

各都道府県警察では、関係機関及び関係団体と連携の上、援助措置を講じていることに鑑み、地方公共団体による支援等に際しては、警察のみならず、関係機関及び関係団体とも緊密に連携協力を図ることに御留意いただきたい。

DV被害者等自立生活援助モデル事業(イメージ)



婦人相談所等における人身取引被害者の保護の状況

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成25年3月31日現在）

- 保護した被害者はすべて女性で合計356人。うち350人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計16人。最年少は15歳。平均年齢24.9歳。

①年度別保護実績（合計356人）

平成13年度	1人（タイ1人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度	39人（タイ22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）
平成21年度	14人（フィリピン7人・タイ4人・中国2人・台湾1人）
平成22年度	33人（フィリピン25人・日本4人・タイ3人・韓国1人）
平成23年度	35人（インドネシア13人・フィリピン11人・タイ10人・中国1人）
平成24年度	13人（フィリピン8人・タイ4人・台湾1人）

②都道府県別保護実績(合計356人)

愛知県 67人 長野県 39人 東京都 **37人 千葉県 31人 栃木県 29人
岐阜県 22人 秋田県 18人 島根県 14人 岡山県 13人 山口県 10人
広島県 *9人 鳥取県 9人 群馬県 9人 神奈川県 8人 茨城県 8人
大阪府 11人 福岡県 7人 熊本県 7人 兵庫県 6人 徳島県 3人
鹿児島県 2人 福島県・埼玉県・新潟県・静岡県・三重県・大分県・沖縄県 各1人

*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

**3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

③一時保護委託実績(356人のうち119人)

平成17年4月1日～平成25年3月31日までに119人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 *47人・母子生活支援施設41人・民間シェルター31人
児童自立援助ホーム1人

*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

④平均保護日数 39.1日

人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について

〔平成 23 年 7 月 1 日〕
人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。

近年、ブローカー等が被害者を偽装結婚させるなどして就労に制限のない在留資格を取得させるなど、人身取引の手口はより巧妙化・潜在化してきているとの指摘もあり、関係行政機関においては、潜在化している可能性のある人身取引事案をより積極的に把握し、その撲滅と被害者の適切な保護を推進する必要がある。

人身取引被害者の認知については、平成 22 年 6 月 23 日「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」が関係省庁により申し合わされたところ、この度、新たに人身取引対策行動計画 2009（平成 21 年 12 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、人身取引事案の取扱方法のうち被害者の保護に関して、被害者保護のための着眼点及び関係行政機関において講ずべき措置について整理し、あわせて、人身取引対策に携わる関係行政機関、団体等における活動の参考に供するため、別紙のとおり、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」を取りまとめた。

関係省庁においては、今後、別紙に示す事項が実施され、その実効が上がるよう、関係職員に対する十分な周知を図るなど必要な措置を講ずることとする。その際、一人でも多くの人身取引被害者を保護するため、関係行政機関において被害者に該当する可能性がある者を認知した場合には、できるだけ幅広く保護を念頭に置いた措置を講ずることとする。また、当初人身取引被害者に該当する可能性があると思われた者が後に該当しないと判明した場合においても、その者が置かれている状況やその者の人権に十分配慮して取り扱うこととする。

人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）

1 被害者保護のための着眼点

人身取引被害者を適切に保護するためには、次の点に着眼する必要がある。

(1) 被害者の安全確保

被害者が悪質な雇用主、ブローカー等から危害を加えられるおそれ強いこと等を踏まえ、被害者の安全確保、二次的被害の防止・軽減等を図る必要があること。

(2) 被害者としての立場への配慮

被害者に対して被害者保護施策の周知等十分な説明を行うとともに、被害者が犯した犯罪が人身取引被害の一環として同取引に付随して行われたものである場合には、以後の捜査の状況を勘案しつつ、被害者としての立場に十分配慮した措置に努める必要があること。

(3) 被害者の法的地位の安定

被害者の保護を優先する観点から、被害者の立場を十分考慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、その法的地位の安定を図る必要があること。

(4) 被害者の滞在中長期化への配慮

刑事手続への協力、偽装結婚していた場合の離婚手続、母国の安全上の問題等により、被害者の滞在中長期化する場合があります。言語や生活習慣の違い、集団生活、行動の制限等が被害者の負担になっていることから、被害者の希望等を勘案し、カウンセリングを行うなど必要な支援を行う必要があること。

2 平素からの措置

各行政機関においては、人身取引被害者又はそれに該当する可能性がある者を認知した際や人身取引被害者の保護に当たり、関係行政機関間で相互の連携協力が円滑に図られるよう、平素から、

- ① 各行政機関の人身取引対策に係る連絡窓口を一元化し、責任者を置くとともに、他の都道府県の関係行政機関からの連絡も円滑に行うことができる体制を整備する
- ② 関係行政機関の連絡窓口を確認するとともに、窓口担当者等の変更があった場合には直ちに関係行政機関に連絡する
- ③ 関係行政機関の連絡会議等を開催するなどし、人身取引対策に係る情報を共有するとともに、各行政機関の業務内容について理解を深めた上で、人身取引被害者の保護に係る具体的な措置要領について認識を共有する
- ④ 人身取引被害者やその関係者に接する可能性のある職員に、人身取引被害者認知・保護のための着眼点並びに人身取引被害者に該当する可能性のある者を認知した際に採るべき措置及び被害者の保護に関する措置を周知するなど、必要な措置を講ずる。

3 被害者の保護に関する措置

- (1) 警察、入国管理局、法務局、婦人相談所、児童相談所、労働基準監督署、外務本省等の関係行政機関の各種窓口において、相談者等が、人身取引被害者又はそれに該当する可能性がある者と判断される場合には、その者を保護することを念頭に置き、必要に応じて警察、入国管理局、海上保安庁、婦人相談所（相手方が女性の場合に限る。以下同じ。）及び児童相談所（相手方が児童の場合に限る。以下同じ。）に速やかに通

報又は連絡し、より専門的な判断を求めるなど、相互に連携の上、対応する。この際、人身取引被害者の円滑な保護を図るため、関係行政機関間で相互に十分な情報共有を図る。

- (2) 通報又は連絡を受けた警察、入国管理局、海上保安庁、婦人相談所及び児童相談所は、当該通報又は連絡に係る者が人身取引被害者である場合においては、相互に連携の上、当該人身取引被害者を保護するとともに、潜在している人身取引被害者の早期発見に努め、人身取引被害者の安全を確保する。この際、これらの関係行政機関は、必要に応じて連絡会議等を開催し、相互に情報の共有を図り、保護に要する期間の見通し等を共有するなどして、それぞれの機関の対応に齟齬が生じることのないように留意する。
- (3) 関係行政機関は、人身取引被害者等が民間シェルター等に保護されている場合は、被害者の所在が明らかになり被害者等に危険が及ぶ可能性が生じないように、細心の注意を払う。また、被害者が外出する場合には、関係行政機関の職員が付き添うなど、被害者の安全確保に万全を期す。
- (4) 関係行政機関は、人身取引被害者の保護に当たって、例えば、被害者が外国人である場合には母国語により対応し、女性である場合には女性職員が対応するなど被害者の不安感の払拭に努める。また、人身取引被害者であることが判明した被害者に対して、被害者保護施策の周知及び在留特別許可等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、可能な範囲で今後の捜査について説明を行う。
- (5) 捜査機関等は、刑事手続等の必要性から、被害者の保護の期間が中長期化することが見込まれる場合は、被害者及び被害者を保護している関係行政機関に対して、刑事手続や可能な範囲で今後の捜査の見通し等に関する十分な説明を行い、被害者の精神的負担の軽減に努める。
- (6) 捜査機関は、被害者からの事情聴取その他の刑事手続において、被害者の安全確保、二次的被害の防止・軽減等を図るため、被害者からの相談への対応及び事情聴取場所の配慮、被害者支援員等による法廷への付添い、被害者等通知制度による情報の提供等を行うとともに、公判手続における遮蔽措置、ビデオリンク方式による証人尋問等人身取引被害者の立場や心情に配慮した手続が実現されるように努める。また、婦人相談所等において保護されている被害者から事情聴取等を行う場合は、その時間、方法等について当該関係行政機関と事前に十分な調整を行う。
- (7) 捜査機関において、人身取引被害者が犯した犯罪が人身取引被害の一環として同取引に付随して行われたものである場合には、以後の捜査の状況を勘案しつつ、被害者としての立場に十分配慮した措置に努める。
- (8) 入国管理局は、被害者の立場を十分考慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、被害者が正規在留者である場合には、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法在留等の入管法違反状態にある場合には、在留特別許可を行って、被害者の法的地位の安定を図る。また、婦人相談所等は、必要に応じて各種手続への付添いを行うなど、被害者の精神的負担の軽減に努める。
- (9) 婦人相談所において、警察、入国管理局等の関係行政機関、在京大使館、IOM（国際移住機関）及びNGOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わず、人身取引被害女性の一時保護を行い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間警備体制の整備のほか、必要な通訳の確保、カウンセリング、医療ケア等の実施、被害者に対する法的援助に関する周知等、被害者の状況に応じ保護中の支

援を行う。なお、被害者が児童である場合には、児童相談所において、必要に応じて児童心理司等による面接、医師による診断等を行うとともに、高度の専門性が要求される場合は、専門医療機関と連携するなど、心理的ケアや精神的な治療を行う。

- (10) 帰国することができない被害者については、入国管理局は、本人の意思を尊重しつつ、個別の事情を総合的に勘案した上、必要に応じて就労可能な在留資格を認める。また、関係行政機関は、我が国で就労可能な在留資格が認められた被害者について、就労の希望等を勘案し、必要に応じて就労支援を行うように努める。

婦人相談所の指導的職員に対する研修体制の充実

国において、婦人保護事業に携わる各都道府県の指導的職員を対象にした研修を実施し、専門性の蓄積等を行い、複雑化する被害者のニーズに応えることができる支援技術の普及を図ることを目的とする。

連携・活用

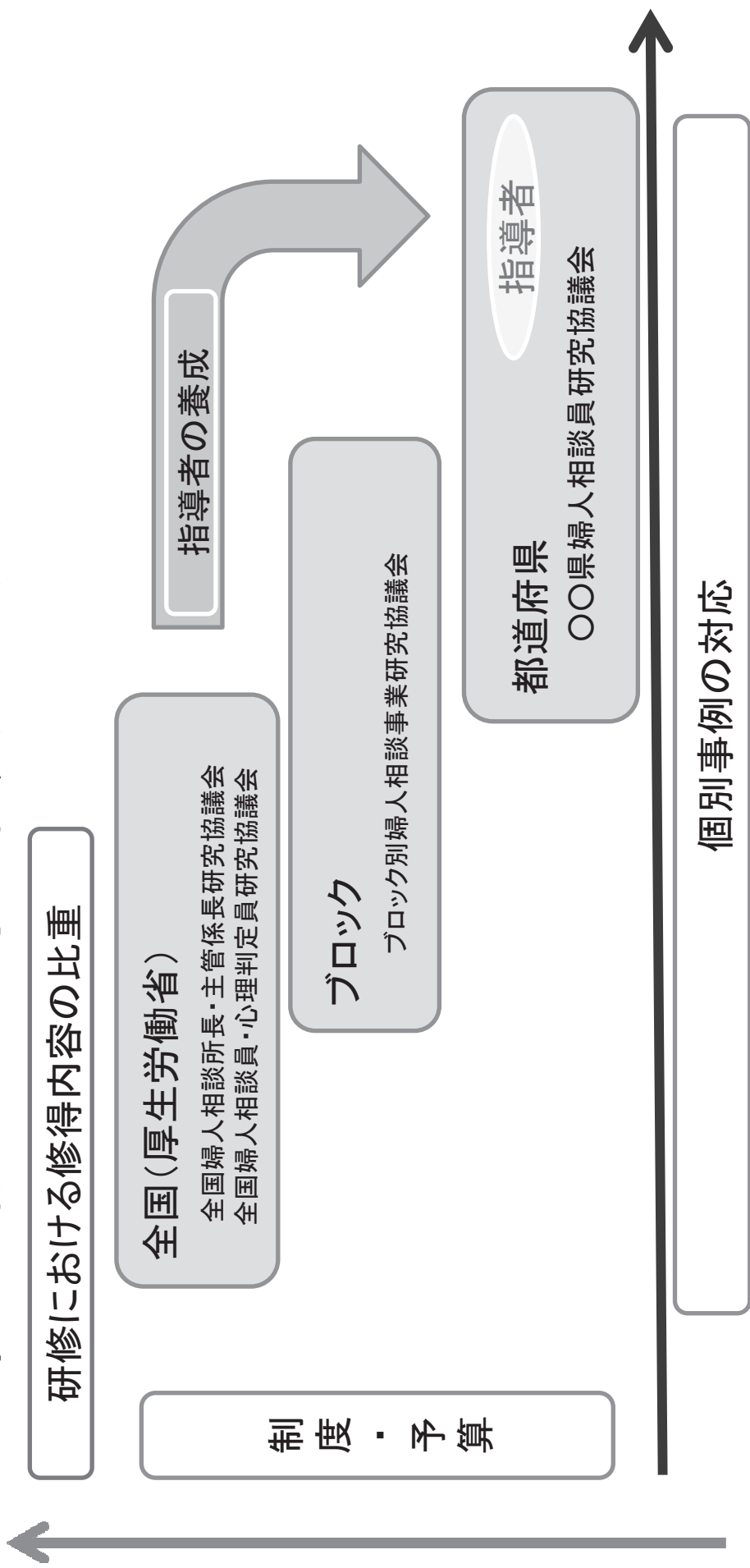
平成23年度厚生労働科学研究「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」(主任研究員 森川美絵(国立保健医療科学院))

実施期間 平成26年12月10日(水)～12日(金)〈受講受付期間:同院HPに別途掲載〉
 実施場所 国立保健医療科学院(埼玉県和光市)
 参加定員 30名
 参加資格 婦人保護事業に携わる行政機関等の指導的立場にある職員
 (照会先:国立保健医療科学院)

目的・ねらい

受講した者が、都道府県レベルの研修の指導者(講師)となることを通じ、継続的に婦人保護事業に携わる職員の専門性の向上を図る

婦人相談所の指導的職員に対する研修の位置付け



婦人相談所指導者研修

国において、各都道府県の指導的職員を対象に実施し、専門性の蓄積等を行い、複雑化する被害者のニーズに応えることができる支援技術の普及を図る

《指導者に求められる要素》

- 自身の実践経験
- ケース対応に必要な専門的知識・技術
- 管内における研修機会の確保
- 組織的対応に向けたマネジメント

平成24年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。
(以下は、平成24年4月1日～平成25年3月31日の状況である。)

1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。また、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

さらに、平成25年6月26日に、「DV防止法」及び「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下、「ストーカー規制法」という。)が改正され、ストーカー規制法において、ストーカー被害者の支援を婦人相談所が行うことについて規定された。

(1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて138,850人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による相談	電話相談		その他(メール等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	夜間相談				
実人員	(100%) 138,850	(11.2%) 15,527	4,629	675	(0.3%) 409	(87.7%) 121,726	24,593	(0.8%) 1,188
延人員	(100%) 231,842	(30.4%) 70,548	14,358	2,879	(0.4%) 899	(66.7%) 154,615	31,820	(2.5%) 5,780

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は9,355人であり、実人員総数の56.0%にあたる。(本表は、暴力被害男性<34名>を含まない。)

総数	夫等からの暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先なし 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	交際相手 の問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 等(※)	その他
(100%) 16,715	(56.0%) 9,355	(10.4%) 1,747	(6.1%) 1,023	(4.8%) 795	(3.9%) 646	(2.5%) 416	(3.8%) 644	(1.9%) 318	(1.0%) 169	(9.6%) 1,602

※本項目において、ストーカー被害者33名を含む。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への收容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

またDV法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

さらに、人身取引対策行動計画に基づき、被害者の一時保護（委託を含む）を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要 保 護 女 子 等	6, 189	1, 721	91, 688	24, 960
同 伴 す る 家 族	5, 376	2, 113	80, 059	30, 638

(4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

注) 在所者とは、前年度末在所者と平成23年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

総数	夫等からの暴力	帰住先なし住居問題	親族間の問題	子どもの問題	交際相手の問題	人身取引売春強要等(※)	医療関係	経済関係	離婚問題家庭不和	その他
(100%) 6,189	(70.7%) 4,373	(11.5%) 713	(5.2%) 320	(3.2%) 197	(3.9%) 239	(1.4%) 88	(0.6%) 36	(0.5%) 35	(0.8%) 53	(2.2%) 135

※本項目において、ストーカー被害者26名を含む。

(5) 一時保護後の状況

総 数	自 立	帰 宅	帰 郷	福祉事務所	婦人保護施設	友人宅・知人宅	民間団体	病 院	その他
(100%) 6,016	(16.0%) 964	(17.3%) 1,043	(18.2%) 1,093	(17.5%) 1,050	(10.7%) 641	(4.5%) 274	(1.8%) 108	(2.2%) 133	(11.8%) 710

2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされている。

平成25年4月1日現在、47都道府県453名（うち婦人相談所220名）、297市区782名、合計1,235名の婦人相談員が全国に配置されている。

(1) 相談別状況

種別	総 数	来 所 に よ る 相 談			巡回相談、出張相談による相談	電 話 相 談		そ の 他 (メール等)	
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	巡回相談、出張相談による		夜間相談			
実 人 員	(100%) 140,629	(48.7%) 68,485		6,466	2,843	(2.4%) 3,421	(47.7%) 67,115	1,184	(1.2%) 1,608
延 人 員	(100%) 327,502	(56.2%) 184,229		14,453	9,336	(3.5%) 11,349	(38.8%) 127,094	2,235	(1.5%) 4,830

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は20,828人であり、実人員総数の30.1%にあたる。注)暴力被害男性(97名)は含まない。

総数	夫等からの暴力	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰住先なし 住居問題	子どもの問題	親族間 の問題	交際相手 の問題	人身取引 売春強要 等(※)	その他
(100%) 69,146	(30.1%) 20,828	(19.1%) 13,240	(14.8%) 10,262	(8.2%) 5,660	(6.4%) 4,436	(6.1%) 4,212	(4.5%) 3,115	(1.4%) 922	(0.4%) 249	(9.0%) 6,222

※本項目において、ストーカー被害者26名を含む。

3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成25年4月1日現在39都道府県に49か所設置されている。

また、DV防止法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行なうことができることとされている。

(1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在所延人員
要保護女子等	419	728	748	399	150,116
同伴する家族	32	411	403	41	16,133
うち同伴児	32	407	398	40	16,078

(2) 在所者の入所時における主訴別内訳

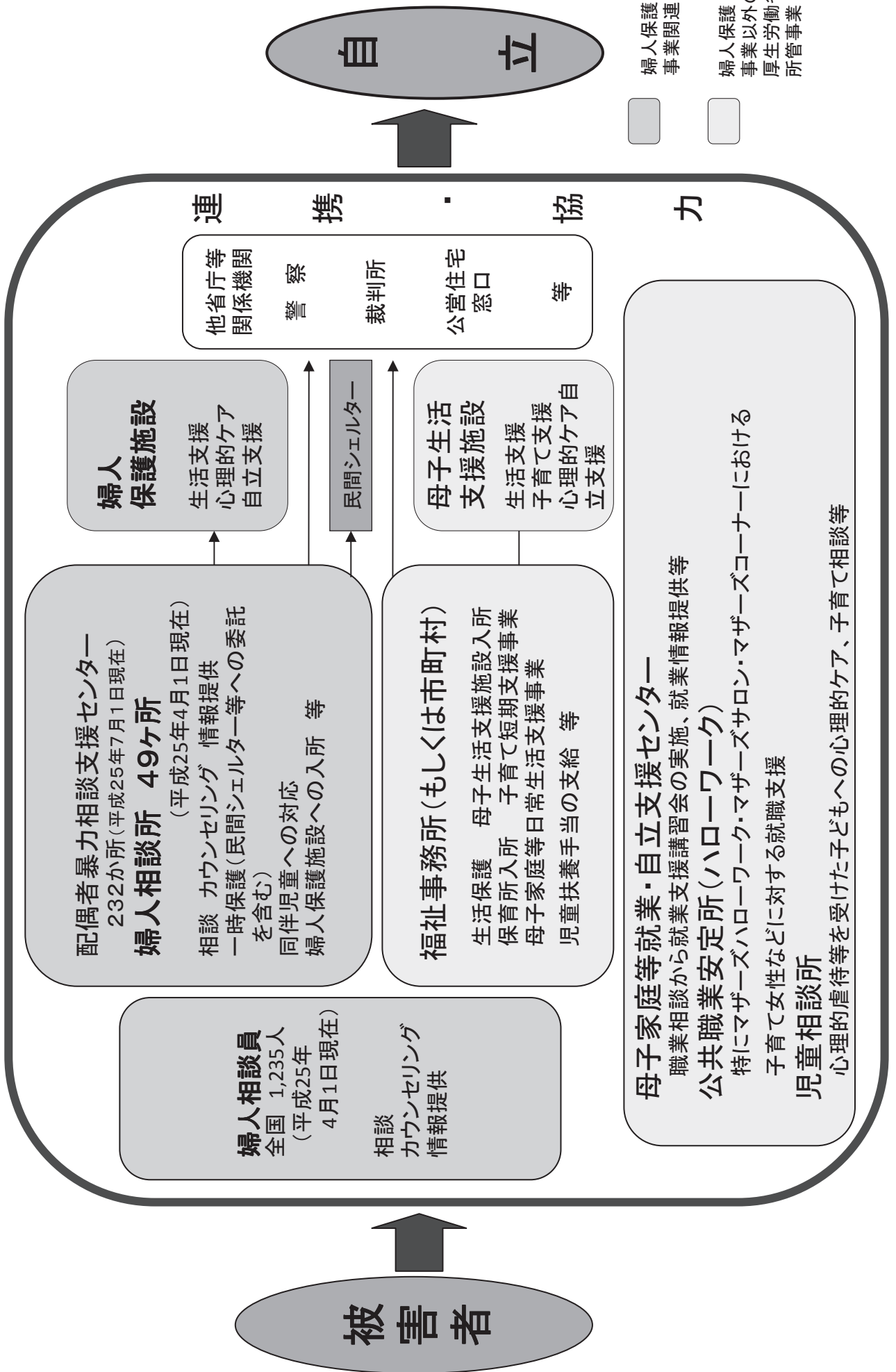
在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等からの暴力」を主訴とする者が43.4%にのぼり、次いで「帰住先なし・住居問題」を主訴とする者が25.4%にのぼる。

注)在所者とは、前年度末在所者と平成23年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

総数	夫等からの暴力	帰住先なし 住居問題	医療関係	親族間 の問題	子どもの問題	交際相手 の問題	人身取引 売春強要 等(※)	経済問題	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 1,147	(43.4%) 498	(25.4%) 292	(7.0%) 80	(8.7%) 100	(3.9%) 45	(2.6%) 30	(2.3%) 26	(2.4%) 28	(1.2%) 14	(2.9%) 34

※本項目において、ストーカー被害者1名を含む。

厚生労働行政における婦人保護事業関係機関（概要）

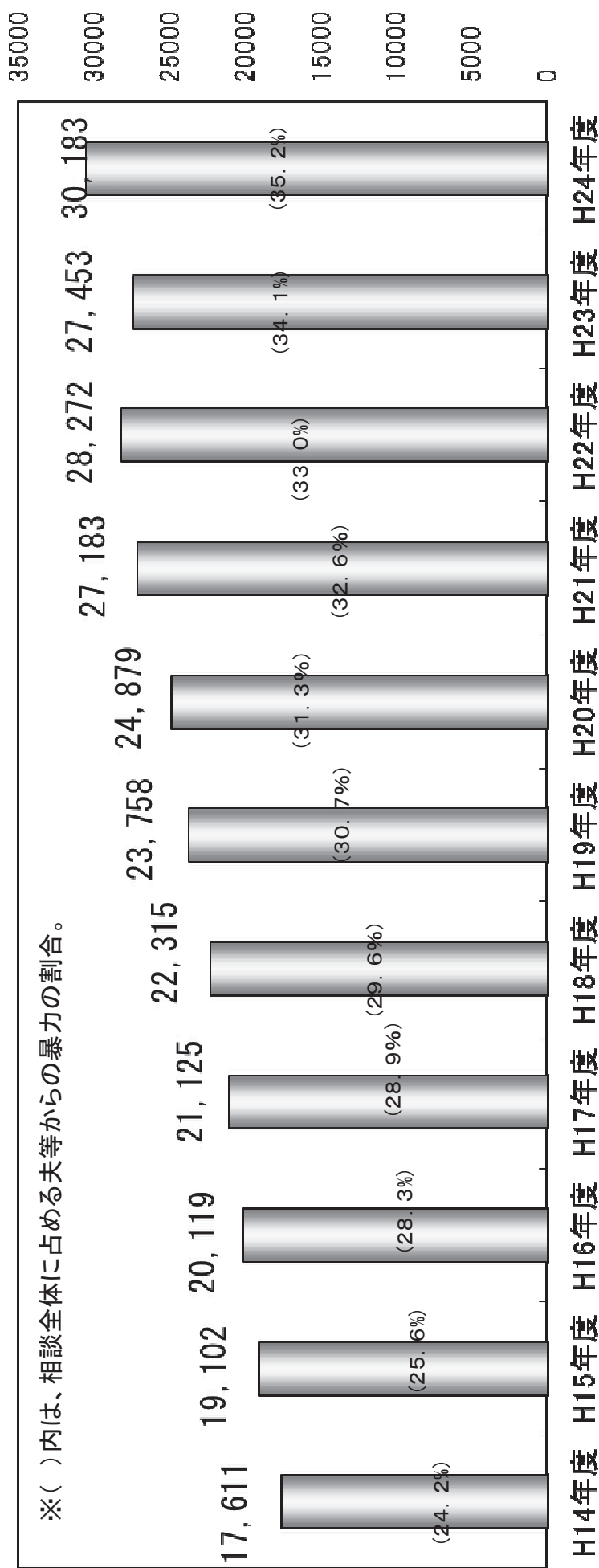


婦人相談所及び婦人相談員による相談

○婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は、年々増加。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合（来所相談）

（人数）

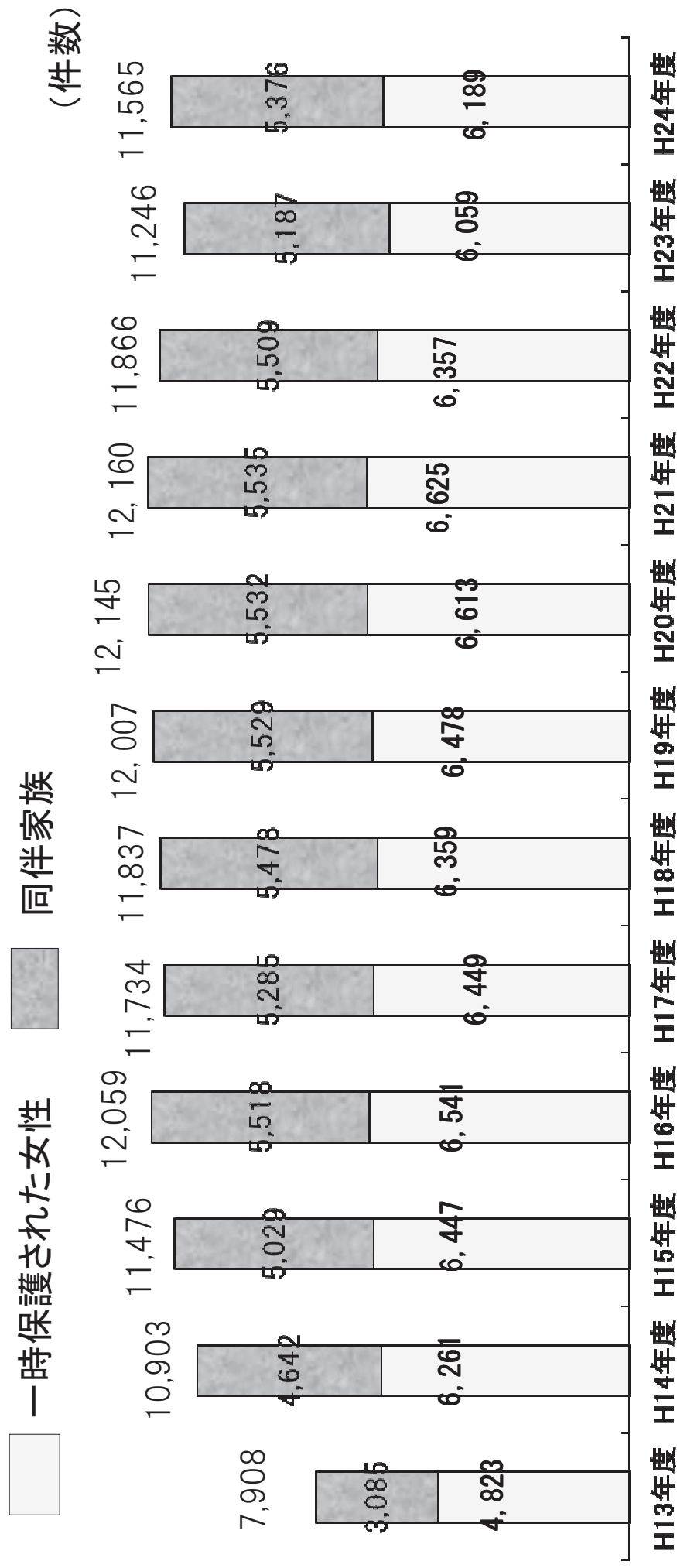


（厚生労働省家庭福祉課調べ）

婦人相談所による一時保護者数の推移

○婦人相談所により一時保護された女性は約6千2百人。同伴家族の数が約5千4百人で、合計約1万2千人となっている。

○一時保護件数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。



一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成25年4月1日現在で328施設。
(うちDV防止法第3条第4項に基づく委託先でない施設(売春防止法・人身取引関係のみ)が2か所)
- 平成24年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,834人。
(女性本人1,721人、同伴家族2,113人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.5日となっている。

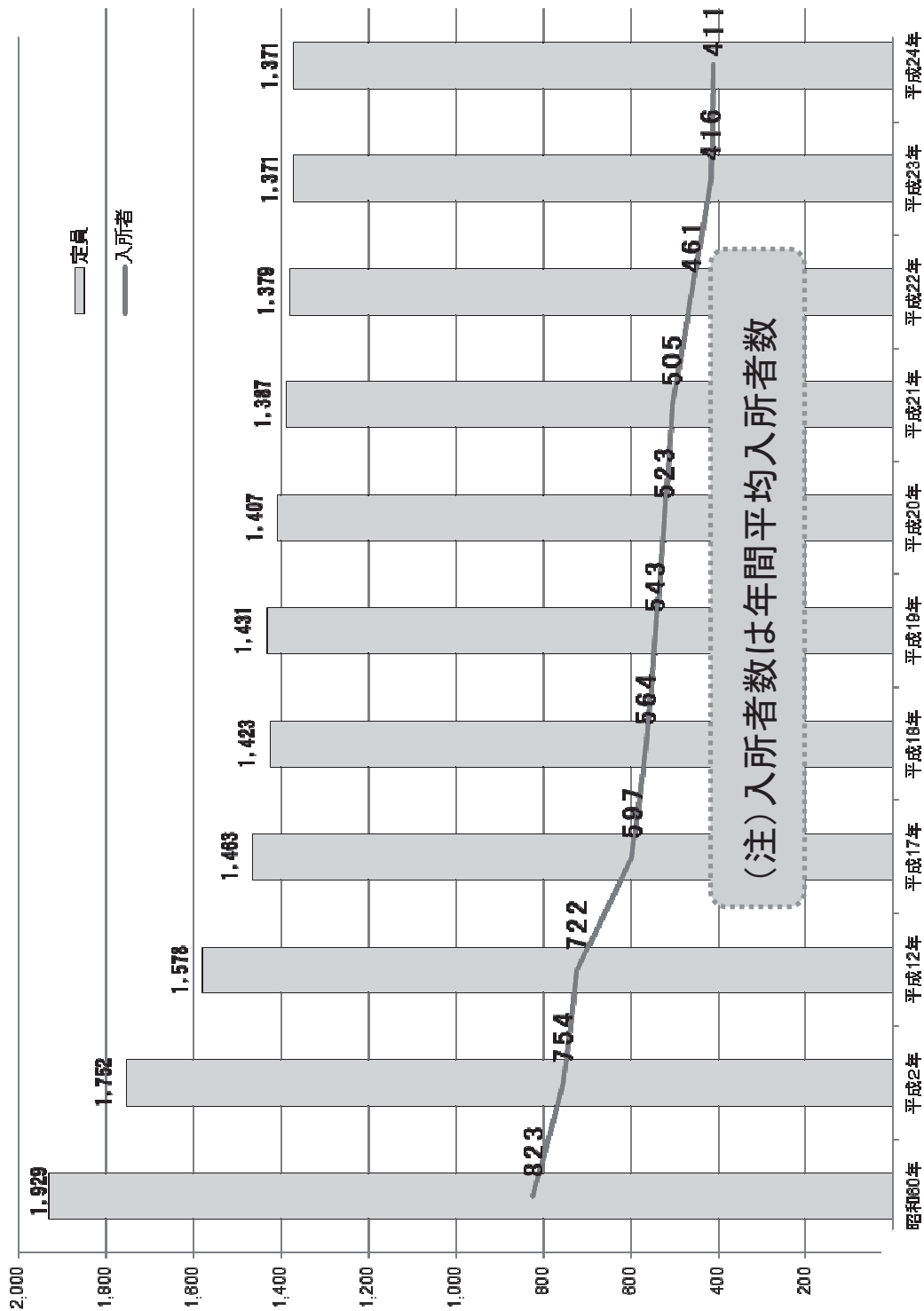
一時保護の委託契約施設数(平成25年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設(注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数(注2)	106 (108)	105 (98)	45 (32)	20 (22)	9 (8)	8 (8)	25 (19)	6 (6)	4 (2)	328 (303)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、平成24年4月1日現在

婦人保護施設の入所者数及び定員の推移

(単位:人)



○婦人保護施設の入所者数及び定員は年々少ずつ減少してきている。

○定員に対する充足率も低下してきている。

昭和60年

42.7%



平成24年度

30.0%

注) 入所者のうち、平成17年度までは10/1時点、平成17年度以降は年間平均

DV関連事業 都道府県別実施状況 (H25年度)

(平成25年度 国庫補助金・負担金 交付申請ベース)

都道府県名	DV対策機能強化事業 (県数)					婦人相談所・婦人相談所一時保護 (県数)					婦人保護施設 (施設数)				
	休日夜間 電話相談	DV被害者 保護支援 ネット ワーク	DV相談担 当職員研 修	外国人専 門通訳者 養成研修	法的対応 機能強化 事業	外国人婦 女子緊急 一時保護 経費	広域措置 経費	心理担当職員 配置	夜間警備 体制	同伴児童の対 応等を行う職 員配置	退所者自 立生活援 助事業	心理担当職員 配置	夜間警備 体制	同伴児童の対 応等を行う職 員配置	地域生活 移行支援
1 北海道		◎	◎		◎			◎	◎	◎					
2 青森	◎	◎	◎			◎	◎	◎							
3 岩手	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎		◎			
4 宮城		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎			◎			
5 秋田	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎					
6 山形	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎					
7 福島	◎	◎	◎		◎	◎	◎(0.5名)	◎	◎(1.5名)	◎	◎(0.5名)		◎(1.5名)		
8 茨城	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎						
9 栃木	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎			◎			
10 群馬	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎			◎			
11 埼玉	◎	◎	◎(他事業で 実施)		◎	◎	◎	◎	◎(2名)			◎			
12 千葉	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		◎×1				◎
13 東京	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎(2名)	◎×5	◎×5	◎×5	◎×7	◎×3	
14 神奈川	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎2名	◎			◎
15 新潟	◎	◎	◎		◎	◎		◎				◎			
16 富山	◎	◎	◎		◎		◎	◎							
17 石川	◎	◎	◎		◎		◎	◎							
18 福井	◎														
19 山梨	◎	◎	◎			◎									
20 長野	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎							
21 岐阜	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎			◎			◎
22 静岡	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎						
23 愛知	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎×2			
24 三重	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
25 滋賀	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
26 京都	◎	◎	◎		◎	◎									
27 大阪	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎×2	◎×3	◎×3	◎×2		
28 兵庫	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
29 奈良	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎						
30 和歌山	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎						
31 鳥取	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
32 島根		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
33 岡山		◎	◎	◎		◎	◎	◎							
34 広島	◎	◎	◎		◎	◎						◎			◎
35 山口	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎					
36 徳島	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎							
37 香川	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎			◎			
38 愛媛	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎							
39 高知	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
40 福岡	◎	◎	◎		◎	◎		◎				◎×2			◎
41 佐賀						◎						◎			
42 長崎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎
43 熊本	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
44 大分	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
45 宮崎	◎	◎				◎						◎			
46 鹿児島			◎			◎	◎	◎	◎			◎			
47 沖縄	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎	
合計 (◎+◎)	40	44	44	3	36	36	35	34(33.5人)	36	20(22.5人)	13	12(12.5人)	26	4(11.5人)	7
内、県単事業 (◎印)	3	0	2	1	0	0	0	2(1.5人)	1	1(1.5人)	2	1(0.5人)	0	1(1.5人)	1
婦人保護施設全数 (49施設) 中															

(注1) 「◎」は国庫補助金等交付(申請)県、「○」は単独事業実施県。
(注2) 下線部有りの事業については、人数(職員数)についても記載する事。